

第三百三十六回 参議院金融問題等に関する特別委員会会議録第三号

平成八年六月十一日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月十日

辞任

本岡 昭次君

六月十一日

辞任

荒木 清寛君

補欠選任

国井 正幸君

補欠選任

山本 保君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

坂野 重信君

中曾根弘文君

前田 勲男君

吉村剛太郎君

直嶋 正行君

林 寛子君

一井 淳治君

筆坂 秀世君

委員

笠原 潤一君

金田 勝年君

佐藤 静雄君

関根 則之君

橋崎 泰昌君

服部三男雄君

平田 耕一君

保坂 三蔵君

真島 一男君

松村 龍二君

三浦 一水君

阿曾田 清君

荒木 清寛君

衆議院議員

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

政府委員

内閣法制局長官

警察庁刑事局長

総務庁人事局長

防衛庁参事官

防衛庁人事局長

防衛庁装備局長

法務大臣官房長

法務省民事局長

法務省刑事局長

法務省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

文部大臣官房長

厚生省老人保健局長

農林水産大臣官房長

農林水産省経済局長

農林水産省経済局長

農林水産省経済局長

農林水産省経済局長

農林水産省経済局長

農林水産省経済局長

農林水産省経済局長

本日の会議に付した案件

○公聴会開会承認要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金融機関の更生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案(衆議院提出)

○委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

○委員(坂野重信君) ただいまから金融問題等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

○委員(坂野重信君) ただいまから金融問題等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

○委員(坂野重信君) ただいまから金融問題等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

○委員(坂野重信君) ただいまから金融問題等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

○委員(坂野重信君) ただいまから金融問題等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

○委員(坂野重信君) ただいまから金融問題等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、本岡昭次君が委員を辞任され、その補欠として国井正幸君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅金融専門会社がある債権の時効の停止等に関する特別措置法案、以上六案を一括して議題といたします。

○委員長(坂野重信君) この際、公聴会の開会承認要求に関する件についてお諮りいたします。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案外五案の審査のため、来る六月十四日午後一時に公聴会を開会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認めます。つきましては、公聴会の数及び選定等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(坂野重信君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案外五案の審査のため、明日、全国銀行協会連合会会長橋本俊作君、前大蔵省銀行局長寺村信行君及び弁護士田中清隆君をそれぞれ参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(坂野重信君) それでは、これより質疑に入ります。

○閣僚則之君 自由民主党の閣僚則之でございます。

きょうは、自由民主党を代表いたします質問の一番手を承りまして、金融関係法案等につきまして御質問を申し上げます。テレビが入っておりますので、いつも申し上げますけれども、私に答弁するんではなくて、私の後ろで聞いていらっしゃる国民の皆様様にできるだけわかりやすく御答弁をいただければありがたい、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、参議院の自民党、社会民主党、新党さきがけ三党は、平成八年度の予算案が通過いたしました段階で、五月十三日付で、三党の連名をもちまして総理大臣あてに申し入れを行っております。主として住専処理の関連につきましての三項目の申し入れでございます。

もう既にあれから約一カ月を経過するわけでございまして、きのうの国会におきます我が党代表の前田先生からの質問の中にもございましてけれども、私どもは真剣にこの問題、この申し入れに当たっているつもりでございます。それをお受けいただきました政府として、総理として、また大蔵大臣として、どのようにこれを受けとめていただき、またどのような対応策をとっていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思っております。

特に、この申し入れは三点にわたっておりますが、中心的な課題は、住専処理につきまして公的負担六千八百五十億を投入する予算を通しましたけれども、実質的には国民の負担にならないように、国民の負担をなくすように、そういう措置を早急にとっていただきたい、これがこの申し入れの中心的な課題であるわけでございしますが、その辺につきましてどのように対応なさいましたか、お尋ねを申し上げます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 参議院の与党三党からお申し入れをいただきました内容は、今まさに

委員が御指摘になりましたように、住宅金融専門会社の処理などにつき関係金融機関などに新たな寄与を求め、結果として国民の負担を可能な限りなくすように努める。同時に、住専処理機構を早急にスタートさせて債権回収などを図るよう促す、同時に金融機関等の関係者に対して徹底した刑事・民事上の責任を追及する。そして、制度を整備した上で新たな金融システムの確立に努める。この三点であったと思っております。

政府としても、このお申し入れに対しては、この趣旨を真摯に受けとめながら最大限の努力を払ってまいりました。なお、関係金融機関などによる新たな寄与の問題につきましては、今後とも結果としてできる限り国民負担の軽減につながるように、関係金融機関などの自主的かつ真摯な取り組みというものを促しているさなかであります。

また、政府といたしましては、住専処理機構を国会で一日も早くお認めをいただき、一日も早く設立をする、そしてあらゆる手段をもって債権回収と責任の追及に取り組んでまいり所存であります。関係法案の一日も早い成立に御理解をぜひ賜りたいと心から願っております。

○閣僚則之君 総理を初め政府のサイドにおきまして、真剣に対応して何らかの解決策を見出したというところで御努力をいただいていることはわかりました。しかし、これは今の時点ではまだ解決策としてどうやろうという案は見つかっていないという状況でございますか。

○國務大臣(久保亘君) 与党三党から申し入れのございましたことにつきまして、今、総理から御答弁がございましたが、その趣旨に沿って、また、この住専問題処理に關しまして、この国会が始まりましたときから政府としても申し上げてまいりました方向に沿って、新たな寄与について関係金融機関との協議を進めているところでございしますが、今まだ具体的な方策についてお話を申し上げる段階まで来ておりません。しかし、できるだけ早く、必要に応じて私どもの方からも具体的な

方策についても提示する時があらうかと考えております。

○閣僚則之君 ただいまの答弁の中で総理はできるだけ早くこの法案を通していただきたいと、こういうお話がありましたけれども、私どもは違うんですよ、順序が。この法案を通すためには何とかその解決策を、国民の負担をなくす方策を、ああこういうふうにするんだなということをはっきりと確定していただいて、その上でこの法案を通す、そういうやり方はできないかということでは一生懸命我々は我々なりに相談もし決議もし、みんないろいろと政府側に対しても要望をしている、そういうことなんです。その順序をぜひひとつ、いずれは解決するんだというんじゃなくて、少なくともこの参議院の審議の途中で、審議の終わるまでの間に、審議終了までの間にその結論を出すということをお願いしたいと思っております。

ところが、いろんな話が出てきていますよね。預金保険料を引き上げるんだとか、あるいは安定化拠出基金に積み増しをするんだとか、場合によっては日銀で借り入れをするなり日銀から出させりゃいいんじゃないかと、そんないろんな話が出ております。そんな中に新しい基金をつくったかどうかというような話も出ておりますね。これはどうなんですか、新しい基金をつくらうという考え方があるんですか。それとも従来どおりの、預金保険機構の中の安定化基金というものを、その枠の中でやっていくという考え方が、その辺はどうなんですか。

○國務大臣(久保亘君) 新しい基金をつくって国民負担をできるだけ軽減する方向で運用するというのも一つの考えとして存在している方策だと思っておりますが、まだ具体的にこれらの考え方について、この問題について詰めて話をしようという段階まで来ていないということを申し上げます。

○閣僚則之君 新基金をつくるかあるいは従来の安定化基金を使うとか、まだそういうことにつ

いての具体的な判断はできていない、こういうこと
のようでございます。しかし、大体今週いっぱい
ぐらいでこの委員会の審議もできたら終えたい
というふうな話もあるぐらいですから、そんなに
のんびりしてたらこれはどうにもならなくなっ
てしまう、解決策が見出せない、そういうことにな
ってしまつては困りますので、極力急いでいた
だきたいと思ひます。

そこで、仮に、従来から考えております、今の
法案の中にも入っております金融安定化基金とい
うものを使って積み増しをして、それを使うこと
によって公的資金の投入を、予算は通つておりま
すけれども實際上、実質上使わなくて済むように
するためには、これは事務局で結構ですけれど
も、法律上、今の法案に手を入れる必要があるか
どうか、その辺お答えください。

○政府委員(西村吉正君) 御指摘の点が、現在、
法案の中に含まれております金融安定化基金
の追加拠出を国庫に還流させるというふうなこ
とであるとすればという前提でございますならば、
現在の住専処理法第九条におきましては、金融安
定化基金は、住専処理機構への出資や住専理
機構の円滑な業務の遂行のための助成金等を行
うために設置されたものでございます。したが
いまして、直接国庫へ還流するという仕組みに
なつておりませんので、仮にそういう御指摘だ
とするならば法案の修正が必要になる、こういうこ
とに相なるうかと存じます。

○閣下之君 多少の法案の修正は必要だとい
うようなお話ですが、私は、やりようによるとそ
んな大きな修正をしなくても済むんじゃないかな
と、そんな感じがします、場合によれば、です
から、そういう方式が、うまく話がつけば、それ
そ、一日、一日ぐらいで修正案をばんとやると
いうことだつて不可能ではないという感じが
いたします。

しかし、実際問題としては、そういう法案処理
ということになるかと多少やこしい話になるかな
という感じがするわけでございますけれども、ひ

とつ鋭意そういう点も事務的にも詰めておいて
いただきたいと思います。

ところで、日銀にもう少し働いてもらふとい
いますか、日銀から貸し付けなりなんの形でお
金を出していただく、こういう方法はとれないか
という観点から御質問を申し上げます。

今、日銀は一千億拠出することになっておりま
すが、そのために住専処理法の二十五条で法文を
設けております。しかし私は、この二十五条の
法文というのは本来置かなければいけない条文で
はないんじゃないかという感じがするんで
す。

というのは、住専処理法二十五条の規定は、
「日本銀行法第二十七条の規定にかかわらず、」
と書いてあるんです。ところが、日本銀行法二十
七条の規定というのはどういふふう書いてある
かといふと、「日本銀行ノ目的達成上必要アル
場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ」
やつてよろしいと書いてあるんです、いろんな
事を、目的に書いてある以外でも、目的とい
いますか各条項で書いてある以外でも、日銀
の設置目的にかなうときには大蔵大臣の許可さ
え得ればやることができますよということが書いて
あるんです。

それで、日銀の目的というのはどういふふう
書いてあるかといふと、まさに日銀法の第一
条で、いろいろありますけれども、「金融ノ調整
及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス」
と。やや難しい言葉ですけれども、要するに信用
制度の保持のために日銀は存在するんですよとい
うことが書いてあるんです。それが日銀の目的で
すよと書いてあるんです。「信用制度ノ保持」と
いうのは何ですか。まさに今皆さんが、我々がや
らうとしている住専処理じゃないですか。金融シ
ステムの維持のために、金融制度を安定化させる
ために国費まで投入して今住専を処理しちゃう
と、こういうことをやっているんでしょ。金融
制度の維持のためにやるんですから、その目的は
まさに日銀の目的であり、それになう仕事をや

らうとするのであれば、大蔵大臣さえ認可すれば
できるんじゃないですか。どうしてこんな規定
を、二十五条をわざわざ置く必要があつたんで
か、お答えください。

○政府委員(西村吉正君) 閣下委員御指摘のと
おり、現在の日銀法第二十七条のただし書きにお
きましては、「日本銀行ノ目的達成上必要アル場
合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ」は日銀
法に規定する業務以外の業務を行うことができ
てゐるところでございます。今、委員の御指
摘は、業務そのものではないかという御指摘で
ございましたが、業務以外の業務につきましては
このようにされてゐるところでございます。

ところで、日銀法第二十七条の認可を受ければ、
住専法案第二十五条によりまして日銀の拠出のた
めの根拠規定は不要ではないかという御指摘かと
存じます。現在提案申し上げております住専理
法案では、日銀の拠出は住専処理機構への出資の
原資となるものでございまして、その重要性にか
んがみ、拠出の根拠及び金額を明確にするという
観点からあえて明文上の規定を置いたものでござ
います。

○閣下之君 事務局だから余りはつきりした
答弁をいただけたんですけども、要する
に、基本的には日銀の目的の範囲内だし、これ
でいいじゃないかと思ふかもしれないけれど
も、より明確にするために明文の規定を置いた
んだと、こういう説明ですよ。私は、法制局の法
案審査のやり方の問題だとは思ひますけれども、
こういう今までの既定の法律があつて、その中
でその法文を使つてやるときには全然別な新しい
法律なんかつくる必要はないと思ふんですよ。そ
のためにやつぱり法案審査に時間を要しますし、
職員だって大変ですよ。細かいことを言えば、印
刷費だって余計にかかるわけですからね。私は、
そういうものは既存の体系の中で処理できるよ
うな法律をつくるべきだといふふうに考えていま
す。

だから、この次さらに、あるいは日銀が単なる

一千億の出資だけではなくて、これだけ日本の金
融システムを守るために、大変な住専処理とい
う大きな課題なんですよ。だから、さらに日銀が
出資しようとか、あるいは日銀法第一条の規定に
いうときには、まさに日銀法第一条の規定に
より、しかも日銀法第二十七条で大蔵大臣の認可
が得られれば、そういう寄与を日銀がすることが
できるんじゃないかと思ふんですよ。大蔵
大臣、いかがですか。

○国務大臣(久保亘君) 新たな寄与をどのよ
うな具体的な方策に基づいて進めるかということが
まだ確定できる段階でございせんが、今後新た
な寄与について具体的に検討が進む中で、日本銀
行の役割についても検討することにならうと思
へております。

○閣下之君 ぜい日本銀行も含めて、日本銀行
は、私は知らないのよと言ふのは本当におかし
いと思ふんですよ。日本銀行法第一条の目的が、
さつき申し上げましたように、日本における金融
の調整と信用制度の維持のために存在する、それ
が日銀なんですから、まさに日銀がしよばな
を切つてやらなきゃいけない。

私は、この法律の組み方を見ていて、ひょつ
とすると日銀の方から、認可申請を出すんとい
うのはばからしいから国で法律をつくつてくだ
さいと、そういうことになつたんじゃないかとい
う感じがするんですが、そういうことはありま
せんか。

私に言わせれば、現在の法律の中でもできる
ですよ、大臣の認可さえもらえば。読んだとお
り、繰り返しませんけれども、それを、わざわざ
置かなくてもいい規定を、明示的により明確に
するためにこんな規定を置いたというのでし
ょう。これは、日銀の方から、実は少し協力を
いという認可申請を出さなきゃだめなんです
よ、今までの法律では、それを日銀の方からは
出せないから、それじゃああなたの方で法律で
つくるようにしてくださいよと、そういう

ふうにしたんじやないかといううな感じがしますが、そういうことはありませんか。

○政府委員(西村吉正君) 必ずしも委員の御指摘のようなことではございませんで、関係者の間で所要の法律案というものを検討した中で生まれてきたことでございます。

○閣僚則之君 余り細かい法律のつくり方の問題で時間をつぶす余裕はありませんからそれはいいんですけれども、今御答弁をいただきましたように、ぜひひとつ大臣、日銀法をも含めて積極的な対応をしていただきたい。

また、法制局長官にもお願いをしておきますけれども、ぜひそういうときに、わざわざ寝た子を起すような形でちこちひっくり返して、膨大な法律をあちこち手当てしなきゃできませんよと、そういうことじゃなくて、既定の体系の中でできるときには既定の体系を生かして使うといえますか、弾力的に対応する、そういう方向で法案作業をやっていたいただきますようにお願いをしておきます。

ところで、母体行を初めとして住専をつくった銀行が、今以上の負担をすることは株主代表訴訟の対象になってしまつて、その訴訟で負けるかもしれないなんといううなことを言っているんですよね。私はそんなことは全然ないと思います。

これは、セントラルファイナンスの経営が悪化したときに、親銀行の東海銀行が支援をしたわけです。株主代表訴訟が起こつたわけですが、去年です、平成七年。名古屋の地裁も高裁も決定段階で、そんなものは大丈夫ですよと、金融秩序の安定のために、また、自分の金融業をその中で続けていく、存続のために必要のあることはやっても構わないんですという判決が出ていますよね、判決というか決定でしようけれども。

自分がその中で金融業をやっているんでしょ、金融界の中で、その金融界という屋根がぶつつぶれちゃつたら自分の金融業というのは成り立たないじゃないですか。銀行業務ができなくなるわけでしょう。そのまさに業界の立て直しのため

に自分がほどの出捐をする、お金を出すといううことは、それはまさに会社の利益にかなうこと、銀行の利益にかなうことですから、仮に少しへその曲がつた株主がいて株主代表訴訟を起こしたって、負けるはずないじゃないですか。

今までそういった金融システムの安定のために銀行なり金融機関がお金を出して、そのために経営責任が問われて株主代表訴訟で負けちゃつたなという例がございいますか。

○政府委員(西村吉正君) あるいは法務当局からの御回答が適当かもしれませんが、私の承知しておりますところでは、株主代表訴訟は最近において盛んになってきたと言われている事例でございしますが、最近の株主代表訴訟におきまして取締役が敗訴いたしました事例は二つほどございまして、いずれも明白な贈賄等の違法行為の事例であるといううなことでございいます。

○閣僚則之君 そんな例はないんですよ。私も全部調べたわけじゃありませんけれども、いろいろ学問の先輩や後輩の皆さんから教えていただいたとおりですけれども、そんな例はないと言ってますね。だから、これは単なる隠れみのなんです。母体行その他の関係者の隠れみのですよ。そのところを大蔵省はもつと詰めて、大蔵省だけでは答弁できないと思いますよ、法務省もいるわけですから。この株主代表訴訟の主管省は法務省でしょう。法務省とも連絡をとりながらいろいろなことを研究して、そんなことはないんだということをしつかり詰めるべきだと思ふんですよ、必要があれば法制局も入つて。そういう詰めをやってあるのかないのか、法律上の解釈として。

金融システム維持のために、まさにその中で自分が働いて御飯を食わせていただいているその業界を守るために、業界という言葉は余りよくないけれども、まさにその中で仕事をしているわけでしょう、金融業というの。だから、金融業という世界を、その秩序をきちんとしていく、そのために自分が応分の協力をしていくといううことが、それが株主代表訴訟で負けるなんといううこと

はあり得ないと、そういうことをはっきり宣明すべきだと思ふんですよ。その詰めがなされているのかどうか、これからするつもりかどうか、ちよつとお答えください。

○政府委員(西村吉正君) 株主代表訴訟については、私もいろいろなる方の御意見を伺つてはおりますが、その代表訴訟の結果がどうなるかにつきましては、定量的な基準があるわけではございませんで、個々の事例ごとに裁判所において判断されるものと考えております。この点については法務省当局も同様の御見解であると伺っております。

いずれにいたしましても、この株主代表訴訟という問題をどう考えるか、どう判断するかという点に關しましては、その判断の結果につきまして責任を問われることになりまふ銀行の取締役等の当事者がまず考えるべきものであらうかと存じておるところでございいます。

○閣僚則之君 銀行局長の答弁の限界だろうと思ひますからこれ以上深追いしませんが、ともかく裁判というものは、裁判官がいて、弁護人がいて、両当事者がいて、そこで具体的に証拠を挙げて弁論を聞かせて決めることだから、どういふ裁判でどっちが勝つんといううことは言えないんです。しかし、法律の姿といふことは、法律は何を言っているんだといううことは、そんなものはみんなだれだつて自分の範囲といううか考え方というのとは決めているじゃないですか。

だから、大学における法学部の授業なんというのが成り立つんでしよう、この解釈はこうですよといううことになっているんだから。少なくともそのぐらゐのものは役所の方で銀行を指導し、あるいは株主代表訴訟という制度を持っている法務省と連絡をとり合ひながら確定解釈というのとはできるじゃないですか。そういうものを私はきちんとしていくべきだと思います。これは要望をしておきます。

そんな心配は全くない、銀行の経営者が責任を免れるために隠れみものとして使っている論理にす

ぎないということだけを申し上げておきたいと思ひます。

ところで、次に移りますけれども、最近の銀行の経営というのには物すごくいいようですね。史上最高の利益を上げているといううことでございいますけれども、業務純益、最近どうなっているか、ちよつと教えてください。

○政府委員(西村吉正君) 都長銀、信託、大きな銀行二十一行の七年度の決算について申し上げますと、債券の相場が堅調に推移したことによります国債関係損益の増加、これは増加率で二六〇％程度でございますが、そういう国債関係損益の増加を主因といたしまして業務純益は前年同期比約七二％の増加、増加額で約二兆円といううことでございいます。その結果、二十一行の業務純益は四兆七千億円となっております。

しかし、多額の不良債権処理、これは十一兆円程度不良債権処理に充てられているわけでございますけれども、それを行ひました結果、経常利益は約三兆二千億円の赤字というう戦後初めての状況になつておりまして、なお当期利益は約三兆五千億円の赤字と、このような状況になつております。

○閣僚則之君 国民の皆様には誤解があるといけません。私はそこところははっきりさせたいんです。

今のうちに、大蔵省に聞きますと、確かに単年度の業務純益は四兆七千億の業務純益が上がつていけるけれども、不良債権を抱えていてそれを償却したから決算は赤字ですよ、こう言っているんですよ。しかし、不良債権なんというのとは過去何十年間、私に言わせれば相当長い期間にわたつてためてきたやつなんですよ。それで、これは毎年毎年繰り越し繰り越しで来ているわけですよ。それを一挙に平成七年度で何兆円も償却して、その結果として決算上赤が出てくるだけで、経営そのものは大黒字なんですよ。

しかも、今、数字として四兆七千億と言ひましたけれども、こんなものは全国の都市銀行だけでしよう。全国にはそのほかに地銀もあれば第二地

銀もあるし、信用金庫もあれば信用組合もあるわけですよ。そういうものを全部含めたいわゆる預金を取り扱っている金融機関の業務純益は平成七年度において八兆四千七十億なんですよ。八兆四千億なんですよ、皆さん。そのところを国民の皆さんによく理解してもらいたいと思うんですよ。

八兆四千億の黒字が業務純益として単年度、銀行業務の営業の結果出ている。それだけの史上空前の利益を上げていたと言ったって過言ではないんですよ。それを、業務純益はどうですかという質問をすると、四兆七千億ですという本当にこの一部、都市銀行だけの数字で説明をする。そういう態度というのは余りよくないと思いますよ。国民に本当のことを知らしめようという。ディスクールジャーとか何とか言っている、透明性を行政に確保するとか言っているけれども、できるだけそれを国民に教えないようにする、教えようと思わない、そういう態度がにじみ出ているんじゃないかと思えますよ。そういう態度は改めてもらいたいと思います。

ところで、そういう史上空前の銀行利益、業務純益が上がっているその原因は何だと思えますか。

○政府委員(西村吉正君) 先ほど申し上げましたように、七年度の決算に関して申し上げますと、債券相場が堅調に推移したことによる国債関係利益の大幅な増加を主因として業務純益が増加したと、こういうことでございます。

○関根則之君 そこで私は、国債関係だけだという説明について大変疑問を持っているんです。そうじゃないんじゃないかと思うんですよ。

一つは、やっぱり金利が低下してきたからだと思います。今、公定歩合は〇・五%でしょう。パブル期に金利はずっと低く抑えてきて、パブル期の最終段階でちょっと上がりました。その金利水準と銀行の業務純益とは完全なきれいな形で反比例するんですよ。

パネルをこしらえてきましたからちよつとごら

んをいただきたいと思うんですが、まず閣僚の方ごらんいただきたいんですがね。(図表掲示)この赤い線が金利の曲線です。昭和六十三年からとてあります。それから、この青い線、これが業務純益。これは残念ながら借金とか信組は入っておりません。だから、この金額が七兆円、六兆八千億ぐらいでおさまっていますけれども、信金を入れると八兆四千億になるんですよ。

こういう形ですけれども、金利が上がってまいります。これは平成二年ですよ。これがピークで六%。公定歩合でとていますからね。六%になると、それからだんだん下がってきて、今〇・五%ですよ。これと全く反比例して銀行の業務純益というのはこういう曲線を描いている。きれいな形でしょう。(それは当然だと呼ぶ者あり)いや、当然だ当然だとおっしゃるけれども、これを大蔵省に聞くと大蔵省は、いや、これじゃないんだと言っているんですよ。

いいですか、この昭和六十三年のときの公定歩合は二・五%あったんですよ。それが六%まで上がったんですよ。六十三年の業務純益は三・六兆円ですよ、三兆六千億。それが、金利が上がると業務純益はぐっと下がってくる。二兆八千億ですよ、平成二年でね。それからパブル崩壊で公定歩合をずっと下げてきた、金利水準を下げてきた。と同時に、自動的に全くきれいな形で業務純益が上がってきているんですよ。平成四年が四兆六千億ですよ、四兆六千億。それからだんだん上がりますよ、平成七年度ではこれ六兆七千億です。さっきから言っておりますように、この数字は借金、信組が入っておりませんから、実際には八兆四千億。もつとずっと上へ上がるんですよ。

こういうきれいな形が出てくるにもかかわらず、大蔵省は金利とは関係ないんだと、そういうお話をなさっているんですよけれども、おかしいんじゃないありませんか。

○政府委員(西村吉正君) 御指摘のような金利要因もあろうかと存じます。私どもも、金利が低下する局面におきましては、通常、銀行の収益とい

うものは増加する傾向にある、逆に金利が上昇する局面になりますと収益が低下するようなことになるということも事実でございます。

ただ、先ほど申し上げましたのは、七年度の決算につきましては、国債関係の損益の増加というものも非常に大きな要因として作用しておりますということをおし上げたわけでございます。

○関根則之君 私は与党質問なんです。だから、余り大蔵省をやっつけちゃうわけにはいかない。

ただ問題は、そういう傾向として、皆さんだっ高等学校で比例とか反比例とか、今は小学校で教えますか、そういう話を御勉強になったと思えますよ。しかし、こんなきれいな形で物事が相関関係で、金利が上がれば利益が少なくなる、金利が下がると途端に利益が上がってくる。きれいな形で今お見せしたわけですよ。

そういうのがあるにもかかわらず、私がそういう相関関係というのは大きいんじゃないかと思いませんかという説明をしたら、平成七年度だけの答弁をしているわけですよ。おかしいんじゃないですか。私は金利と銀行の業務純益との相関関係をお示ししたはずですよ、時系列で。昭和六十三年からの時系列で御説明したんです。それを七年度だけの単年度の理由を、国債関係の問題で、外国との取引でもうかつただけですよという説明をしたがる。そういう態度はやっぱり悪いが悪いと思えますよ。

そういうことをやっている、本当に国民から信頼される政府にならないですよ。橋本総理の評判が大変いいんですから、もつともっとよくするために、やっぱり本当のことを国民にわかりやすく説明するような金融行政であってほしいとお願いを申し上げておきます。

ところで、一々聞いていると時間がありませんから申し上げますけれども、今お年寄りが一年間に百万円預けて幾ら利息が出ると思えますか。五千円ですよ。金利は〇・五%ですよ。五千円なんです。銀行へ行くための回数券を三十枚ば

かり買えばそれではなくなっちゃいますよ。銀行へ通うためにお年寄りが回数券を一冊買えばなくなっちゃいますよ。その程度なんです。大変困っているんですよ、今。営々として何十年働いて、老後に何とか安定した生活を送るために何がしかの貯金をしている。そのお年寄りの楽しみにしていた金利というのが全然出てこない。いろいろ基金で福祉事業をやっているところなんかも本当に困っちゃっているんですよ。

本会議でも申し上げましたけれども、前田先生からお話がありましたけれども、平成六年、家計収入の金利所得の減少は四兆一千億ですよ。銀行が利益を上げて二・六兆円、その分、家計収入から銀行へ移転をしているわけですよ、所得が。そういう数字があります。四・一兆円、家計が金利収入が少なくなったために損をしている。その額というのはすごいんですよ。

今、新ゴールドプランというのでかねや太鼓でやっていますよね。これは大切なことだから大いにやる必要があると思えますよ。結構なことだ。厚生省が一生懸命やっていますよ。その新ゴールドプランで特別養護老人ホームをつくったり、老人保健センターをつくったり、デイケアセンターをつくったり、そういう仕事を一生懸命やりますよ。在宅看護の支援のためにお金がかかります。そういう仕事を国の方で補助していますよ。そういう新ゴールドプランに要する経費というのは、厚生省、平成八年度で幾らぐらいいかかりますか。

○国務大臣(菅直人君) お尋ねの新ゴールドプラン関係の費用につきましては、平成八年度の国費ベースで総額六千九百九十六億円の予算を決めていただいたところであります。

○関根則之君 今、大臣からお話がありましたように、新ゴールドプランにつき込む年間の国費というのは七千億を超えるんですよ。総理、去年が大体六千億ですから、一千億、一生懸命力を入れていただいて三〇%近くふやしていただいたんですよ。これは非常にありがたいことだけれども、しかし絶対量とすれば七千億なんですよ。

それに比べて、国民の目には政策としては見えないかもしれないけれども、いつの間にか国民のなけなしの貯金の利子が四兆一千億吸い上げられちゃっているんですよ、年間に。これは大変なことなんです。

だから、金利政策というのはもちろん経済政策として大変重要なことから、低金利政策をとって産業振興のためにやっていくということも必要でしょうけれども、その陰で本当に苦勞している預金者、貯金者、お年寄り、そういう国民の生活にどういう影響を与えるのか、その辺のところも十分考えて政策判断をやっていただきたいと思うんですが、総理、いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 本院におきましても、例えば予算審議の途中、低金利政策がいつまで続くのか、その影響はどうなのかとしばしば御議論になりました。今、この住専問題の審議が始まりましたその冒頭で議員から御指摘のありましたことを真剣に承りました。そして、私も、まさにこの低金利政策というものの影響が特に預金生活者の方々に對して非常な御苦勞を与えている大きな要因であることを決して否定するものではありません。

しかし同時に、一方で我が国の経済の状況を考えますときに、ようやく緩やかながら景気は回復基調に上ってまいりましたが、なおその足取りは非常に根強いものとは申せませんし、失業の状況というものも三・四という異常に高い数値でとどまっている。中小企業の足取りも非常にまだ危険な要素が多い。その中で、あえて国民の一部に御迷惑をかけていることを知りつつもこの政策を採用しなければならぬ状況であります。

それだけに、議員から御指摘がありましたように、その結果として例えば非常に大きな収益の得られている金融機関、こうした方々はみずからのよって立つ部分というものはよくお考えをいただきたいものだ、そのように思います。

○閣根則之君 そういう銀行の業績がいい状況ですから、私は、一方で、預金金利全体の水準を今

すぐに上げることはできない、総理の経済政策の基本としてもそれは無理なんだというお話はよくわかります。しかし、特に社会的に弱い立場にある人たちが、お年寄りですよ、この人たちに對して私はもっとも、優遇金利の預金というのか、そういう商品を開發して積極的にやるべきだと思ふんですよ。

今は確かに福祉定期とかあるいは年金受給者向けの預金とかありますよね。ところが、例えば福祉預金なんというのは年間幾らかかっているかと思つたら六百億ぐらいしかかかっていないんですよ、銀行の負担はね。この年金受給者に対する金利上乗せ、百万円に對して一%ですか、ある銀行が始めたわけですけども、非常に結構ですよ。結構だけれども、こんなものは一人当たり一年一百万円しか恩恵がないわけですよ、お年寄りにとつて、一年一百万円じゃもうどうにもならないわけですよ。

だから、もう少し年金受給者を対象にして、年金受給者は全部で三千万いますから、これを全部というわけにいかないが、そのうち所得の低い人たちが、例えば年間所得一百万以下の人たちに限つて、そうすると半分になりますから、そういう人々を對象にして仮に二%ぐらいの恩恵をつけた、二%ぐらい上乗せする、そういうシステムをつくつて、せめて一部をそういうやり方をしても私の試算によると大体二%で三百五十万。これはマル優の限度額が一人当たり三百五十万ですから、三百五十万の限度額いっぱいまで二%ぐらいの上乗せをしたって三千億ぐらいしかかからないんですよ。八兆四千億の業務純益のほんのわずかしやう。

こういうことをお進めになるお気持ちはありませんか、大蔵大臣。

○国務大臣(久保亘君) 経済対策として低金利政策がとられてまいりましたことについては、今、総理からも御答弁を申し上げました。

低金利の問題は、これはプラス面、マイナス面が国民のそれぞれのお立場によつてございます。

この問題でマイナスを生ずる部分に對して、特に今、閣根さんが御指摘になりましたような方々に對する配慮ある商品の開發というようなことについては、金融機関においてさらに努力をされることは必要なことだと思つております。それらのことについては、経営上の判断もあると思います。が、政府としてはそのことについて別に制限を加えたり消極的になったりする立場ではございません。

○閣根則之君 消極的になったり制限を加える立場ではないという、それだからだめなんですよ。今現に福祉定期については通達を出してやっているので、四・一五%の特別金利で。あれは銀行局が通達を出しているんですよ。一斉の通達じゃないですよ、グループごとに何か連絡をしているようですよ、そういうやり方をやたらいいと思うんですよ、遠慮なく。余り介入するのはよくないけれども、現にやっていることなんです。それから、それをもうちょっと一歩前へ出たらいじやないですか。

今私が提案したような金利二%を上乗せすれば、三百五十万持つていれば一人当たり年間七万円お年寄りに行くわけですね。ふえるわけですよ、利子が。ちょっとした小遣いになるじゃないですか。生活の足しになるじゃないですか。そういうことを政治のリーダーシップで私はぜひ積極的に進めていただきたいと思ひます。

そこで、私が今までこんなことを言ってきたのは、業務純益の話をしたのは何かと云つたら、やっぱり銀行には住専で公的資金を投入したものを追加負担で新たな寄与で持つていくだけの力があるということをお願いしたんですよ。そういうことをしっかりと根柢に置いてやってもらいたい。

私は、今回の住専処理で公的資金を投入したのは、これはキーワードはたった一つ。迅速に処理をしないと大変なことになる。日本の経済が動かない。貸している金がそもそも回収できないから

塩漬けになっちゃうでしょう。担保にとられていない不動産が動かない。不動産が動かないということとは、世の中のいろいろな企業立地活動なんかできなくなるわけですよ。これから科学技術に基づいた新しい産業を創造しなきゃならない。そうではないと外国と競争していけなくなる、日本は。だから、新産業の創造のためにも、多少危険は伴うかもしれないけれども、新たな産業に對する投資というのが必要になるでしょう。

ところが、銀行が不良債権をしょつてびびっちゃつていけば、そういうた多少危険を持つ新しい産業に投資することができないんですよ。日本の産業が全体として沈滞してしまう。それでは困るから、ここでもとかく金融システムを動かしていかなくちゃいけない。待つていたんではいつまでたつても銀行もやらないし、借りている方はなおさらやらない。どうにもならないから、しやうがないからそのために公的資金をつぎ込んで動かしてやる。動かしていけば経済が活性化して、また税収も上がってくるだろう、追加支出の財源もできるだろう、そういうことじゃないかと思ふんですよ。

私は、言つてみれば呼び水だと思ふんですよ、この六千八百五十億の投入は。やること自身が悪いと言っているんじゃない。動かすためにやることは結構だ。しかし、動かすことによって追加支出をするだけの力がついてきたら、それは当然返すべきだと思ひますよ。

今は各家庭にみんな水道が普及したから井戸がありませんけれども、昔は井戸ポンプでやってたわけでしょう。ポンプでやるといつたつて、空になつちゃうと水が上がってこない。そのときに呼び水で、ちょっと大きな水だけども一杯水をやって、やってくるとだんだん上がってくるわけですよ。つぎ込んだ呼び水まで一緒に上がってくるわけですよ。それだけじゃなくて、次から次へと地下水が上がってくるでしょう。そういうやり方を私はしなきゃいけないと言っているんですよ。まさにその呼び水として六千八百五十億を機能

させることによってこの金が生きてくるわけだ。六千八百五十億はむだ金じゃないんだ。つき込んで経済を動かすことによって、それ以上のものもたつた。たくさんのが返ってくるではないか。税収だって上がりますからね。そういう形に使うべきだと思いますが、いかがでしょう。

○國務大臣(久保良吉) 今お話がありましたように認識でこれまでも政府の立場を御説明申し上げてきたように思います。特にこの住専問題は、今の不良債権が巨額に上っている金融の不安な状態を、これ以上住専問題を先送りすることによってますます深刻なものにしてしまふ危険性を、公的関与によつてもこれを処理することがその危険性をなくする道であるということで御検討をお願いしたわけでございます。そういう意味では、今お話になりましたようなことは、大体私としては同じような理解に立つことができると思っております。

そして、この住専問題の処理を突破口にして、今後の金融の安定、内外の信用の確保に努めていくことによつて、税収、それからもう一つは住専そのものの処理を強力に行うことでその回収、そして金融機関の新たな寄与、追加負担、こういうものによつて国民に直接御負担をかけることができるだけ軽く済むようにしなければならぬというのを申し上げているのでございます。

○關根則之君 最初に申し上げた私どもの申し入れは、できるだけ少なくするなんてものじゃないんですよ。読んでみましょか。「国民の負担を可能な限りなくすよう努めること。」と、そういうことなんですよ。軽減してもらつてそれで結構という話じゃないんですよ。実質的にゼロにしてくれ、なくしてくれと、そういう方策をお願いし、そういう方策をとるべきだというふうな考えでおりますので、ひとつそこを間違わないでいただきたいと思ひます。

それから、私はさつきも申し上げましたけれども、とりあえず日銀から保険機構に借り入れをし

ておいて、もうこれは単年度でなきゃだめだと思ひますよ。単年度で無理なら、三年とか四年とか数年度で、今金利が安いから、基本金をつくつておいてその運用益でカバーして欲しいという、もうそういうやり方は余りきかないですよ。

だから、三年なり四年なりで返す、あるいはできれば単年度で、単年度だって私は可能だと思ひますけれども、日銀融資というものを活用して、それに対して関係金融機関が数年間で追加拠出をして日銀に返していく、そういうやり方がどれくらいかと思ひます。そのために法律の改正が必要だというのであればそれは臨時国会でやる、この国会では難しいでしょうから臨時国会でやる、その程度めどはつきませんか。

総理、お願いします。

○政府委員(西村吉正君) 今の御指摘は、結局突き詰めて考えますと、二、三年時間をかけるというたしにしても、六千八百億というものを関係者の間で負担をし直すということとどうだと、こういう御提言だと存じます。

私どもといたしましては、今回の処理策と申しますのは、るる御説明申し上げておりますように、関係者の間で最大限の努力をしてなおりますので、その再分配ということは大変に難しい課題であらうかと考えております。

○關根則之君 銀行局長の答弁を求めたわけではございません。

既に十二月の段階で考えていた銀行の経営状況と、ことし、今の時点での銀行の経営状況、利益の状況というのは違つてゐるんです。二兆円ばかり違つてゐるわけですよ。そういうものをもとにして、今の時点で物を考えていただきたいと思ひます。

それで、次へ進みますけれども、総理、いろいろ御苦労いただいているということはわかります。前向きで取り組んでいただいていることはわかるんですけれども、しかしあくまでも銀行の自

主的な決定、あなた方が考えて決めなさいよ、どうもそういう姿勢が見えてしょうがない、言葉の端々に。それでは困るので、まさにリーダーシップを発揮していただく場だと思ひます。

政府に本當の迫力というものが欠けているんじゃないか、そんな私は感じを抱いております。そうじゃないというのであれば、ぜひひとつ、政治が本當にリーダーシップを発揮してやっていくんだということを、その御決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) もし、迫力が欠けているというおしかりを受けるなら、これは甘受いたしますし、おわびも申し上げます。しかし、住専処理機構が成立しなかつた事態、あるいはこれを白紙にする事態というものを御想定いただきたい。どういふ混乱が起きるであらうでしょう。

私どもは、住専処理機構というものが通過、成立したその状況の中で、これを突破口として不良資産処理というものに当たろうとしたしております。そして、これはちよつと言葉が悪うございませうけれども、久保副総理の銀行に対する説得の御努力等は、私は迫力は間違ひなしにあると思ひます。しかし、強制する力を政府は持っているわけではございません。その点で、できること、できないことの限界がございします。

我々としては、住専処理機構というものを通過、成立させていたたい、これを動かしながら今後の努力をしていきたいと考えております。その基本が固まらないままに努力をせよと言われましても、そこには私は限界はあらうと思ひます。

○關根則之君 迫力が無いなんてんでもないという御答弁ですから、私も総理が御苦勞いただいているということによくわかつています。さらにひとつ馬力をかけてやっていただきたいとお願ひをいたしておきます。

それで、問題は、法律上限界があるんだというようなお話をよくお聞きするんですが、そのことを私は最初に申し上げたんですよ。日銀に一千億出資させているでしょう。あれだって、法律で書

いてあるのは、出資しなければならぬと書いてあるんじゃないんですよ。日銀は出資できると書いてあるんですよ。二十五条で。そうしたら日銀は金を出したわけですよ。そうでしょう。

同じようなことができるんですよ。民間銀行だって、この住専処理のために預金保険機構に出資することができると書いたから、できるんですよ。それを進めたいじゃないですか、必要な。我々は応援しますよ、立法機関として。そういうやり方を、知恵を出しながら、いろいろ手を尽くし、その枠組みをつくりながら、何かなければだめだというのであれば、我々も協力しますから、そういう枠組みをつくつてひとつつぜひやっていただきたいと思ひます。

この問題にばかりいつまでもかかわっているわけにはまいりませんので、さらに一層の総理並びに大蔵大臣、関係関係の御努力をお願いいたします。して、本題に入ります。

もう時間が過ぎましたけれども、債権回収それから責任追及、こういうものをひとつつかりやっていただきたいと思ひます。

次に、今度の金融関係法案の改正に当たつての基本的な考え方はどこにあるのか、その辺につきまして大蔵大臣から考え方を聞きます。

○國務大臣(久保良吉) 金融の自由化、国際化が進んでまいります中で、我が国の金融行政、金融システムがこれに対応し切れなかつたことを私どもはこれまでの経過の中でいろいろ反省しなければならぬと思ひます。

そこから出発して、これから私どもは、やはり自己責任の確立、それから市場規律を基軸とした透明性の高い金融システムを確立していくことが今極めて重要であり、急がなければならぬ課題であると考えております。そのために今回金融関連法案を提案し、御審議をお願いしているところでございます。

○關根則之君 護送船団方式をやめて自己責任の原則にのつた銀行経営をやつてもらふ、そういう物の考え方だと、こういうお話ですよ。

ところが、銀行というのは片っ方で免許制度が残っているんですね。免許制度というのは何のためにあるんですか。免許の条件、銀行法の四条に書いてありますね。健全経営に足る財政的な基礎があること、財政的な基礎がしっかりしていないうちに銀行をやらせませんよと言っているんですよ。収支見込みが良好である、それから経営をする人たちが十分な社会的信用を有すること、こういうことを書いてあるんですよ。至れり尽くせりじゃないですか。国民に対して、財政的基礎はちゃんとある、収支見込みもちゃんとしていますよ、社会的信用もある人たちが経営していますよ、心配しなさんなど、お墨つきを与えているわけでしょう。

一般の人たちは、自己責任も結構だけれども、銀行を大蔵省がそういう条件で認可しているんだ、免許を与えているんだということで安心して預金をしてるわけですよ。どうなんですか、自己責任も結構だけれども、いきなり破産をさせるんですか。今度は、更生の申し立てとか破産の申し立てを監督官庁である大蔵省が裁判所に申し立てることができるようになりましたよ。ある日突然、国民の皆さんは信頼をして預金をしてる、そうするといきなり破産が出てくるんですか。そんなことをしたら国民は困っちゃうじゃないですか。

その辺のところを、二つの要請、一つは自己責任、場合によれば破産をさせますよ、効率的にどんな破産処理を進めていきますよ、いつまでも悪いまま引きずっていきませんよということを書いてある。しかし、片っ方では免許制度を持っている、今度も早期是正措置なんというものを入れている、いろいろ細かいことまでやるんですよ。どっちが本当なんですか。

○国務大臣(久保直君) 金融機関の健全性を確保するために早期是正措置を中心とする今回の法案も御審議をお願いしているところでございまして、この早期是正措置をきちんとやっていくことによって、何も突然破綻させる、そういうことには

はならないと思っております。早期是正措置を通じて透明性の高いものになっていくことによって預金者の立場も守られる、こういうふうに考えております。

○閣僚則之君 早期是正措置を講じて預金者の立場が守られる。そうですよ、銀行がそれによって悪いところを早く直して健全経営に戻れば、それで預金者も安心なんですよ。それはそれでいいと思うんですよ。ところが一方では、自己責任だ自己責任だといって、悪かったらつぶしちゃうのよと、いつまでも抱えていくようなやり方はしませんよと、こういうやり方をしているんですよ。

国民はそこで迷っちゃう。両方の要請を受けて、そこそこの仲立ちをするといいますが、片っ方は自己責任、破産することもあるよ、しかし免許を与えて早期是正措置をきちんとやらせて経営の健全性を守らせる、そういう努力もしますよ、しかし最後は破産するかもしれないよ、そういうやり方でしょう。そのときに、両方の要請を仲立ちするのは、私は預金保険だと思っております。そういう仲立ちを預金保険がするときに、今の一千万、余りにも少な過ぎるんじゃないですか。いかがですか。

○政府委員(西村吉正君) 預金保険機構によります保険金の支払限度額は、前回の法改正時、すなわち昭和六十一年でございましたが、昭和六十一年におきまして、当時の個人の金融資産保有状況を踏まえまして、それまで三百万円でございます、それを一千万円に引き上げられたところでございます。

その後の個人の金融資産の保有残高の推移を見ますと、全体といたしまして増加傾向にあるとはいえないが、平成六年の国民一人当たりの貯蓄残高は約四百六十万円でございます。預金残高は約百七十万円でございます。先般の金融制度調査会におきまして、現段階において直ちに限度額を引き上げるといふことは必ずしも必要ではないんじゃないか、そういう意見が大勢を占めたところ

でございます。

○閣僚則之君 そういうお話もありますけれども、私は今、長い間お勤めをして退職をされた方々がどの程度の預金を持っているのか、そういうことを調べた数字があります。これは貯蓄動向調査報告、総務庁統計局で出ていますけれども、どのくらいになっていきますか、六十五歳以上で千八百二十万円になっておろうかと存じます。

○政府委員(西村吉正君) 今御指摘の貯蓄動向調査報告の平成六年版におきましては、六十五歳以上で千八百二十万円になっておろうかと存じます。○閣僚則之君 こういう数字を言うときも一番低い数字を言うんですよ、銀行局というのはどういうことなんですかね。

貯蓄総額は二千五百六十三万円なんですよ。そのうち通貨性の預貯金は千五百九十万円、その内訳として、銀行に預けているのが幾らかというところ、千八百二十万円ですよ。全体では二千五百六十六万円なんですよ。そのくらい持っているというのが現状ですよ。

それから、退職をして老後、御夫婦で、無職でこれから生きていくときに幾らかかかるか、そういう試算をしたものがありまして、それをパネルにしてみましたから、ちょっとごらんをいただきたいんです。(図表掲示) 大体二千万円必要なんです。これは家計調査年報の数字に基づいて専門家に私は試算してもらったんですよ。それが二千万円ですよ、二千万。

月ぐらい生きられる。そうすると、この経費を全部足しますと、男は千八百万円必要なんです。女性は一千万七千六百円必要なんです。中をとると二千万円。二千万円ぐらいないと老後は安心して暮らせないんですよ。

それが、嘗々としてためた貯金がパアになっちゃった、一千万円がパアになっちゃった、どうするんですか。しかも、この経費には葬式代入っていませんよ。子供さんたちがいなくなったら葬式も出せないというようなことになってしまっているんです。

これが、我々といいますが、今、日本の高齢者の置かれている現状なんです。そういうことを考えて、自己責任も結構です、私は大いにこれから透明性を高めてやっていく必要があると思うんですけれども、しかし自己責任を徹底的に追求してやるときには銀行は破産することがあるべしでしょう。あったら大変ですよ。いや、そんなものは三つも四つも銀行をかけた持ちしていればいじゃないかと言いかもいしませんけれども、そんなことできないんですよ。田舎の本当に郵便局ぐらいしかないところは、あっち行ったりこっち行ったりそんなことできない、お年寄りは。

そういうことを考えたときに、私は、一つの取引先の銀行なりあるいは郵便局なりでちゃんとこれだけのものが確保されている、そういう体制をつくるべきだと思ふ。自己責任の原則、護送船団やめちゃうよという要請と、片っ方で、そうはいっても本当に、だつてこの銀行がいかに悪いかなんというの一般の人にはわからないですよ。それは仕事でもやっていると大きな事業をやっている人は、経理担当者もいるからそういう人たちに教えてもらうことができるかもしれないけれども、一人で生活している人なんかそんなこと全くわからない。わかれという方が無理ですよ。そういう人たちも少なくとも老後の資金ぐらいは安心して預金保険からもらえるようにしてやるべきじゃないですか。その辺について大蔵大臣、どうですか。事務当局は結構ですよ、つれない返事

ばかりするんですから。どうかひとつそのところをどう考えるのか。

○國務大臣(久保良吉) 保険料率とも関係して、この問題だと思ひますが、これから五年間は預金の全額を保証するという立場で預金保険機構を整備しようとするわけでございますから、その間にまた国民生活や経済の動向等も見ながら考えられていく問題だと思つております。

○閣根則之君 考えられていく問題だと思ひます。それで、そんなよそごみみたいなことを言つてもらつて困るんですよ。今まさにあなた方が提案している法案は、五年後にはペイオフやりますよというところでしよう。ペイオフというのは恐ろしいことですよ。銀行の経営がうまくなくて、大蔵省は保証している、この人は社会的な信用があるし、財政的な規模はあるし、収支見通しもいいから、おれたちは免許しておきつきを与えるけれども、それを信用していたら、いつの間にか銀行が破産して、ペイオフで一千万で終わりと云う大変なことになるわけでしょう。そういう制度をこしらへながら、先のことはまた考えていくでしよう。なんと云うことじゃ困るんですよ。

やっぱりそこところはきちんとして、その金額もその時々情勢に応じて、今なら二千万必要なんですから、できるだけ早く、例えば五年後なら五年後にはきちんとしていけるじゃないですか。自己責任なんという觀念だけで銀行制度をいじつて困るんですよ。銀行を信頼し、大蔵省を信頼して預金しているお年寄りの立場に立つて、安心していられるような答弁をしてくださいよ。

○國務大臣(久保良吉) いや、私が申し上げてゐるのに無理があるでしょうか。五年間……

○閣根則之君 五年後の問題ですよ。

○國務大臣(久保良吉) そういう金融システムを確立していくために、預金の全額保証を行うというところで、保険料率を七倍に上げて整備しようとするものです。

それで、その五年後をどうするかという問題は、特別保険料の見直し等も入れてございまして、そういう中で真剣に検討せらるべき問題であり、初めからペイオフ二千万というようになことを決めてまいります場合には、保険料率がどれぐらになるのか、そういう問題も考えなければならぬ問題だと思つております。

○閣根則之君 料率の話が出ましたから申し上げますけれども、今度は一律料率ですよ、一定料率。アメリカでは料率に格差を設けていたんですよ。経営のいい銀行、非常によく能率的にやっていた銀行については定額ですよ、一銀行三ドルで結構ですよ、定率ですよ。それから、一番低いのが〇・〇三%。日本の場合には今度〇・〇八四になるんですよ、だからそれよりも大分低いですよ。それから、一番悪い銀行、危なっかしいというか問題のある銀行は〇・二七%ですから、九倍の格差があるわけですよ。定額と比べりゃもっともつとんと差がある、比較にならないぐらゐの倍率ですよ、格差がついてある。要するに、銀行経営についてインセンティブを与えていくわけですよ。

日本ではどうしてこういう、これからは銀行経営というものはどんなに伸びる。護送船団というのは一番スピードの遅い船に合わせるということですよ。経営の一番条件の悪い銀行に合わせる、余りいい銀行だからといってどんどん金利を上げちゃ困りますよというやり方でしょう。

そうじゃなくて、伸びる銀行はどんどん伸ばしてやろうと、そういうシステムだとすれば、こういうものにも、どんなやればそれだけの見返りがあるのよ、一生懸命経営努力をすればそれだけの見返りがあるんだよという制度をつくらなければならぬと思ふんですよ。その辺、どうして預金保険料にアメリカのような格差制度を導入しなかったのか、お尋ねいたします。

○政府委員(西村吉正君) 御指摘のように、アメリカにおきましては、これはアメリカ独自の制度でございますが、九三年より、金融機関経営者の

モラルハザードを防止する、あるいは健全経営に對するインセンティブを与えるという観点から、金融機関の健全性に應じて異なる預金保険料率を適用する、可変的保険料率と呼ばれております。

しかしながら、同制度につきましては、従来より、経営内容が悪化したとすると金融機関に高い料率を適用する。例えば病気になるると高い保険料になると、こういうことになりまして、かえって自主的な再建を困難にするということにならないかという問題点も指摘されているところでございます。

我が国におきましては、現在、金融機関が不良債権を抱えまして、その早期の処理が望まれていゝる現下の情勢下では、金融機関の自助努力による不良債権問題の早期処理に支障を来すおそれがあるということ、現在の段階ではこのような制度は必ずしも導入は難しいんじゃないか、このように考へておるところでございます。

○閣根則之君 事務的な説明はそういうことだと思ふんですけども、私は、今度せうかくこういう、護送船団方式をやめてその結果が国民にどういうふうな返ってくるんだということ、そこを考へながらいろいろと運営をしていっていただきたいと思ふんですよ。それは効率的な銀行、それが効果を発揮して国民に効果が戻ってくる、そういうやり方にするということだと思ふんですよ。スピードの一番遅い船に合わせる、それが護送船団方式でしょう。経営の悪い、条件の悪い銀行に合せておいたら国民はいつまでたつて金利が上がつてこないんですよ。恩典が少なくなつちゃうんですよ。見返りが少なくなつちゃうわけでしょう。

だから、能率的な経営をして一生懸命経営努力をしていゝる銀行がそれだけの経営成果を上げて、出てきたその成果を預金者に還元する、そういうやり方をする。そのためには、やっぱり努力したらその努力が報われるような制度を設けなきゃいけないんですよ。いい銀行も悪い銀行も全く同じ

料率で保険料を払わなきゃいけない、そんなふうにしていたら保険料率を上げることでもできない。今のペイオフの限度額、破産したときに返ってくる金額を上げるということもできない。

今、何も私はすぐに二千万にしないなんて言っているんじゃないんですよ。現状がそういうことだから、五年後に本当にペイオフシステムが動き出すときにはそれはそれなりの状況の中できちんとしていこうと、少なくともそのぐらゐの答弁はしてもらいたい。

それから、インセンティブの問題だつてさうですよ。何でもかんでも横並び、一律じゃなきゃだめだというのが今までの金融行政の物の考え方だけれども、これからは違ふのよ、伸びるやつはどんどん伸びていってくださーいよ、そういうシステムなんだから、インセンティブを与えて励みがたつように、経営をよくするように、そういう努力をこの料率の中にも入れてくる、そういう考え方を、それじゃ今すぐさうしますなんていうことを期待しているわけじゃありませんけれども、物事の考え方の中にインセンティブをできるだけ与えていくんだと。一生懸命努力をしている銀行が努力をしない銀行のしりをふいていゝるというやり方でしょう。それはやっぱりおかしいんだと。いい銀行はどんどんよくしていくんだ、その結果を預金者に還元しますよ、そのためにインセンティブを与えていきますよ、少なくともそのぐらゐの指導をしていくということをお答弁できませんか、大臣。

○國務大臣(久保良吉) 大変難しい問題であります。自由化とか市場規律とかいう立場からいいたしますと、当然そこには競争が必要となつてくるわけでありまして。そういう意味では、今、閣根さんお話しになりますことはよく理解ができることであつたんですが、まだ日本の場合に直ちに、競争主義に立ちました場合に保険料率などにおいてそのようなものを持ち込みます場合には、これはどういふ結果になつていくのか、弱肉強食で逆に中小の必要な金融機関の経営を困難にすることはない

のか、それらのことについても十分検討しながら、方向は自由化で、いい意味での競争が行われることが私はこれからの方向であろうと思っております。

○関根則之君 保岡先生にお見えただいておりますので御質問申し上げます。

今度、議員立法で保岡先生たちを中心にして提議がなされているわけでございまして、一年間の時効の停止の法案と、それからいわゆる住専の債権回収に当たりまして暴力団が建物を買取しちゃってなかなか競売がうまくいかない、そういうようなときに、単なる債権者だけではなくて占有者に対しても保全処分の効力が及ぶということにして、いわゆる暴力団等による妨害を排除することができ、そういう改正であろうと思っております。この法律ができれば競売なんかも大変スムーズにいきますし、そもそも競売価格が物すごく安く落とされるということもなくなるだろう。大変結構なことだと思っておりますよ、債権回収の実を上げるという点から。

そういう意味で大いに期待しているところでございますが、提案者といましてその辺につきまして御説明をいただければありがたいと思っております。

○衆議院議員(保岡興治君) 先生が御指摘のように、今、日本の経済社会には物すごい大量の不良債権が山積みになっている、しかもそれを一掃できない、世界に対する責任も果たせない、そういう意味ではこの債権の回収を何とか徹底して処理をしないといけない。住専もその中で象徴的な存在として、公的な資金も投入して、そうして一日も早く徹底した回収と責任を追及して、そして国民の期待にこたえなければならない。そういう意味で、その債権処理をするためには最終的には法的な手段としての競売を執行する以外にない。

ところが、この競売が不良債権のためにどんどん累積しまして、競売案件が急増しております。ところが、これを温床にいろいろ占有で不当に妨害

害をしたり、あるいは仮装の債権を立てて執行を妨害したり、こういうことで立ち退き料やいろいろな名目でお金を大量に、不当に得るというような陰のダーク・ティー・な勢力の横行も非常にあって、これも将来の日本の社会問題につながりかねない。

そういった債権の徹底回収と責任の明確化、あるいはこういった社会問題を未然に回避するためには競売の執行がきちっとできるように、今、先生が御指摘のように、保全処分の妨害を占有者にまで及ぼして、従来債権者と所有者だけになっておりますけれども、これを不当な占有者にまで拡大するとか、あるいは競売前に保全処分がかけられる道を開くとか、その他引き渡し命令の相手方を拡大して簡易に迅速に引き渡し命令が実行できるとか、そういった工夫を議員立法でやるべきである。

政府の提案を待っていたのでは、検討や審議その他いろいろ時間がかかるようですので、この債権の回収のために競売がきちっとできれば解決にならないということで議員提案をさせていただいたわけでございます。

そういったことで、一日も早く当委員会でも御審議の上、衆議院から送られてまいりましたら成立をさせていただきたいと思っております。

○関根則之君 ありがとうございます。

○橋崎泰昌君 今回六法案がこの特別委員会に付託されているわけでございますけれども、この六法案はいずれも金融に関する法案であります。

二法案は住専問題に、そしてあとの四法案はこれからの金融秩序をどのように我が国として持っていくのかということになっているようであります。いずれにしても、パブルによって我が国経済が崩壊の危機にさらされている、特に日本の金融秩序、世界の中における日本の金融秩序の信頼という大きな視点の中に立った重要な法律案であるというぐあいに認識をしています。

私どもは、この委員会ですのような大きな視野のもとに日本の経済の将来を論じなければならぬわけですが、ただ残念ながら今日、問題は政府の財政支出六千八百億というのがどうなっているのかね、いいのかね悪いのかね、それはどういうぐあいに回復するのかねというようなことをめぐって、論点が少々偏っているなという感じもしないわけではありませぬけれども、確かに住専の破綻は不特定多数の預金を預かっている金融機関の破綻ではありません。それに、言ってみれば民間の私企業間の問題である。それに財政資金を投入するとは一体何事かという国民の気持ち、考え方というものはそれとおりであるというぐあいに思っているところであります。

しかし同時に、住専の各社は十三兆一千億、大変な金額ですよ。十三兆一千億という資産を有し、その資産の調達先がほとんどすべて金融機関であるということから金融機関に及ぼす影響が物すごく大きい。金融機関はよく政府の方では経済の動脈であるというぐあいに言われていますが、一步その処理を誤れば我が国の金融秩序が乱れ信用不安に至る、我が国の経済に多大の影響を及ぼすであろうということは言うまでもないことである。まして、この問題を外して住専問題を議論することはできないという状況であると思っております。

そこで、従来政府が御説明にはなっておりますけれども、今改めてどういうぐあいな経緯、考え方からこの六千八百億という財政支出をするに至ったか、簡単に結構ですから御説明を願いたいと思っております。

○国務大臣(久保直君) 長い期間にわたりました両院の御審議を通じて、今お話がございましたように、国民の皆様も住専問題、特に住専の債権債務の処理を早急に決着させなければ日本経済、金融にとって極めて重大な事態になるということについては御理解がいただけているものと考えております。

て、公的資金の投入をめぐってさまざまな御批判、御意見等があることもよく承知をいたしております。この問題は、民間の問題であるから当事者に任せて処理すれば適切に早期に決着できるという問題ではないということも御論議を通じて明らかになったところだと思っております。

特に、住専の債権者の関係は大変複雑で、多くの方々、利害の対立する関係がございまして。そういう中で、現在積算されております六兆四千億の損失部分をどのようにして始末をつけるかという問題について、当事者間の協議をお願いしてきたところであります。

その長い協議を通じて、この問題は公的関与を行っても処理しなければならぬ、先送りを許されない問題という認識の中で、それぞれ債権の全額放棄、あるいは一般行の三兆八千億に対する一兆七千億の放棄、そして系統金融機関の五千三百億の贈与というようなことでぎりぎりのところで御検討いただき、合意に達したのであります。これをおおしいとします六千八百億につきまして、これを公的資金を投入してもこの問題を処理しなければ日本経済の将来にとって重大な禍根となる。そして、そのことによって国民の失うものは六千八百億を上回るものとなる。このことに対して、政府として責任を持たざるを得ない。

しかし、この論議の当初から、母体行を中心とする金融機関の持つべきその公共的責任というものはなお追及せられるべきものであるという立場から、私どもはこの問題と取り組んでまいりました。金融制度調査会の答申の中にございまして、公的資金の投入は極力圧縮の努力をすべきであるという立場に立って努力を続けているところでございます。

今はそのような日本経済の動脈に生じております重大な欠陥を取り除くために、まず私どもはなすべきことをなさねばならぬ。そのために、現在お願いを申し上げておりますこの処理方針と同時に、これを通じて日本の金融システム、金融行政のあり方についても今日の新しい時代に対応でき

るものに確立していかなければならないという観点に立ってお願いをいたしております金融関連法案とともに成立をさせていただくことが極めて重要と考えております。その中で六千八百億の負担でございます。

○橋本聖子 今、大蔵大臣から詳細にわたって、この住専法案がどのような形で、政府としてどのような認識を持っているかということをお説明いただきました。私は、この問題は民間の貸借の出来事であり、民間が解決すべきものという基本的な感覚を今でも持っているところであり、まして、関係者が協議をし、そしてその結果として解決できればそれは最高のものに間違いございません。

しかし、それができないということで、住専各社並びに出資者である母体行、貸し手である一般行がこの問題をギブアップするというんでしようか、そういう形で解決ができないということをお願いされた。それに対して政府は、今おっしゃったような問題意識から、すなわち日本の経済をどうやって維持していくかという問題意識から、早急にこの問題を解決しなければ、日本国経済が復興の途中にあるにもかかわらずさらに悪化をしていく懸念があるということから、国が一種の介入というところをお願いするけれども、介入をして当事者を集めてその当事者間の協議を求めたんだ。

しかし、協議を求めたけれども、先ほど申されたように、母体行は住専七社の損失額六兆四千億のうち三兆五千億しかできない。その三兆五千億というのは、結局のところは母体行が住専各社に持っている債権の全額放棄である。一般行はプロラタと言ったんでしょうか、貸出人として、比例して、修正プロラタと言われているけれども、そのような形で一兆七千億を放棄する。農協は、いろいろ議論があったけれども、特に第二次再建計画とか、それからそのときの大蔵省、農林省との覚書であるとか、あるいはそもそも母体行が持つべきであるというような議論であるとか、

そういう議論から五千三百億を贈与する。差し引き六千八百億が足りないということで、一種の和議のお手伝いとして六千八百億を財政支出するという形になってきたんだというぐあいに理解をしています。

しかし、問題は、本来民間で負担をし、解決すべきものであったという認識からいえば、母体行が三兆五千億放棄したというのはぎりぎりであるのか、それ以上のものは求められないのか、一般行はどうか、農林系統融資機関の五千三百億というのは妥当かというのがそれぞれ吟味されていかなければいけない、そういう立場です、基本的には。

政府はもう六千八百億というものを財政支出するという決心をしたんですけれども、今、大蔵大臣が言われたように、いや母体行に問題があるんじゃないかと、いろいろな問題を提起し、発言をされております。総理大臣もそのような御発言をなさっておりますが、一体、政府はこの問題について、各貸出機関である母体行、一般行、その他がぎりぎりの負担をしたんだというぐあいに認識をされているのかどうか、その点についてきちりとした御発言をお願いしたいと思います。

○国務大臣(久保亘君) 昨年十二月に関係者間の協議が行われました段階においては、これが負担し得る限度だということで合意されたものと考えております。

しかし、その後、金融機関、とりわけ母体行の責任はそこにとどまるかという問題は、住専と母体行との関係、設立、出資、人事、経営、さらに紹介融資といったような問題を含めて、母体行は子会社ともいうべき住専の処理に関して、大きな責任を負っているのではないかと、さらに銀行はそれに対応できるだけの体力を有しているのではないかと、こういう立場から御議論がございました。私もそのような立場についてさらに検討を加え、母体行はさらにその責任に基づく負担を行うべきであるという考え方を持ったのであります。

なお、この新たな寄与につきましては、関係者の間で一たん合意いたしておりますこのスキームを成立させ、スタートさせていく中で新たな負担、寄与についても積極的な協議に基づいて合意が得られなければならないものと考えておりますのでございます。

○橋本聖子 今、大蔵大臣から御答弁いただきましたけれども、銀行、金融機関側、すなわち六兆四千億円の欠損について、赤字の穴埋めを関係者が全部できない。しかしながら、母体行その他はぎりぎりだと言っているけれども、なおかついろいろな議論の過程から見ると新たな寄与をお願いするということは考えているんだというお話でございます。

そこで、大変恐縮なんですけれども、先ほど閣下委員が申されましたけれども、平成八年の三月期の銀行の決算は、業務利益に関する限りは最高の水準を行っているというぐあいに言われていたんですが、その状況をまた詳しくお話し願ひ、昨年の十一月段階における母体行その他の支払能力というんでしょうか、ともかくも資金的な余裕、体力というものはどういうぐあいに変わってきたかということをお説明願ひできませんでしょうか。

○国務大臣(久保亘君) 銀行協会の側も、私と直接いろいろ意見を交わしました中でも、確かに体力はあるということをお願いしております。しかし、体力があるから出せと私は申すわけではございません。責任に応じて負担すべきものである、そしてそれに応ずる体力がある、こういうことで私の方から申し上げております。

今申されました八年三月の決算期におきまして、先ほど銀行局長も申し上げましたように、主力二千一億だけでも四・七兆、前年同期比七・二％増の業務収益を上げております。また、これらの収益をもつて大幅に不良債権の償却も可能となっているのであります。そういう意味では、御審議をいただいております間に、さらに母体行側の持ちます体力についてはさらなる寄与を要請するに足ると、このように考えておるところでございます。

○橋本聖子 母体行側ないしは銀行側、全金融機関ですね、それがどのようにこの問題にこれからかわっていき得るのかということ、またちょっと後で御質問申し上げたいと思います。

私は、大蔵大臣の言われたように、この問題を早急に解決せよといふかめということ、それから、解決するに際して現在当事者間において十分の合意がなされない、したがって政府がそれに参加をして六千八百億の財政支出を現時点においてせざるを得ないということはある程度理解をするものでございます。

実は、世界の各国においても、同じように金融機関の破綻に際していろいろな財政措置、いろいろな国家的措置がとられていると思っております、それらの例を大臣はどのように御理解なさっておりますか。

○国務大臣(久保亘君) アメリカにおきましても、貯蓄貸付組合の破綻に伴いまして十九兆円の公費の負担が行われた例がございます。北欧三国におきましても、金融機関の経営危機に際しまして公的資金の投入が行われた事例がございます。詳細は政府委員の方から申し上げます。

○政府委員(西村吉正君) 不良債権問題に苦しみますことに關しましては、世界各國の七〇年代以降共通の経験を持っているわけでございます。とりわけアメリカにおきましては、八〇年代の後半に貯蓄貸付組合の破綻が相次ぎまして、結果的に十九兆円に上る財政資金の導入が行われたわけでございます。

北欧三国におきましては、絶対額は小そうございますけれども、国の規模が小さいがゆえでございます。その相対的な大きさをいいたしましてはアメリカを上回るような財政負担が行われておりまして、投入された財政資金の額は、ノルウェーで約三千億、スウェーデンで八千七百億、フィンランドで七千億という巨額に上っております。

一方、イギリスにおきましては、七〇年代前半

と九〇年代前半に二度にわたりまして中小金融機関の経営危機に際しまして、イギリスでは中央銀行による融資や保証という手法におきまして措置がなされているところでございます。

フランスでは、国営銀行でございますけれども、クレディ・リヨネ銀行に対しまして財政資金の支援が行われた例がございます。

○橋崎泰昌君 今御答弁いただいたように、諸外国でも、金融機関というのは経済の静脈であると言われているわけですから、それをとめるわけにいかないというので、その危機に際して多くの財政支出を見た例があるわけですね。日本国でも現在六千八百億を支出しようとしている。しかるに、なかなか国民の理解を得られていないというところが問題になっていると思いますが、どうしてだということにお思いでございますか。

○国務大臣(久保亘君) 早期処理ということでは御理解をいただけても、結局国民の皆さんの御負担になるということについては、なぜ住専問題にということ御疑問があるのは、私はそうだろうと思っております。

ただ、この問題で十分に御理解をいただいております点、今直ちに六千八百億を国民の皆さんに税負担という形でお願いをするものではございません。この六千八百億の投入金額は、将来どのような形でこれが国庫に還元されてくるかという問題でございます。

それは幾つかの道があると思っておりますが、一つは、回収がどのように行われるかということがございます。もう一つは、この処理が適切を得て、日本経済が順調に回復軌道をたどることによって税収が伸びるという効果も見なければなりません。それからもう一つは、この負担をぜひ金融機関が、その体力によって新たな寄与という追加負担をしてもらうことによって、これが六千八百億の公費投入が将来還元されてくるという、いろいろな方法があると思えます。

そういう形を通して、この六千八百億の公費投入が国庫に返ってくることによって、国民の利益

を最終的にはこの処理を早期適切に行うことによって守る、そういうことで御理解をいただかなければならないと考えているところでございます。

どうして国民の理解が得られないかということにつきましては、私もこれを一言で申し上げることは大変難しいと思いますが、御負担を願うことが直接自分たちの暮らしや仕事にかかわって還元されるということが目に見えるものでないという点においては、非常に国民の皆様の御理解をいただくことが難しい問題だと思っております。

○橋崎泰昌君 私は、やっぱり国民にかかわりのない世界の貸し借りの話が、いや当事者が云々というところで財政支出にすぐ結びつくということについての不信感というんでしょうかね、思いが非常に強いと思うんです。

総理はいろいろな場合の中で、金融秩序の維持ということが非常にあるんだと、それが大事なんだ、このことをやらざるを得ないんだというぐあいに御説明あるいは御答弁になっておられますけれども、それをもう一つ易しく御説明願えませんか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先刻、大蔵大臣が御答弁になりました点にも重複する部分がありますが、私はやはり国民から非常に強い反発を受けてしまった大きな原因、それは、突然公金の支出というのが決められた、そこまでのプロセスがよくわからないという点は大変大きかったように思えます。

そして、昨年の夏以降、関係者の中でこの事態を処理していくために真剣な話し合いがなされておりましただけに、それが真剣であればあるほど当事者の中の話というものは外に情報として出ていかない。そして、最終的に財政資金の投入ということが決断をされたということに、プロセスの点で国民の反発を受けた部分が非常に大きい。総理官邸に参りますインターネット等の御意見を聞いておりましたも、私はそのような印象を持っております。

そして、それはそのまま今国会になりましたから、この住専を含みます問題で野党の御論議をちょうだいし、政府として御答弁を申し上げておりますうちに、一つのことについて気がついた部分がございます。

今、日本の金融機関が国際的に信頼を取り戻さなければならぬという点についてはどなたも御異論がありません。そして、その取り戻さなければならぬ信頼、その土台にあるものが何かと言えば、金融機関の抱える不良債権である。この不良債権処理を何とかしなければいけないということも皆共通項だと思います。

問題は、これは衆議院の御議論の中である野党の議員の方の御質問にお答えしたことであります。が、野党の皆さんは不良債権全体を問題としてとらえられ、この住専問題もその一角に位置づけられておられる。いわば氷山の一角という位置づけをしておられた。

私も、同じようにこの不良債権の問題を何としても処理する、処理の軌道に乗せていくことが日本の金融システムの信頼性を維持する、あるいは再構築する上で欠くことのできないことだと考えております。問題は、我々は住専というものを突破口としてとらえ、喫緊の課題としてとらえた。そこに議論の差異が生じたような思いがいたしました。

しかし、私もいろいろな言い回しで、多数の金融機関がかかわっているなんということは申し上げてきておりますけれども、いざにしてこの問題を、昨年の夏少し前ぐらいであります。うか、当時の大蔵大臣が国際会議等に御出席になりながら、日本の金融の信頼性の再構築という視点から考慮の対象に挙げられた時点から突破口という位置づけにこれをしてきたわけでありました。そして、反省をするならば、私も大蔵大臣経験者として金融自由化を進める努力はいたしてまいりました。

しかし、ある程度問題意識は持ちながら、そして当時の大蔵省の事務方の諸君も問題意識は持ち

ながらも、自由化という事業の進展と行政のこれに対応する変化というものを怠ったという責任はあると思っております。

そして、今我々は市場原理に基づいたより透明性に富んだ、情報開示の素直に行われる、外から見て変わったとわかる金融システムというものの再構築を迫られているわけでありましたが、それは当然ながら行政もそれに対応した変化をしないかなければならぬであります。

しかし、いずれにしてもそうした努力を重ねた中で、日本の金融システムに対する信頼性というもの我々は国際的に取り戻さなければならぬ、それが今の状況ではなからうかと考えております。

○橋崎泰昌君 今、総理大臣から金融機関全体の動向等に関する、それから世界の金融機関との関係は一体どうなるのかというような大きな視点から御説明をいただきました。大蔵大臣からは、この六千八百五十億というのが導入された経過も十分御説明をいただいたというぐあいに私は思っています。

そういう意味で、政府の御提案になっている今の法律案というものは高く評価すべきものであると思えます。同時に、この議論の過程において母体行主義であるとかあるいは法的処理を行うべきであるとか、いろいろな議論が出てまいりました。

私は、法的処理を行えば農協が、系統金融が二兆数千億の負担をしなきゃならぬとかいろいろな問題が出てくる、そしてしかも処理のために非常に時間がかかるということでもその案はとり得ないというぐあいに政府としてはお考えになったというぐあいに思ふんですけれども、その点についてもう一遍確認を求めたいと思えます。

○国務大臣(久保亘君) 住専問題は、いわゆる法的処理、会社更生法や破産法によって処理するということになってまいりますと、利害関係が非常にふくそういたしておりますために大変時間がかかるし、その解決が困難な状況になるのではないかと。それらの点について、今の方策以外は考えな

いのだということではなく検討をしてきた問題だと思っております。特に、野党の皆さんから会社更生法の適用についての御意見をいただきました際にも、真剣にそれらの問題について検討をいたしました。

しかし、会社更生法の三十八条に基づけば、現在の住専の経営の実態、つまり破綻状態にあるものを裁判所が更生法に基づいてこの申し立てを受け入れる可能性があるのかという問題、もう一つ、仮に受け入れられたとしたとしても、二百五、可決の要件に基づきますならば、債権者の三分の二以上の賛成がなければこれは機能しないわけでございまして、そういう意味でも大変困難な方法になりはしないか、そういった問題も十分に検討いたしました。

また、破産法によります場合には、プロラタ方式などによって計算をいたしますと、母体行であります銀行の損失負担が当然半減することになります。そして、その分系統金融機関の負担が、今の五千三百億の贈与からいたしますと数倍の重さにならざるを得ない状況があるのではないかと、そういった点と、住専問題の処理を急ぎました理由の一つに、この問題をこれ以上深刻な状態にいたしました場合には、系統金融機関に信用不安を生じ預金者保護が非常に困難になるというような状況を生む可能性はないか、そういったようなものも考えました上で、破産法の道をとることは極めてその手続が難しいということと同時に、非常に重大な問題をばらんでいる、こういうようなことから、今回は公的関与に基づく御提起申し上げております処理法が私どものとり得る最善の道と考へた次第でございます。

○橋崎泰昌君 そのような趣旨でこの法律案ができていくというぐあいに考えますけれども、問題は母体行その他により一層の寄与を求めるときに、六法案が通過したときに三党声明を出しまして、政府に対して「住専を消滅させるための損失処理に要する財政負担六、八〇〇億円については」

「関係金融機関等（農林系統金融機関を含む。）に新たな寄与を求め、結果として国民の負担をできる限り軽減するよう努力する。」このため、関係金融機関等と協議し、できるだけ速やかに具体化を図る。」という三党声明が出されました。

これは先ほど閣下議員が御質問したときに言及されましたけれども、これと同じ趣旨のことを参議院では既に政府に申し入れをしているわけですから、これについて政府はどのようにお考えになり、どのように行動されているのかということとを御説明いただけないでしょうか。

○国務大臣（橋本龍太郎君） 本院からちようだいをいたしましたと同様の御意見を衆議院の特別委員会可決に当たりまして、自由民主党、社会民主党、新党さきがけ三党からちようだいをいたしました。

そして、この声明を受けまして、政府としてはこれを重く受けとめながら、新たな寄与という問題を初めとして、我が国の直面いたします金融上の諸問題に迅速かつ的確に対応するために真剣に取り組んでまいりたいと考えております。同時に、与党三党としても、この申し入れを実現すべく、側面から御努力をいただいていると承知をいたしております。

○橋崎泰昌君 それでは、午前中の時間が経過したようでございまして、午後続けて関連質問をさせていただきますかと思っております。

○委員長（坂野重信君） 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時二分開会

○委員長（坂野重信君） ただいまから金融問題等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例

等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案、以上六案を一括して議題とし、質疑を行います。

○橋崎泰昌君 午前中に引き続き、御質問を申し上げたいというぐあいに思っています。

午前中は、六千八百億の政府支出をせざるを得なかった経緯並びにその考え方、諸外国の例等々をお伺いいたしました。

あえてそれを申し上げたのは、本日はテレビで放映をされておりまして、国民に対してその間の経緯をしっかりと御説明を願ったかという趣旨で御質問を申し上げ、十分な御答弁をしていただいたように私は思います。

しかし、問題は、六千八百億について、さてこれを今後どのように考えていくのか。政府としては六千八百億の支出を、金融業界に対して新たな寄与を求めるという考え方を御表明になりました。

たまたま、たまたまというわけじゃありませんが、多分政府の決意を金融業界の方でも受けとめられ、そのような中で、先ほど申し上げましたように、参議院では総理に対して六千八百億の削減というんでしようか、限らない削減をお求めをし、かつ与党の三党においても声明を発表して、軽減するように努力すると、こういうような表現で政府に対して努力を求めてまいりました。

それに対して、それでは政府はどのように行動したのかということとは、また後でお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、全銀協としては、要するに金融機関としては、先般、衆議院の金融関係の特別委員会が橋本俊作全銀協会長が参考人としての御発言をなすっておられます。

その御発言によれば、公共性の高い金融機関としては新たな寄与を模索している、これは政府が言っているんじゃないですよ、金融業界がそう言っている。しかし、なかなかいい案が浮かばず

苦慮しているんだというぐあいに言っておられますけれども、この御発言に対して政府側はどのような行動を起こしておられますか、どのようなことをしておられますか。

○国務大臣（久保亘君） 政府側のこのことに対する取り組みとともに、与党三党におかれても、総理に申し入れがございました方針に沿って、また、衆議院における議決に際しましての与党の談話でありますか声明でありますか、この内容に基づいて金融機関側との接触も行われておりまして、いろいろと努力をされておると伺っております。

また、政府といたしましては、既に予算委員会の審議の過程から、銀行協会側に対して、国会における厳しい御議論を踏まえて、政府としても追加負担による新たな寄与について銀行側が真剣に検討されるよう強く要請を続けているところでございます。

明日また銀行協会の会長が当委員会にも御出席と伺っておりますが、そういう中에서도明確な意思が表明されることを期待いたしております。私どももいたしましては、この国会の会期を閉じますまでの間に、新たな寄与に関する母体行を中心とした金融機関側のこのことに対する基本的な立場が明確となるよう強く望んでいるところであります。そういう方向に沿って且下関係者との事務レベルの協議を含めて接触を行っているところでございます。

具体的なこちらからの提示ということにつきましてはまだ今日申し上げる段階でないことを先ほど御答弁申し上げたところでございます。

○橋崎泰昌君 今御答弁をいただきましたけれども、実はなかなか進んでいないように私どもには見えます。

それで、全銀協の橋本会長は、先ほど申し上げましたように、なかなかいい案が思い浮かばず苦慮しているところでありまして、こういうぐあいに言われているんですね、苦慮していると。まあ苦慮していただかなきゃいかぬわけですが

も、この橋本会長の御発言を聞き、あるいは新聞紙上でそれを読んで、国民は、ああ、いい案ができ始めているんだと、こういう期待感に胸を膨らませていると思うんです、六千八百億はこれで消えるんだと。政府もおっしゃっている、全銀協の会長さんもおっしゃっている、これで解決するんだと、こういう思いが大変強いと思うんです。果たしてそういうぐあいに進んでいるんでしょうか。

今、大蔵大臣のお話では、恐らく水面下で、こういう問題はある程度水面下で事を運ばないとうまい案ができてこないのかもしれないけれども、水面下でいい案が浮かびかかっているんでしょうか、お答えください。

○国務大臣(久保亘君) 相模の取り組みで申しますと、最初の段階では土俵に上がらない状況でありましたけれども、今ようやく皆さんの強い御意見を拝聴しながら土俵に上がるころまで来たんじゃないか。しかし、まだ機熟して立ち上がるというところまでは来ていないと思っております、それを私どもといたしましては具体的な方策も含めてこの国会の会期中に何とか取りまとめた、そういうことで全力を尽くすよう指示を関係のところにもしているところでございまして、もうしばらく時間をいただきたいと思えます。

○橋崎泰昌君 今、大蔵大臣は、機熟してとか、立ち上がる状態にあるのかというふうな御発言がございましたけれども、実はなかなかそういうぐあいにいっているという感じがしないんです。その上に大蔵大臣は、参議院の審議中に。会期は六月十九日。本委員会においてはさうにもう少し早い時期に、今週中にでもという発言もありましたけれども、その間にやらなきゃいかぬということになってくると、大蔵大臣は参議院の会期中にこの案を実現さす決意、あるいは命じてやなくて、現実の問題としてそういうことになると思っておられるのかどうか、しっかりした答弁を求めます。

○国務大臣(久保亘君) そのようにしたいと考えて、私も自分にできることを全力を尽くしているつもりでございます。

○橋崎泰昌君 御決意のほどはわかりましたが、そのとおりしていただかなければやっぱり困ると思っております。

それから、さらに申し添えますけれども、六千八百億が国民の負担になるということですね。それではいかぬということで、軽減をしようという話が出ておりますが、軽減なんですか、ゼロにするんですか、どっちなんですか。

○国務大臣(久保亘君) 全く国民に御負担をかけないという結果を得れば最上だと考えております。公的資金を投入いたしましたものをできるだけ圧縮する。圧縮してまいりますと、その最も究極の結果はゼロということもあり得ると思うのであります。むしろそれよりも回収その他によつては上回る場合もあり得るものと考えております。

そういうことで、六千八百という数字にこだわらず最大限の負担を要請する、そしてそのことによつて国民の利益を守る、こういう立場で努力したいと考えております。

○橋崎泰昌君 御決意はそうでありましょうし、また、実際に現在の案ができていないと、今模索中であるということですから、ゼロにするということとは今御言明になることはなかなか難しいかもしれませんが、私はやっぱり以上は、新たな寄与をしていく以上は、軽減じゃなくてゼロにするということが当然だというぐあいに思いますが、いかがですか。

○国務大臣(久保亘君) 軽減、圧縮するというところで御理解をいただきたいと思えます。

○橋崎泰昌君 確かに今案があるわけじゃありませんから、大蔵大臣としてはなかなか軽々しいことは申されたいというぐあいに思いますが、ゼロにしても、ゼロにするという決意表明だけはしたい、かように考えますが、いかがですか。

○国務大臣(久保亘君) せっかく努力をしているところでありまして、最終的には国民の負担とならないよう力を尽くすことが、この委員会を初め国会において与野党を超えて御議論がございましたことにおこたえすることだと考えております。

○橋崎泰昌君 橋本全銀協会長は衆議院における参考人としての発言の中で、なかなかいい案が思いつかばず苦慮しているんだとおっしゃると同時に、私企業としては、要するに金融機関は私企業ですから、私企業としてはその限界の範囲内で合法的、経済合理性、公益というような条件を満たせるような追加負担を考えているんだというぐあいに述べられております。

確かに、母体行としては住専スキームの中にいて三兆五千億という最大限の、要するに全債権を放棄してその責務を果たしたというぐあいに全銀協側は考えておられるというぐあいに思いますが、その立場もわからぬではないですけれども、私は、さらにその中で全銀協という金融業界の中では金融秩序を維持するという非常に高い公益的な責務を負っていると思えます。

先ほど閣下委員の質問の中にも出ましたけれども、免許という形をとって十分な活動の場所を与えられ、金融業界の運営についての全責任を、監督官庁としてはもちろん政府でございましょうけれども、業界としては金融業界がその信用維持のために全力を尽くさねばならぬという立場にあることは言うまでもないことでございまして、そのために、体力があれば、余力があれば、当然それに貢献すべきものであるというぐあいに思っています。

さらに、昨年の十一月、スキーム形成のころから比べると、先ほどお話がありましたように、銀行業界も非常に体力をつけ、余力を持ってきた。その中において、当然のこととして、いつまでも政府に甘んじたようなことを言うんじゃないかと、みずからの力で信用制度の維持を図るということが当然の責務であろうかというぐあいに思っております。

ております。

スキームができた後の話でございますので、非常に狭い、細い道を一步一步踏み外さずに渡らなきゃならないことも言うまでもないことでありますけれども、私はこれは勇断を持って、先ほど申し上げましたように、六千八百億の負担というものをゼロにするという態度で全銀協あるいは金融業界側とお話を願わなければならぬ時期ではないか。さらにそれは、大臣仰せられたように、参議院でこの法案を審査しているときにやはりそれを実現させていくということが必要ではないかというぐあいに思いますが、重ねて大蔵大臣に御所見を承ります。

○国務大臣(久保亘君) 大変御激励をいただきまして感謝をいたしておりますが、一つこの問題で御理解をいただいておりますが、一つこの問題では、銀行側に対して法的に負担を強制する手段は現在の法体系のもとではないということであります。

そういう中で、銀行側とある意味では戦いともなりますが、協力と戦いとその両面を通じて、私どもは、この問題を金融機関の持ちます公共的責任の重さや今度の住専問題に関する母体行を中心を負っておりますその責任というものを考えて、ぜひ銀行側にも私どもの要請を受け入れてもらえるようこれから最大限の努力をいたしたいと考えております。

○橋崎泰昌君 大蔵大臣としては最大限の決意を表明され、努力をなさるといふぐあいに受けとめます。

しかし、具体的ないい案がないと、先ほど申し上げたように、何ともならぬということで、世にいろいろな案が検討されているわけですね。大蔵省としても当然いろいろな案を検討されていると思えます。大蔵大臣が言われたように、これは政府としては強制的にこうやれ、ああやれといった命令をすべきものではないということはそのとおりかもしれせん。しかし同時に、これは大蔵省側というよりも政府側も、こういう案でどうだ

ろつか、金融業界もこういう案なら受け入れられるんじゃないか、いろいろな御提示をなさる必要があると思います。

先ほど大蔵大臣は、必要があれば大蔵省からも案を提示するというのを考えたという趣旨の御発言がございました。となると、いろいろな案があるよというだけではだめなんで、もう身近に迫っているんですから、もうすぐやらなきゃいけないんですから、大蔵省に案がないはずはないというぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(久保宣彦) いろいろな考え方がないわけではございませんが、まだこれを協議の場にならして議論をするというところまで詰められていないということで、その具体的な考え方をここで申し上げることが困難であるということを申し上げておきます。

○橋嶋泰昌君 では、私の方から申し上げざるを得ないというぐあいに思っています。

いろいろな案が言われているということの中の一つに、現在、預金保険機構ですか、そこを今回の法律案では従来の七倍、そこまで上げよう、すなわち〇・〇八四まで上げようというようにことが提案をされております。

しかし、その上にさらに余力ありと見られればその保険機構の保険料を若干上げて、それをさらにこの債権処理会社という新会社、できるであろう新会社の一般財源として繰り入れるのはどうかというように案が新聞紙上あるいは関係者の間で議論されておりますが、この案についてはどんな感じをお持ちでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) 先ほど大臣からも申し上げましたように、私もどなたも申し上げてそのような個々の具体的な案を提示しているという段階ではございませんが、一般論として今の御意見にお答えを申し上げます。現在御提案申し上げております預金保険料は七倍に引き上げることによってございまして、これはいろいろな議論の経過におきまして、今の金融機関の能力あるいは外国に比べて限度いっぱいのものである、負

担力の面から限度いっぱいのものであるという面が一つございまして。

もう一つは、住専と余り関係の深い、例えば信用組合とか労働金庫とか、預金を受け入れております金融機関にはすべてこの負担が平等に比例してかかるというように問題があるわけでございます。このように問題との関係はどのようにか考えるのかということも一つの論点になるかと考えております。

○橋嶋泰昌君 いろいろな案に、全くいやそれは結構ですけれどもいろいろな案があれば当然出てくるわけですよ。いろいろな問題があることも当然でしょう。だからこその案があればということでも構案をされているんだというぐあいに思っています。

あえて今、銀行局長が、保険料が限りなく高いものであるという仰せでございましたけれども、アメリカにおいては金融破綻に際して行った保険料は〇・二三三という割合で行われており、我が国は七倍に上っております。もちろんアメリカの金融機関の収益力、日本の金融機関の収益力に差があることはそのとおりでございますが、あえてそれが最大の問題になるとは考えておりません。

それから、信用組合等関係のない金融機関にまでそれが及ぶということでございますが、私はそんなことを言っているんじゃないやありません。これは金融機関の信用保持という点から金融機関が協力をすべきだという観点から物を申し上げているので、わしは住専と関係ないからそんなのは嫌だよというように金融機関では、私は情けないというぐあいに思っています。

必ずしもこれが大きな障害になっているというぐあいに私は私には考えておりませんが、まだ具体的な案をつくっていないというところから、ぜひこれも御検討の組上にのせていただいて、速やかにやっていただきたい。

さらに、次の案を申し上げます。(三)四つ出してやれと呼ぶ者あり(三)四つ出してや

れということですから、続けて幾つか出していきます。

銀行の中には、だんだん面倒くさくなってきたので、ちょっと表現が悪くてごめんなさい、全金融機関がそうだとおっしゃるためには、あるいは全金融機関が平等に負担をするという意味では、現在、貸倒引当金制度というのがございまして、金融機関につきましても、これは業種によって貸倒引当金への引当率というのは税法上異なっているわけでございますが、金融機関については三分の三というところでございまして、全金融機関、現在において二兆三千億程度の積立金を持っているというぐあいに伺っております。その中で金融機関の貸倒引当金引当率を若干引き下げて、要するに税金をいっぱい出してということになります、それで全金融機関としての本件に対する姿勢というものをあらわしたいという意見もございまして、これも、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) 御指摘のような考え方も関係者の間で議論がされているということは事実でございます。

しかしながら、この御提案につきましてはまず第一に、金融の分野におきまして、できれば自主的に解決すべき課題につきまして税という手段を用いることがどういふものであるかという御議論もあらうかと思ひます。それから貸倒引当金というものは将来に備えるものでございまして、現在の不良債権が累積しているという金融情勢からいたしまして、それを引き下げるということとをどのように考えるのか、こういう課題もあらうかと存じます。

また、この貸倒引当金は、大きく言いますと融資額に応じて積み立てられているものであるわけでございますが、それを負担の手段に使うということは融資額に比例して負担をしていただくと、こういうことになるわけでございますが、そのことが住専問題との関係でどのように考えられるべきか、このようなことが議論にならうかと存じます。

○橋嶋泰昌君 では、住専問題では住専に対する貸付金を放棄するというところでこれは無税の扱いになるわけですね。そのようなことも考えて貸倒引当金の率をいじったかどうかという議論が行われているというぐあいに承知をしております。今、銀行局長が言われましたけれども、これもさき申し上げたように確かに全部うまいぐあいにいけばそういうふうにいかに決まっています。全部うまいぐあいにいいていいからいろいろな案が出てきているわけですから、銀行局長が仰せられた問題について一つ一つおかしな点はないかということはおし上げませんけれども、これまた大いに検討すべき案であるというぐあいに思っています。

先ほど申し上げたように、この解決の新たな奇手とどうするかというところは、細い狭い道を一步一步踏み外さずに通って抜けていくということが大事なわけですから、それに際して、今、銀行局長の言われた議論もあるかもしれないけれども、一つ一つ物事の考え方を整理してやっていくことが必要であらうというぐあいに思っています。

さらに、先ほどからもう少し言えというお声がかかりがございまして、もう一つ案を申し上げます。

すなわち、有力な案として現在、預金保険機構の中に安定化拠出基金というものがつくられることになっておりまして、各金融機関が一兆円の拠出をするようになっております。そのうちの千億は出資に充てられ、九千億は運用益を出すように充てられ、そしてその運用益を債権処理会社の助成として使うということになっているわけでございます。

私は、一兆円というのはだれが決めたものでもないの、人間様がまあ一兆円ぐらいでいいだろうと、大体そうだなというところで決めたものだと思ひますけれども、(そう)いう決め方して「の」と呼ぶ者あり(そう)思ひますけれども、それをさらに積み増す、これにあと一兆円を積み増せば、利率がどれくらいになるかわかりませんが、

ども、今の安い金利で三・五%としまして十五年間たてば六千億ぐらいになっちゃうんですね。それをやるということはどうかという議論が行われていると思います。もちろん大蔵省でも十分御検討になっていると思いますけれども、いかがでございますか。

○政府委員(西村吉正君) 今御指摘のいわゆる基金を増額する、あるいはつくるということにつきましても関係者の間で議論の対象になっていることは御指摘のとおりでございます。

ただ、今一兆円の基金という御指摘がありましたが、この一兆円の基金を設けるにつきますと、昨年の暮れに、現在御提案申し上げております政府の処理策を固める段階におきまして、関係者の間で非常に難しい議論の中で、なかなかこの一兆円の基金をつくるということにつきましても関係者の議論がまとまり切らなかった。それをどうにかまとめたという非常に狭い道をたどってきた結果になっているわけでございます。

さらに、この問題を進めます上で、これは民間金融機関もございましょうし系統金融機関もございましょうが、関係者の間でこのような一度合意に達したものにさらに上積みをするというようになことをまとめるということとはなかなか難しいことであろうかと考えているわけでございます。

なお、今の一兆円の基金の使途と申しますのは、これは今の法案の中で定められているわけでございしますが、六千八百億円の財政負担を軽減させるという意味での御提案であるとすれば、現在提案中の住専処理法案の修正が必要になる、このような問題もございします。

○橋崎泰昌君 一兆円の合意をしたときに非常に狭い道を通ってきたんだ、なかなかまとまらなかったんだ、こういうようなお話でございますけれども、要するに私は、そのとき狭い道であつても、もっと狭い道で構わないから渡ればよいと思つていらっしゃるんですよ。何をもちてそれができないのかということについてはなかなか理解ができません。

さらに申し上げれば、何回も申し上げますけれども、昨年の十一月、十二月の時期の金融業界の採算の状況と現在の採算の状況を比べれば格段の差があるというところは、先ほど大蔵大臣が申されたとおりでございます。その環境が変わった中で、どうしてそれができないんでしょうか。私は大変不思議に思っているところであります。

それから、今、今の法律ではどうも六千八百億の使い道になかなかその運用益を充て得ないんだというお話がございましたが、それじゃ、そのほかにもう一つ別の基金をつくるという案があるんじゃないでしょうか。それについてはどう考えられますか。

○政府委員(西村吉正君) まず、利益がふえたではないかという御指摘でございますが、この点については、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、そのような負担力があるということと拠出をするということと一応別の問題として、もちろん関係のある問題ではございますけれども、体力があるからということではなかなか関係者として合意を得ることは難しいというところも御理解いただきたいと思います。

なお、別の形でという御指摘でございますが、別の形でという御提案は今の基金と別の基金をつくってという御趣旨かと存じますが、それは、基金を別途預金保険機構の中につくったらどうかというような御提案だとか、あるいは預金保険機構と全く別に基金をつくったらどうかとか、いろいろな御提案とかお考えがいرونなところで出されているということも私も承知はいたしております。

○橋崎泰昌君 今四つぐらゐの案を御提案申し上げ、それぞれについて一長一短あるというぐあいに思いますが、検討はされているようでございします。しかし、検討しているだけでは意味がないんですね。決めにやなりません。そして、決めるときにはやっぱり勇断を持って、政府としては自信を持ってやっていかなければならないんだというぐあいに思っています。

そのいろんな寄与の中で、先般、これも衆議院の特別委員会の参考人として系統金融の方が言われましたのは、農林系統機関もそのような案があればその案に沿って検討したいということをおっしゃっております。農林大臣、いかがですか、この点については、協力をなさる御意思がございしますか。

○国務大臣(大原一三君) もう橋崎委員十分御存じであります。我々としては従来、何度も申し上げるわけでありますけれども、子供の責任はおふくろが持てと、要するに母体行責任を言ってきたわけでありまして。

しかしながら、既に五千三百億を拠出し、協力申し上げる、その中には五兆五千億という大変大きな貸出金というものがスキームの中に入っているわけでありまして、我々としても追加負担につきましては、今決算状況もずっと調べておりますが、やはり我々が予想したように、今三十七でございしますか、新年の決算が出かかっております。当期利益で大体二十、だからもう少しふえそうです。我々は当期利益で大体二十ぐらゐるが赤字だろうと申し上げたんですが、二十を若干上回りそうでありまして。経常利益については過半数と申し上げたんですが、よくわかりませんが、今のところやはり二十四、五の水準になりそうです。

したがって、今後の経営ということを考えました場合に、内部留保、経常利益、千三百億が昨年の経常利益でございしました。今年度は、したがってそれから二千を控除したわけでありますから非常に厳しい決算に相ならざるを得ない。内部留保は、御承知のとおり一兆三千ぐらゐいしかなない。それに對して、今回は拠出をした分だけ減らざるを得ないということでございますから、非常に厳しい状況であることは委員御存じのとおりであります。

しかしながら、過般も参考人が申し上げましたように、全銀協等の前向きな対応というものがつきりすれば、厳しい中であるけれども自分たちは

ちとして真摯に検討してまいりたいということをお申し上げております。したがって、我々農林省としても、この辺については系統の意見も十分酌みますけれども、全体のいわゆるバランスを考えながら積極的に対応していかなくてはならぬのではないのかなと、こう思っております。

○橋崎泰昌君 今の農林大臣の御決意、御見解、大変結構であるというぐあいに思っています。

いずれにしても、全銀協側あるいは金融機関側が何らかの行動を起こして、それにつれてやっていく。五兆五千億の資金を住専七社に貸し、そしてそれを全額返してもらった。それに対して五千三百億の贈与を行ったというポジション、そういうポジションを十分考慮した御発言のように承りました。

それから、この解決案の中には農林系統金融も参加をしていただかなきゃいかぬわけですが、一つだけ日銀がなかなか顔を出していないんですね。日銀が顔を出していない。先ほど、午前中の質疑で閣下委員が言われましたけれども、日銀法の第一条には、これは昭和十七年の古い片仮名書きの法律なので、これ直さなきゃいかぬなというところで、今与党で日本銀行法の改正の議論が行われていますけれども、この古い法律でございします。が、第一条「目的」の中で、「日本銀行は國家經濟總力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為」このところが評判悪いわけですね。総動員法じゃないかというところで評判悪いんですが、そのところを通して、「通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス」というんですね。

住専問題というのは、総理大臣がしばしば御発言になつていらっしゃる信用制度の維持そのものなんでしょうね。それ以外の何物でもないんですよ。六千八百億の國家支出をするというのはそのためなんでしょうね。ところが、日本銀行はいかなる寄与をしたのか、総本山日本銀行はいかなる寄与をしたのか。千億円の融資をします、債権処理会社に千億円

の出資をいたします。この出資は返ってくるかと考
えられているお金なんです。出資をしますと言
うだけで済むんでしょうか。このスキームをつ
かれたときに二応の決着としてそういうことにな
りました。しかし、今回は新たな寄与をするとい
う場面でございますから、日本銀行がその新たな
寄与の場面で新しい寄与を考えるというの
は、私は理の当然であるように思いますが、いか
がでございますか。

○政府委員(西村吉正君) 今回の処理スキームを
策定いたします段階におきまして、御指摘のよう
に、金融システムの安定化という御指摘の条文
をも踏まえまして、日本銀行も協力をしていた
くということでは一千億円の拠出を行う、こうい
うことになっていくわけでございます。

新たな寄与という問題につきまして、現時点で
日本銀行に対して何らかの役割を期待するという
具体的な御相談を申し上げておるわけではござい
ませんけれども、御指摘の点も一つの課題ではあ
ろうかと感じております。

○国務大臣(久保昌君) 日銀も国会に総裁が出席
されまして御意見を述べておられますが、いわゆ
る損失の負担に日銀が融資という形で資金を出す
ことについてはいかがなものかというお考えのよ
うであります。

しかし、新たな寄与という立場で日銀にどのよ
うな役割を果たしてもらえるのか。そのことにつ
いては、今後具体的な方策を検討してまいります
中では十分に検討すべきことと考えております。

○橋崎泰昌君 私は、新たな寄与をするというこ
とを政府側も希望をし、金融業界も新たな寄与を
したいと言っているわけですから、これは当然実
現をされねばならぬ。しかし同時に、それは早急
に、先ほどから声が出ておりますが、もう一月月
も前から参議院側としては申し上げ、そしてい
ろんなところで御見解を述べられていく問題でござ
います。それはぜひ早急に、できれば参議院を、
この委員会を終了する前に実現をしていただき
たい、それをさらに軽減するというような中途半

端なものではなくて、ゼロにするという決意を
もってやっていただきたい、かように希望
をするものでございます。

最後に、総理大臣の御決意をお願いいたしま
す。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど来、久保副総
理から御答弁を申し上げておりますけれども、政
府としても全力を尽くします。

○橋崎泰昌君 私の受け持っている時間がちよ
とあれて、さらに関連質問を三浦委員にやって
いただきたいと思っておりますので、私の質問はこれ
で終了させていただきます。

○三浦一水君 閣下、橋崎副先議員の後を受け
てありますが、関連の質問をさせていただきます
と思います。

自由民主党の三浦一水でございます。初めての
質問でございます。私を初めとしまして、国民
の皆さんがわかりやすい御答弁をお願い申し上げ
たいと思っております。

この住専問題の処理に当たりまして私がぜひこ
の際銘記をすべきと思っております点は、やはりこれま
での経過ではないか、ここに至りますまでの経過
ではないかと私なりに考えておるわけでございます。

住専の出資者であり実質的な支配権を有したと
も見られております各母体銀行が、紹介融資ある
いは迂回融資等の方法によりまして、金融機関と
してはまことに不十分な担保のもとに母体銀行各行
の子会社とも言うべき住専に融資を継続してき
た、この結果が各母体銀行自身の莫大不良債権と
もなっているという経緯であります。

これらにつきまして、一部には、国民、預金
者に対しましていわゆる母体銀行としての責任を果た
すべき、銀行としての責任を果たすべき中にあ
って責任行ないではないかという意見もあ
ります。あるいはまた競争禁止義務違反であるとの意見もあ
るわけでございます。

この点につきまして、改めて大蔵大臣のお考え
をお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(西村吉正君) 母体行と住専の関係に
つきましてはいろいろ御議論がございまして。ま
た、七つの住専につきましてそれぞれ特色もある
わけでございます。

一番母体行の数の多い住専で申し上げますなら
ば九十近い親がいるという状況でございます。ま
したが、母体といえどもなかなか
その住専に対して常々から経営に参画している
という意識が必ずしも高うございまして、役員を
派遣しているというわけでもないというふうな関
係の母体もございまして。

また他方におきまして、比較的母体の数が少な
い、一つないし二つというふうな例も金融機関と
してはあつたわけでございますが、問題は、そのよ
うな非常に色合いの違う七つの住専問題という
のを、たて糸と申しますか、系統金融機関とい
う非常に巨大な貸し手が一貫して存在すると、こ
ういうことでございまして。系統金融機関は、住専全
体で見ますと貸出額の四二%を占めているという
最大の貸し手でございます。この共通したしま
した最大の貸し手があるということが住専問題を
非常に複雑にしているわけでございます。七つ
それぞれ別々に親と子の関係の特色に応じて処理
をするということが難しくなっていると、こ
ういうことで今回の処理策になつていくわけござい
ます。

したが、いま、今御提案の幾つかの問題点
それぞれ住専各社によって違いがあるわけござ
いまして、全体として問題を考えなければいけ
ないところに非常に難しさがあるということを御理
解願いたいと思存いたします。

○三浦一水君 複数の親があり、複数の里親があ
るとでも申しましょうか、それがゆえにその責任
を追及できないというのはおかしな話でありまし
て、応分の責任はきちっとすべきであらうと筋論
で御提起申し上げたいと思存いたします。

これまで住専の議論に対しましてはさまざまな
角度から話が行われてきました。私が主張しまし
た母体行最大責任主義、これに対しまして一方で

は、住専は破産手続により処理をされるべきとい
う意見があります。住専問題を振り出しに戻して
当事者間で会社更生法の手続で行えという意見で
あります。

仮に破産による法的処理を行うとすると、政府
案による処理スキームと比較して母体行あるいは
一般行、系統の負担額はそれぞれどのような
のか、御説明をいただきたいと思存いたします。

○政府委員(西村吉正君) 現在御提案申し上げて
おります負担額の割合は、母体が三兆五千億、一
般行が一兆七千億、系統が五千三百億と、こ
ういうことになっていくわけでございますが、仮に、
完全プロラタと言っておるわけでございますが、
比例配分という方式をもちまして配分をいたしま
すと、母体金融機関は三兆五千億ではなくてその
半額の一兆七千五百億、一般金融機関は一兆七千
億ではなくて一兆九千億、系統金融機関は五千三
百億ではなくて二兆七千五百億と、こういうこと
に相なります。

また、一時関係者の間で議論をされました修正
母体主義という考え方、すなわち母体は貸したも
のを全額放棄するけれどもその他のものは比例配
分をする、そのような考え方での損害額を配分
いたしますと、母体行は三兆五千億、現在の案の
とおりでございますが、一般行は一兆七千億に
なっておりますものが一兆二千億、系統金融機関
は五千三百億が一兆七千億と、そのようになら
うかと、これは機械的な計算の結果でございます
けれども、そのようなことでございまして。

○三浦一水君 そこで、私が着目したいところ
は母体行に関する負担の軽減につながるこの方法
でございます。計算上、今お示しをいたしま
したが、比例配分をしたときには三兆五千億の母
体行の負担がほぼ半減をするということでありま
す。これは、すなわち母体行の責任も半減をして
処理されるということにつながるのかと危惧を
するわけでございます。

また、破産手続による場合には、これはJIA等
でもよく話がかかれておるようでございますが、

損害賠償請求あるいは先ほど申しました競業禁止義務違反に基づく訴え等の訴訟が多発するなど、債権債務関係が非常に不安定な、また長期的な状況をつくり出すおそれがあります。法的処理を行うと、母体行等から住専への紹介融資あるいは住専の役員等への母体行からの派遣等、さらながら母体行の別働隊として住専を利用してきたことなどの過去の経緯等を踏まえた負担の分担を求めることができないおそれがあると思います。

そこで、破産手続による手段をとらなかった理由を、恐らく大蔵省におかれましてはそれも検討の範囲の中に加えてこの政府処理案の御結論かと思つたところでございますが、大蔵大臣からそのとらなかつた理由を明確に御説明を賜りたいと思つています。

○国務大臣(久保亘君) 今、三浦さんからお話がついてまいりましたように、破産処理をいたしました場合、機械的な損失の負担を考えました場合に、母体行の責任が住専問題に関して非常に重いにもかかわらずその負担が半減される、そして一方では系統金融機関が非常に深刻な事態に陥る負担を余儀なくされる、こういうことが一つござい

ます。もう一つは、今もお話がついてまいりましたように、破産処理をいたしました場合には、利害関係をめぐつての訴訟その他さまざまな問題が起きてまいりまして、この処理が長期化するおそれもございます。早期に解決を迫られております住専問題の処理に当たりましては、この二つの面から破産処理によることは適当ではない、このように考えているところでございます。

○三浦一水君 ちよつと横道にそれますが、一点お尋ねをしたいと思つています。

各金融機関におきましては、住専関連の不良債権につきまして、平成七年度の三ヶ月末決算において既に処理が進められているところもあるやに伺つておりますが、母体行、一般行につきましてそれぞれのその処理の進捗状況をちよつとお聞か

せたいだきたいと思つています。

○政府委員(西村吉正君) 八年三ヶ月におきまして、まず母体行でございしますが、住専に対する債権をどのように取り扱つたかというお尋ねでございます。

日本興業銀行、日本長期信用銀行及び和歌山銀行の三行は債権放棄を実施いたしております。その他のほとんどの金融機関は、所要の手当で、すなわち債権償却特別勘定への繰り入れを行つたと聞いております。いわゆる間接償却を行つてゐると、こういうことでございまして。

また、一般行分について申し上げますと、各行とも債権償却特別勘定への繰り入れを行つてゐると、このように聞いております。

○三浦一水君 数字については、一般行等の債権償却、間接償却を行つたところはどのくらいになりますか、つけ加えて。

○政府委員(西村吉正君) ちよつと今手元に正確な数字を持ち合わせておりませんけれども、原則といたしまして、母体行、一般行ともそれぞれの住専に対する債権額を今回の政府案の考え方に沿つて償却するとすればどれくらい償却をしなければいけないか、このような考え方に基づいて処理をしようというふうに理解をいたしております。

○三浦一水君 お答えの前に私が調べた数字を言うとなんでございしますけれども、先ほどの三銀行、六千億余に加えて三兆七千億程度が償却をされたのではないかと、私の数字であります。そうしますと、住専に関連します負担の八三%にも上るのではないかと、そのような数字になるんではないかと御提起を申し上げたいと思つています。

そこで、次にお尋ねしたいと思つていますのは、先ほど来両先輩議員が鋭く質問を続けておられました国民の負担軽減の問題であります。本来であるならば、低金利の恩恵を受けて主要各行では、先ほど四兆七千億余という業務純益のお話があつておりましたが、これも各銀行、信用組合まで合計をしますと、関根先生の御指摘より八兆四千

億にも上る業務純益になっているということであり

ます。そのような中で、政府におかれましては先ほど来国民の負担をできるだけ軽減すべく日々の努力がなされているということでありまして、相撲の土俵に例えられまして、土俵に上がつていただくことができた。あるいはまた、横崎先生からいろいろの御提案もあつていただるところであります。

私が心配をしておりますのは、先ほど農林水産大臣は、真摯にこの追加負担の問題につきましてJA側も検討をしていく、そのような明確な御答弁があつたところでございしますが、もとよりそれ以上の責任を果たすべき母体行の立場の中で、どう追加責任を負担していくかという点につきましては、先ほど来一歩も考えが示されていない、そのような思いがするわけであります。その点に心配をいたします。

相撲も四十八手、いろいろな方法が考えられるのは当たり前でありまして、一つを示せということじゃなくて、そのうち三つ四つ示してこの中でというのならお答えもしやすいのかなと思つたので、つけ加えて重ねて聞きたいと思つたのですが、そのようなお考えがあれば幾つかお示しをいただきたいと思つています。

○政府委員(西村吉正君) 先ほど横崎議員から幾つかの素材の御提供がございました。私どもも、先ほど御指摘のございましたような案がみんなの念頭の中にもあつて、それぞれしかし難点があつて非常に苦慮しておられる、こういうことかと存じます。

現段階で議論の対象になっている考え方というのは、先ほど横崎先生が御指摘になられましたようなことであらうかと私どもも理解いたしておりますが、しかしながら、それぞれ解決すべき難題を抱えておりまして、関係者の間でまだ議論が十分に進んでいないというのが現状でございます。

○三浦一水君 横崎先生の御提案のありました範囲までは具体的検討の範囲だということまで確

認をさせていただきたいと思つています。

この問題にひつかけて話す問題ではないかと思つていますが、いずれにしても、私はいろいろな行政、政治、少ないながらもかわりを持たせていただきまして思つたことは、行政の情報を中心としてより多くをオープンにされるべきではないか、もうそうされてもいい時代に入つてきたんではないか、国民の判断、本当にしっかりと判断が持つて日本ができてきたんではないか、そのような思いが強くございまして。この問題を初めとしまして幾つかの案があつてもいいじゃないか、こういう理由で変えたよという、この問題に例えて言うことではないかと思つてませんが、ついでにそのような政府なり行政の姿勢ということもぜひともよろしくお願いを申し上げます。

次に移りたいと思つていますが、いずれにしても、この住専の問題の処理をしていくに当たりましては、各母体行の負うべき道義的かつ社会的な責任をこの処理案にどう盛り込んでいくか、処理自体にどう反映をしていくか、すなわち莫大な不良債権を有する住専会社の整理、清算を行う際の実質的な公平性をいかに確保するか、そのことが今回の処理の最も肝心な点であると私なりに存する次第でございます。

その点で、先ほど来国民の負担をゼロにという強い要望があつておるところでございますが、そこまで行き着いていないという点においては百点と云うことはできないのであります。しかし、母体行の責任を最大限盛り込んだという総体的なスキームであるという点においては、私は十分評価にたえ得る処理案ではないかと積極的な評価をしたいと思つております。

そこで、重ねまして、この今日までの努力であります。なお一歩このことで国民にこのスキーム全体が理解を得られない、それは甚だ残念なこととあります。各御関係の御努力も、私たちも精いっぱい努めることのできる部分があるんではないかと考えるわけでございまして、最後まで御努

力をぜひともよろしくお願いを申し添えたいと思
います。

次に、農協システムの改革について若干お尋ねをさ
せていただきます。

農協運動で欠くことのできない大事な柱は、ま
ずは農家経済に密接なかわりを持ちながら、し
かしながら収益を生み出すことができないと言わ
れております。営農指導業務、この分野ではないか
と私は考えております。そしてまた、生活指導の
業務も同じ性質のものではないかと考えており
ます。

そういう中で、農協におきます信用事業あるい
は共済事業、大変大きな役割を果たしているわけ
で、これらの非収益部門の費用を捻出してきてい
るという役目があるわけでございます。加えて、
この両事業は、昨今におきまして非常に事業収益
を上げにくい販売あるいは購買の経済事業の、時
によりましては赤字を補てんしながら行われてき
ているのが日本の各農協の置かれた現状ではない
かと言つてはできるのではないかと思います。

そのような中でさまざまな問題が重なりまし
た。信用事業が大変な減益の傾向にあることは憂
慮されるべき点であると考えております。農協の
貯金残高がこの三月〇・一％減となり、あるいは
四月〇・六％減となり、戦後初めてのことだと聞
いておりますが、前年同月比で減少をしているこ
このような状況になってきているというところに注
意を寄せるべきだと思つております。これまでのよ
うに、いわゆる他部門の赤字を信用あるいは共済事
業におきましてその赤字で補つていくというこ
は、このような状況からまことに難しいという見
通しを持たざるを得ません。そのような農協の独
自の取り組みもなされてきているとは聞いており
ますが、この体質改善を抜本的に行つていく必要
性が今喫緊の課題ではなからうかと思つておりま
す。

関連して、見落としてはならないという点で申
し上げたいと思つておりますが、経済事業につ
きましては、特にその整理再編が信用あるいは共
済事業とともに重要な課題であると認識をいたし
ております。

農協合併は盛んに推進をされてきております。
そしてまた、国際競争も激化の一途であります。
これは逃げられない現状であることは否めませ
ん。そこに合併によるスケールメリットを組合員
も求め、農協も求めてまいりました。しかし、な
かなか農家にとって大きな足かせであります。資材
費の低減を図ることができない、これは今国際競
争力が激化する中で大変な頭の痛い各農家の悩み
であります。それに役割を果たすべきはこの農協
におきます経済事業であることは論をまたないこ
ろでございますが、これらの改革も、先ほど来
申しておりますが、これらの補てんをされている
ような状況ではならない。事態の抜本的な改革が
求められることをつけ加えて提起をしておきたい
と思つております。

農協システムでは、事業二段階あるいは組織二段階
制への移行や広域合併の推進など、経営体質の強
化にこれまでに既に取り組んできておられます。そ
の進捗状況はどうなっているのか。あるいはまた
た、政府におきまして、農政審議会に農協部会
を設けていただき、農協システムの事業、組織の見直
しについて検討が行われているやに承つておりま
す。

今後のこれらの農協システムのあり方をどのように
お考えになるのか、大原農林水産大臣のお考えを
賜りたいと思つております。

○農政大臣(大原一三君) 委員、第一線で農協関
係のお仕事に、その御説明がありましたように既に
に十分御存じのところでありまして、大変御立派な
私は質問だと思つております。

そういう意味で、今、単協の組織の再編という
のは非常にドラスチックに行われまして、二千五
百台が現在二千二百台に二年間で減つておるとい
うことでございます。既に、御指摘がありました
ように、JA自体をいたしまして二〇〇〇年まで
には三割生産性を上げたいと、こういうことで御
指摘のように二段階制を今後の重要な改革の柱に

掲げておられるわけであります。

したがって、御承知のように、御指摘がありま
したように、実際問題として、単協の一番大事な
営農指導や生活指導は、これは採算事業でありま
せんから赤字になるのは当然であります。それを
賄つていかなきゃならない信用事業、共済事業、
さらにはあわせて購買事業、販売事業が補完をし
ていかなきゃならないわけでございます。不幸にし
て販売、購買事業が赤字になっていることは御指
摘のとおりであります。その部分を全部今日まで
信用、共済事業で賄ってきたというのが実態でこ
ざいます。

アバウトでございますが、七十兆円という預金
が農協にある。しかも、単協では四割しか貸し出
しておりません。六割は上部団体に吸い上げてい
るわけであります。信連に至つては一九・九％、
つまり二割しか貸し出しがございません。八割は
農中、つまり上部団体に吸収しておるわけでござ
います。したがって、この金融構造を考えたとき
に、将来のいわゆる農協系統金融構造の改革
は、やはり何としても農林中金のあり方を抜本的
に改革し、資金の運用を効率化し、採算性を上げ
ていく以外には手法はないと我々は考えておりま
す。そういう意味で、二段階を早急に実現する
必要があると思つております。

そして、先ほどこれも御指摘がございました
が、内閣総理大臣の諮問機関であります農政審議
会において農協部会を設け、その中で特に信用事
業について重点的に今審議が行われております。
我々もまた部内においてプロジェクトチームをつ
くり、意見の交換をしながらその審議会に反映を
させていっております。したがって、この九月ぐ
らいまでにはその抜本改革案をつくり上げまし
て、来年の通常国会までには、委員御指摘のよう
な各種の問題を織り込んだ抜本的な法律改正を何
としても提案したいと、このような努力を目下
行つていっております。

○三浦一水君 今質問の中で触れさせていただ
きました経済事業に関する組織についても、大臣に

ちょっと所感を触れていただければと思つて
います。
○政府委員(堤英隆君) ただいま大臣の方からお
答えを申し上げたとおりでございますが、系統に
おきましては、組織二段階、事業二段階という形
の合理化を進めようということで展開をいたして
おります。

当然ながら、その中には、大臣が今主として申
し上げました信用事業が入つてくるわけでござい
ますが、共済事業、それから経済関係の事業、そ
ういふことにつきましても当然視野に入れて現在
対応いたしております。

したがって、中金と信連の統合ということ
を今申し上げたわけでございますが、経済事業に
ついて申し上げますと全農と各県の経済連
との統合、それから共済につきましましては全共連と
各県の共済連の統合ということで、この三つがそ
れぞれに事情は違いますが、系統の組織事
業の二段階化ということの方向においては同じで
ございますので、系統としてはそれを一体としてと
らえてやっているとございまして、

農水省といたしましては、その中で特に、中金
と信連を統合します場合に今法制度上ネックがござ
いますので、その点につきましてはそのネック
を取り除かなきゃならない、そういうことも視野
に入れてやっていると、こういうことございま
す。

○三浦一水君 営農指導、生活指導、非収益部門
であります。営農指導はまさに農家に欠くこと
のできないことであります。改良普及員とのいわ
ゆる整合性の問題は別にあるとしながらも、この
点が充実を図られて困るところはないという認識
であります。ぜひともよろしく内容の充実したも
のになるようにお願いを申し上げます。

次に、農水産業協同組合貯金保険法について、
その関連でお尋ねをしたいと思います。

この貯金保険法が改正をされることになってお
りますが、これとは別の形で農協系統に対しまし
て、相互扶助理念に基づきまして、経営の悪化し

た農協に對します支援措置として、従来から農協系統が自主的に取り組んでまいりました相互援助制度も貯金者の保護と信用秩序の維持に資する観点から極めて重要な役割を果たしているものと考えております。

八年度からこの相互援助制度が拡充強化をされたということですが、農林水産省としてこれについての具体的な説明をお願い申し上げたいと思います。

○國務大臣(大原一三君) 相互援助制度と言っておりますが、相互援助制度というのは、今の貯金保険と紛らわしい名前です。昭和三十三年だったと思いますが、発足をいたしました。

実際は、貯金保険を間接的に守るために、要するに信用事業あるいはその他の事業の破綻に陥る可能性のあるもの、あるいは陥ったものに對するいわば組織的な援助措置として発足したものでございます。その後改革されて、現在〇・〇二%だったと思うんですが、二年間の相互援助金を積み立てなさいと。これは破綻した組織、系統、そういったものの、あるいは合併が行われた場合の援助資金に提供いたします。

今回は、御承知のように、貯金保険機構におきましてそういった支援をするわけでございまして、けれども、要するに今回の増加負担が少ないというの、一方において委員御指摘のような相互援助制度が、既存の制度があるからでございます。

現在、相互援助の積立金は四百数十億円になっていて、この分を今度は〇・〇二%でございますから、先ほどの〇・二の十分の一をずっと今後積み立てていこう、したがって、さらに四百億円程度の積み立てをして八百億円強のいわば援助資金をつくらうということで、新たに改革をしていくところであります。

貯金保険と相互援助と相まって今後の農協の経営の万全を期する仕組みをつくっていきなさいと、このように考えております。

○三浦一水君 冒頭より、これまでの経過に基づきます母体行の最大責任主義ということについていろいろとお尋ねをさせていただいたわけですが、今後はともこの方針がきちっと貫かれまして、国民に公平感のある処理がこの重大な問題に對してとり行われますことを切に御期待申し上げます。ちよつと時間前でございますが、私の質問を終わらせていただきますと思います。(拍手)

○林寛子君 与党さんの方が少し時間を早く終えていただきましたので、少し譲ってくださいのかと思つて感謝申し上げます。思ったんですけれども。

平成会の林寛子でございます。

見渡しますと、私も先輩でお世話になった方々もいらつしやいますし、野党として御質問申し上げるわけでございまして、苦しいという気持ちも中にはあるんですが、やはり国民の声というものを、この場で皆さん方にお伺いするために、少し言いたくないことも申し上げなければならぬかもしれません。

まず、中国が六月八日、昨年の八月十七日以来通算で四十四回の核実験を、過日フランスの核実験が行われて世界じゅうから非難が出ております中で中国が実験をいたしました。そのことに關して、まず総理のお気持ちを聞かせてください。○國務大臣(橋本龍太郎君) この核実験が行われた直後、政府といたしましては外務大臣から、在日の中国臨時代理大使を招致いたしました。これに對する抗議の意思を明確にいたしました。

そして私自身は、記者団の質問に答えてありますが、もう本当にやめてもらいたい、そして一日も早く核実験を停止しC.T.B.Tの早期妥結に貢献してもらいたい、そういった意思を明らかにいたしましたところであります。

○林寛子君 現在、御存じのとおり、中国へは日本の企業が四百九十一社、そして日本人の現地の企業への雇用比率は一・五%、中国人の雇用比率

というのは九八%もある。それほど日中の関係が重くなっている中で、世界じゅうの非難がある中でもこれを実行するということは、政府として無償供与というものを考えるとか、あるいはこれだけの企業とそして両国の関係がうまくいっているから、私は関係を損なうようなことをしろと言わなければならないけれども、この非難の中で実行したということに對しては日本政府もきちんとして対処をしていただきたいと思います。それ

○國務大臣(橋本龍太郎君) この実験が行われた直後、政府がとりましました対応は今申し上げたとおりでありますし、これから先もそうした機会

がありまして、その機会をとらえて、これ以上の実験を停止するように、一日も早くC.T.B.Tの早期妥結に向けて貢献をされるように、我々としての要請活動は当然ながら続けてまいります。

○林寛子君 中国が実験をしたということを総理

がいつ御存じになったのか、私、承知しません。けれども、日本の中で一番最初に報道されたのは、オーストラリアが世界に先駆けて発表したのは、中国が近く核実験をするという地震センサーが二十四時間監視体制をしいたというところでオーストラリアが一番早かったんです。

私は、今官邸からいただきましたけれども、四月一日、橋本総理と錢其琛外相が対談をなさったときに、その後のブリーフィングをなさったことがありますけれども、その中で、この核実験に對する中国の主張を注意深く見守るというだけのブリーフィングしか書いてないの、それが本当かどうか、ただ注意深く見守るようになっただけなのか、そういう発言をなさったのか、もう一度聞かせてください。

○國務大臣(橋本龍太郎君) まず第一に、日本政府が中国が行いました核実験を承知いたしましたのは、正確な時間は後で事務方から確認いたしましたけれども、たしか十二時ちよつと過ぎに気象庁の松代の地震観測所が異常な波形をとらえ、これが核実験によるものであらうという推定をし、連絡をした瞬間であります。これが私の手元に十二時少し過ぎに届きました。恐らく届いた情報としては一番早かったと存じます。

それから、三月三十一日から四月三日まで、外務省賓客として訪日をされた中国の錢其琛副總理・外務大臣と四月一日にお目にかかりましたとき、錢其琛外相の方からお話がありましたものに對し私から述べた言葉、まず、核実験及び台灣問題に關する我が国の懸念は昨日池田外務大臣から申し上げたとおりであり、この思いは我々に共通したものであることをぜひ理解いただきたい。核実験の問題に關する中国の主張を我々は注意深く見てきた。四月中旬にモスクワで原子力サミットが開催され、議題はまだ決まっているわけはないが、フランスが核実験を終了している中でサミット開催であり、中国の核実験をめぐる状況は厳しくなるのではないかと懸念しているというま

ず発言がございまして。それから、錢其琛外相が発言をされました後、錢其琛さんの発言は、ここで見ますと、核の問題については九六年には徹底的に解決できると思ふ。C.T.B.Tが調印されれば問題を徹底的に解決できると思ふという発言がありましたのに對し、最後に私から発言した部分は、核実験に關し先ほど述べた懸念は差し迫つたものである。我が国の立場は実験の早期停止を求めるものである。このように述べておる。記録によるとさうござい

ます。○林寛子君 これは私、予定外の質問で時間をとるわけにはいきませんけれども、今申しましたように、やはり日本としてあれだけ中国に無償供与あるいはそういうことをしているときに何らかの形で、両国の関係を悪化させようということではなくということを私は重ねて申し上げておきますけれども、それはそれなりの処置というものをぜひとっていただきたいということを御要望申し上げます。

続きまして、過日、衆議院で自由民主党の加藤幹事長の参考人招致をいたしました。テレビで多

くの国民の皆さん方がその日は注目なされたことであろうと思います。あるいは大臣の皆さん方も御注目なされた方もあると思います。

私は、ここにその日の自由民主党加藤幹事長の疑惑に関するマスコミの論調があります。

時間がありませんから多くは申しませんけれども、「説得力欠く加藤氏の疑惑弁明」、「一千万円の献金の事実がないのに、なぜ一千万円を返そうとしたのか」という肝心な点について説得力のある説明はできなかった。加藤氏の疑惑はむしろ深まったと言っている。「かつて加藤氏のヤミ献金疑惑を鋭く追及していた社民党がこの国会では証人喚問に反対して加藤氏を擁護する立場に回った。「さきがけも同様である。連立政権に埋没して党の本来の姿を見失った社民党やさきがけの態度は有権者の理解や共感を到底得られないだろう。これ大体全部同じような論調でございませう。

「やはり証人喚問をすべきだ」、「加藤氏と元後援会長を同じ場に呼んで証人喚問をするのが一番いい方法だ」。それから「不透明感が残った参考人招致」等々切りがありません。全部同じ論調でございませう。「献金受領を否定しながら、なぜ一千万円を届ける必要があったのか、という素朴な疑問は解消しない。」

時間がありませんから全部読みませんけれども、「これほど明白な食い違いがある以上、水町氏の証人喚問がいよいよ必要になった。それを踏まえ、加藤氏を喚問すべきだ。自民党の村岡兼造・国会対策委員長が「疑惑が晴れた以上、この問題は終わらだ」、この言葉が一言、よかったというふうな、ほっとしたというふうな言葉でございませう。重ねて、「この問題は一件落着。さすがだ」といふ思い、どなたですかこれを言った方、覚えがあられますか。梶山官房長官でございませう。

これだけ論調があつて、私どもは昨日も自由民主党加藤幹事長、そして後援会長と言われた水町氏の両名の証人喚問を理事会に提出いたしましたけれども、今の国民の、マスコミも含めた、テレ

ビを見た国民の皆さんも疑惑だらうと思うんです。それに対して、まず総理、ちょっとその感想をお聞かせください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちょうど私はその日、残念ながらそのテレビを終始見ていたほどゆりのある日程ではございませんでした。その上で、今、議員が読み上げられましたようなマスコミの論調というものは、あるいはテレビの画面の談話についておっしゃってくだされう。

○林寛子君 梶山官房長官、梶山先生、今の先生の談話についておっしゃってくだされう。

○国務大臣(梶山静六君) 本来、政府側で答える問題ではございせんが、議会でやられたこととございませう、聞かれれば黙っているわけにもまいりませう。

ぜひそういうことで、たび重なる質問があれば、それでも出て陳明をしたわけでありませうから、ようございませうと、こう申し上げたわけでありませう。

○林寛子君 それから、疑惑を追及なさったことの参議院のところでもおっしゃった元社会党、久保先生も一言おっしゃってくだされう。

○国務大臣(久保亘君) この問題は、与野党両方の国対委員長会談において合意されたことに基づいて国会でお取り決めたことだと考えております。そのことに基づいて、政党的幹事長としてみずからの責任と良心において供述されたものと思つております。

○林寛子君 全く見当違いで、それに関してどうしたかということが全然入っておりません。まあいいでしょう、もともと変心なさったわけではございませう。

お一人だけ、田中先生、さきがけも疑惑に關しては追及していらつしやいましたので、一言。

○国務大臣(田中秀征君) 今、副総理からもお答えがありましたように、基本的に国会が決めて対処することだというふうな承知をしております。衆議院においても、参考人招致は衆議院において決められ、それに従つて審議がなされたものという

ふうな思つております。

○林寛子君 みんな、わざとはぐらかしていらつしやる。参考人にお出になつたことに關しての論調に對してのこゝろを聞いたので、参考人にお出になつたことがいいとか悪いとか言つてゐるわけじゃないんです。まあそんなことを言つても仕方ありませんから。

それほど、逃げの答弁をしなければならぬのは国民はきちんと見ていたということが私はこのマスコミの論調によつて明らかにされたと思ひます。そういう意味において、少なくとも国民の疑惑を晴らすという点においてはこれからますます追及していききたいと思ひますので、国民の皆さんの前でそのことを私は申し上げておきたいと思ひます。

それから今、住専の話をしろしろという、たくさんこれからありますから聞いていただきたいと思ひます。

衆議院が、委員長は締め締たとおっしゃる、野党は一般質疑だと言つて入つたところで打ち切り動議、正常な姿ではないと思ひますけれども、ただ数の力で押して通すということに關しては、これはもう何をか言わんやで、今、参議院は、与党の皆さん方の質問を聞いていても、国民の側に立つた、参議院はさすが参議院だなど、衆議院と違ふなというふうな私は拝聴しておりましたので、今後そういうふうな参議院の審議というものは、ただ、いけないということは、与野党別にして、私は国民の声を代弁するという参議院にしていきたいということをまず冒頭に申し上げておきたいと思ひます。

衆議院がああいう形で、まあ強行採決と私は言いたいですけれども、その結果はどういう言葉を使おうと自由ですけれども、一応参議院に回つてまいりました。そして、これが回つてきたときに、それに対して、これも世論調査が出てゐるんです。「借り逃げ許せん」四三%、これは皆さんに對することではないですから、借り手側の話ですから、これは仕方がないでしょう。そしてま

た、私たちは、借り逃げをしようとする不動産業者に向けられてゐることが世論調査で明らかになつた。「社会常識を守らないと、社会の荒廃を招きかねない」という庶民の気持ちが噴出した。「私はそのとおりである」と思ふんですね。

私は、そういう意味では、この中で、衆議院の答弁も聞いておまして、これは金融不安を招くんだと、取りつけ騒ぎが起こつたら大騒ぎになるからこれは何とかするんだとおっしゃいましたけれども、この世論調査によりまして、私は大したものだと思ひます。預貯金の取りつけ騒ぎについて、起きないと思うという人が起きると思つた人より一四%上回つてゐるんです。取りつけ騒ぎが起りますかと聞いたら、起らないと思つてゐる人がこれほど多いということですね。

私は、そういう意味では、日本の国民は、皆さん方が御答弁なさること、また、私どもが質問することとを本心にきちんと理解していらつしやるなと。ただ、やたらに取りつけ騒ぎを起さないうという国民の気持ち私にはきちんと出てゐると思ひますので、慎重な審議をして、私どもは国民の声をこゝへ、法案に對しても反映させていききたい、私はそう思つております。

また、反対していらつしやる皆さんの中で、住専の公的資金投入に反対、八六%に増加、この増加という意味に關して、大蔵大臣、法案が通つた後でも、わからない、しかも反対だということはいえばもう九〇%近いんです。ただ、反対というだけでも八六%に増加していることに關しての御感想を。

○国務大臣(久保亘君) 国家の将来のために御負担をお願いするということでありまして、国民の皆様方に負担をしていただくことが大変難しい問題だということを感じております。しかし、今日、住専問題の債権債務を早期に処理しなければならぬ問題だということについての御理解は深まつてゐると思ひます。

○林寛子君 大蔵大臣、今、これだけの審議をして御理解が得られたと思ひますと、それは私は大

蔵大臣の私語だと思ひます。政府の説明不十分というものは、世論調査で九二％なんです。私は、大臣ですから希望の観測というものをおっしゃって、もそれはいいと思ひますけれども、理解が得られたいと思ひますということに關しては、ほど遠い数字であるというふうに思ひます。

そこで、私は政府に協力するわけじゃありませんけれども、こんなに長くかかって説明しているのに、なぜわからないんだらう、なぜ国民の皆さんの御了解が得られないんだらうと。私も主婦の一人でございましてけれども、世論調査で女性の方がわからないという人も多いんです。ですから、消費税のときと違つてもっと女性が嫌悪感を持つてゐるんです。

ですから、私は、きょうの番組の中で、またこの審議を通じて、政府と一緒に、私たち参議院も与野党一緒になって国民の皆さんにどう理解してもらふか。いけないことはいけないで結構、けれども中身が理解できないということなんです。それから、私はぜひもう一度きょうはここで原点に戻らせていただきたいと思ひますので、御協力賜りたいと思ひます。

まず原点、住専の設立意義は何でしょう。

○國務大臣(久保亘君) これは、昭和四十年代の後半から五十年代の初めのころにかけまして、住宅に關する民間の需要は非常に高まつておりました。その資金需要は、当時、住宅金融専門株式会社の設立を望む声と重なり合うものであったと思つております。

そういう中で、金融機関等が共同出資をして設置され、そして、この住専は民間の住宅建設資金の需要にこたえるものとして設立されたと考えております。

○林寛子君 大蔵大臣がおっしゃるとおりでございます。

私もいろいろ調べてみまして、ここにもたくさんありますので、各社全部の設立趣旨というものを取り寄せて読ませていただきました。

私は、大蔵大臣が今おっしゃったとおり、庶民

の夢ということ、少なくとも一世帯一家庭、個人の住宅ローンを借りてでも自分たちの夢を果たそうということ、設立趣旨があると思ひます。

「個人住宅の充足は、国民福祉向上のため第一に解決しなければならぬ課題であり、このためには、良質な住宅を豊富低廉に供給することが必要である。一方、金融面で、住宅取得資金として長期資金を円滑に供給することが不可欠な条件である」と考えられます。と、これ読むのをやめますけれども、各社全部、設立趣旨としては立派な趣旨で、庶民の夢をかなえるために、普通の銀行であれば七年しかローンを組めない、けれども住専であれば十年、二十年の長期ローンを組めると、そういうことで私はローンを組んでいったんだらうと思ひます。

私は、ちよつときやうこういうパネルを用意しました。(図表掲示) 後ろにもちゃんと見えるようにしてあります。これは、夢をかなえるということ、国民の夢をかなえるレインボーで、住専七社は七色にしては、希望の住専だったと思ひます。国民にとつては、ところが、それが本當に国民の夢のじの住専七社であつたんだらうか。

そういうことが私は皆さん方に見ていただけるように、これは余り濃くすると七色に字が見えなくなつちやいますので少し薄くしましたけれども、そういう意味の住専設立の趣旨からすれば、先ほど大蔵大臣がおっしゃったように、本當に一般の庶民の夢をかなえる住専七社のスタートであつたということに關しては私は大変よかったと思ふんです。ただ、その持つていき方が私は間違つたんであると思ひます。

そういう意味では、私は順次お話をしていきたいと思いますが、ちよつとこれを見ていただいたらわかりますか。

七社の中で最初の社長、七社の中で一行だけです。全部大蔵出身でございます。それはもう御存じのとおり、百も御承知でしょう。これを見れば、いかに大蔵省と直結であつたかということも

明々白々なんです。物心両面で大蔵省が面倒を見、そして指導をし、そして介入をし、あらゆることをしてきたんです。これを見ただけでも、これはいろんなマスコミにも表になっていきますけれども、小さくて目にとまらないで見過ごすことも多いんです。ですから、表にして改めて私は、この住専七社という、庶民の夢をかなえることに最初は、大蔵省がいかにしてきたかということの証明であらうと思ひます。

これに對して、大蔵大臣、何かおありでしたら一言おっしゃってください。大蔵大臣です。

事務局は要りません、時間がありませんから。○國務委員(西村吉正君) 御指摘のように、住専の設立以来、特に当初におきまして、今御指摘の住宅ローンの公共的な性格から、大蔵省のOBが社長あるいは会長に就任した例があるのは今までも御説明してきたとおりでございます。

ただ、住専七社の中には、設立以来今日に至るまで全く大蔵省のOBが派遣されてないという例もございまして、これを申し上げておきたいと存じます。

○林寛子君 大蔵大臣。

○國務大臣(久保亘君) 当時、先ほど申し上げましたように、住宅金融専門株式会社が設立された時期においては、国の住宅政策等とも非常に關係の深いものであつたろうと思つております。

ただ、今日、このような企業が設立されるときに、大蔵省からそこへいれようという形で、会長や社長等に就任をするということが、振り返つてそのことが責任の重さというものをどのようにか考へるかという点においては、十分に反省を迫られる問題でもあらうかと思つております。

○林寛子君 大蔵大臣が素直に反省をというお言葉をお使いになったので、私は政府全体がそういうお気持ちになつていただきたいと思ひます。

私は総理にも申し上げたいと思ふんですけれども、総理もこの世論、そして国民の気持ちに痛いほどおわかりになつてゐるんだらうと思ひます。でなければ、五〇%の支持率なんてありません。

そういう意味では、この痛みを率直に私は受けていただきたい。それでなければ、私は支持率は消えていくと思ひます。これもパブルだと思ひます。

私は、そういう意味では皆さん方にぜひ、なぜこの住専処理に對してだけは世間の常識が通らないんでしようか。それが国民の皆さん、わからないんですよ。今までも、一般の私企業で税金を投入して公的助成で、あるいは公的資金を投入して助けた例があるでしょうか。あつたら教えてください。大蔵大臣いかがですか、常識ですから。

○國務大臣(久保亘君) そのような事例につきましては、私、具体的に存じませんので、必要ならば政府委員から御答弁をいたします。

○林寛子君 大蔵大臣、これは一般の人の常識なんです。今、世の中には中小企業、零細企業、倒産して一家心中しようかという人もいゝんです。これだけの不況で、パブルがはじけたのは一般の庶民の中にもいゝんです。それなのに、なぜ一定の人だけに特別待遇するんですか。答えてください。

○國務大臣(久保亘君) そのことにつきましては、もう両院の御審議を通じて再三にわたつて御説明を申し上げたところでございますが、今この住専問題の処理が日本の経済の動脈に起きた非常に重い病でありまして、これを取り除くためにどうするかということは、国の責任としてこれを政策的に判断しなければならぬものと考えております。

民間の企業の問題でありますから民間で処理しろということ、放置するということが可能な問題であるかどうか、そして今日、公的資金を投入してもこの問題を早期に処理すること、それが日本の経済や国民生活にとつてその将来に責任を持てるものであるかどうか、そういうことについて政策的な判断として決断をされたものと考えております。

○林寛子君 大蔵大臣、何度も今言ったからわかつてゐるはずですよ、今申しました

でしょう、これだけたつても九六%の国民がわからねいと云っているんです。許せないと言っている。わかつたら許すんです。今おっしゃったように、日本経済の将来のために今これをしなかつたらというのであれば、国民だって我慢してくれますよ。ところが、これだけたつてもわからねいと云う九六%、常識が通らないんですよ。

そして今、体の中で悪いところがあつたら取らなさいいけない。それは二十一世紀の将来の日本の経済のためにおっしゃいましたけれども、もしも例えです、私も生身ですからどこか悪くなるかも知れない、あるいは体が悪い、私がお医者さんに診てもらって、これは悪いですよ。例えばがんがあると云われたときに、じゃ怖いからすぐ取ってください。医者がすぐ切りますか。全部身体検査をして、どれくらいの麻酔をかけてどれくらいすればいいかという検査をしてからでないと切らないんです。切ってくれと言ってもすぐ切らないんですよ、がんです。

それと同じで、これだけの、(余りいい例じゃないな)と呼ぶ者あり)私自身の体の話をしているんですから。これだけの住専の処理をわかつてくれといつても、全体が見えないんです。日本じゅうの不良債権がどれだけあるんですか。全部身体検査をして、どれだけの麻酔をかければいいのかという初めて手術ができるので、悪いところだけすぐ手当てをすれば、六千八百五十億だけ出したら日本の将来、日本の経済は安定ですよというところは通ります。

もう一度言ってください。

○国務大臣(久保亘君) 私どもの方の説明が不十分でわかつただけではないということならやむを得ないことだと思いますが、ただこれらの問題については、政治の責任というの、処方せんを書いて、そして処方を行わなければならぬんですよ。何もしないということとは許されぬことだと思っております。

○林寛子君 私は、そういう何もしない処方せんを書いて、でも危ないと、これは日本経済の根幹にかかわるというのであれば、もう一人違ってお医者さんに診てもらってもいいんです。それが国会なんですよ。皆さんが出した法案を国会で、いかに正しいか、これで国民が果たしていいかということ、もう一人のお医者さんに診てもらって処方せんを出すのがこの国会の役目なんです。

ところが、どうですか、衆議院では私たちが修正を求めようと一切問答無用。今、参議院の与党の人でさえ国民の税金を使うのをやめまじやうとおっしゃっている。(そんなこと言っていないよ)と呼ぶ者あり)おっしゃいましたよ。それなのにどうしてそういうことをおっしゃるのか。わかつていると、診断書を出したらそれに従えと、切るのは切るんだ、本人の承諾は要らないというのは同じなんですよ。国民の声はそれじゃ無視するということですね。

○国務大臣(久保亘君) 随分激しいお言葉でございますが、私は林さんが申されましたように、国会において十分御審議をいただくということで、政府の案は国会に御提出して御審議をお願いしたいというわけでございます。そして、この国会の議論を通じて私どもが提出いたしました処方せんにかわる別の処方、これはいろいろとお示しになって御議論になって、その結論として国会がお出しになる結論に政府としては従うものと考えておりますが、今、政府の提出いたしましたものを衆議院においては御可決をいただいたものと考えております。

○林寛子君 それでは百歩譲って、全体の不良債権、今どれくらいあるとお考えなのか、教えてください。

○政府委員(西村吉正君) 先般、発表いたしました不良債権の額、預金受け入れ金融機関全体で三十四兆六千八百二十億円でございます。

○林寛子君 積算根拠にもよろうと思えますけれども、今おっしゃった三十四兆六千八百二十億、米議会の調査局、C R S、日本の金融危機の報告書公表、議会です。不良債権四千億から八千億ドル、日本のお金にして四十兆から八十兆、これは間違いないですか。

○政府委員(西村吉正君) いろいろな調査機関ないし公的機関も含めましてそれぞれの御見解がおりになるうかと存じますが、私どもは私どもの調査の結果が正しいと考えております。

○林寛子君 そんなんですよ。それぞれの考え方というものはあろうと思えますけれども、事ほどさういうに国民にきちんと、どれを信じていいかわからない。しかも、まして日本の民間の金融機関では、あるいは四十兆と云っているものあれば七十兆と云っているものもある。今の政府の言った三十四兆六千、この数字と、民間ではこれは七十兆と云う。そしてアメリカの議会に出された報告書では四十兆から八十兆と云う。それ一つとってみても、私は全体像がわからないと手がつけられないと言ふんです。

大蔵大臣あるいは総理でも結構です。

おかげさまで日本は、一家の大蔵大臣は八〇%が女性でございます。少なくとも、テレビを見ていらつしやる奥様方でも、御主人が、会社が倒産したり、失業したりすると、今うちのローンはどう残っているんだらうかと。主人が失業した、子供を抱えている、じゃ私はパートに出るとか、いろんなことに日本の女性は大変一生懸命に努力し、そして夫を助け、子供を救い、そういうすばらしい女性が八〇%も一家の大蔵大臣をしていくからまだ健全なんです。けれども、その健全な女性が全体像もわからないで、パイを小さくして、一家の中の大蔵大臣の女性が、主婦が全体像がわからないでどうして計算ができるんですか。どれだけ補えばいいの、どれだけ足りないのか、どれだけ危機が来ているのかという数字だけでも単純にわからない。政府の言うことだけを信じないで、それ以外言えないでしようか。

○国務大臣(久保亘君) 政府の言うことを信じないで、それ以外言えないで、政府としては、各金融機関の不良債権に関する正式な報告に基づいて不良債権の実態を把握することが重要だと考えております。

○林寛子君 それでは水かけ論ですから、やっぱりおっしゃることは、国民が見ていますから、理解できないんだ、どれを信じるんだ、政府の出した数字が一番正しいんだということを、これはよしんば信じまじやう。信じて、その中から今回は単に六千八百五十億を使うだけではないんですよ。不良債権の全体像が見えないと今後は、今度だけでも、今のだつてどういう基準でこれを出すのかわからないんですよ、基準が。何でも物には基準がありますよ、常識的な。例えば、さっき大蔵大臣がおっしゃったように、この人は体が悪いからお医者さんに見せて診断書をもたせましようとか、わからないんですよ、一般の皆さん方は。

なぜこれだけなのかという基準があるのか、ないのか。そして、これからは財政資金を投入することが二度とないのかどうか、これも返事をください。

○政府委員(西村吉正君) 基準というお言葉でございますが、私どもは、破綻金融機関の処理の原則と申しますか、考え方という意味で御説明を申し上げたいと存じます。そういう意味では基本的な考え方はございます。

私どもは、金融機関、この場合は預金受け入れの金融機関を考えておりますが、その破綻処理に当たりましては、原則としてこれは金融システムの中で、別の言い方をいたしますと、当事者の努力でできない場合には預金保険の中で処理をするということとを原則と考えております。ただし、今回御提案申し上げております法案の中では、信用組合にしましてはそれのような枠組みの中だけでは心もとない部分があるということで政府保証ということをお願いしているわけでございます。

なお、この住専にしましては、先ほど大蔵大臣が御説明申し上げましたような理由によりまして、早期処理を図るという必要性、また預金受け入れ金融機関に大きな影響を与えて国民の預金の保護に遺憾な点を生ずるおそれがあるということで、臨時異例の措置といたしまして今回の公的資金

金の導入をお願いしている、こういうことでございませう。

○林寛子君 常識が通る、通らないという判断でしかできないんですね。これだけ世の中に私企業がいっぱいあって、しかも自由経済のもとでなぜこの人ただけをという、これはルールがあるというけれども、みんな納得していないんです。今回のことで、これはちょっと余談になりますけれども、(資料を示す)これは全部常識と非常識、一般の皆さんには当たり前のことなんです。借りたお金は返すと、これは当たり前でしよう。だけれども、中には借りたお金は、ないそで振れないと言って、返さないと言って傲言した人がいるんですね。

また、普通では、常識では苦しくなってお金がなくなつて破産ですと言つたら法的処理するんです、してきたんです、今までもしてるんです。それを国民の税金で処理する、これは非常識なんです、常識、非常識で分ければ、これは常識とは思えないんです。六千八百五十億で日本の金融の安定にはならないというのが常識なんです。先幾らあるかわからない、二次ロスの金額もわからない。けれども、これで、六千八百五十億で日本の金融界が安定するなんてだれも思っていないんです。大蔵省だけが主張なさるんです。あとのことを言わないと言ふんです。

また、積算根拠も不十分なんです。ぎりぎりのぎりぎりのとおっしゃるけれども、ぎりぎりという日本語、これはよくわからないんですよ。法的にぎりぎりと言いますか、法的にどこかぎりぎりと言っている法案あるでしょうか。これもわからない。非常識な答弁なんです。

日本の不良債権問題はこれからだと、これは常識です。物にもみんな書いてあります。ところが、今言ったようにオールジャンの不良債権は答えられないんです。これも国民にとっては大変な非常識です。あるいは住専への母体行や大蔵の天下りの責任、先ほどからいろいろなことで責任問題が出ていました、母体行。けれども、最初に見せま

したこの住専七社、大蔵がこれだけ介入している、総量規制もした。総理、お眠りにならないで聞いてください。けれども、この母体行や大蔵からの天下りの責任はだれも言わない。だれも黙して語らず。これも非常識。後で大蔵大臣にこの大蔵の責任をどうお考えになるか伺いたいと思います。

農林系も含めて貸し手、借り手の責任追及、これは常識です。けれども、どなたもおっしゃいましたね、地の果てまでも追及するというのを。地の果てまで追及するとおっしゃるけれども、株式会社で住専処理機構で、株式会社になんて権限はありません。世の中に株式会社なんてごまんとあります。相手を追及する権利が株式会社はどうしてあるんですか。これも非常識でございませう。

国民の声を凍結か削除すべきだというのが今の世論調査でも常識なんです。ところが、どういふわけか、今までのこんなことに、国民の声に一番反応なすつて国民の声を代弁なさる、名前は変えた社民党さんも、一言一句変えないという村山委員長、の指令が出ていふという、これもわからない非常識でございませう。

そして常識的には、日本経済の再構築のために今大蔵大臣がおっしゃったのであれば情報開示をすべきです。まだまだわからないことがいっぱいある。資料の提出を求めていますけれども、これも出てこない。これも政府、大蔵は情報開示には最小限の努力しかしていないということ。

これだけの非常識、常識ということを考えれば、私は国民の皆さんがわからないとおっしゃるのももっともだと思ふんですね。まず、この母体行から、(発言する者あり)言っておりますけれども、大蔵から天下つた人たちの大蔵大臣としての責任問題についてはどうお考えでしょうか。

○國務大臣(久保亘君) 天下り問題につきましては……

○林寛子君 いや、責任です。
○國務大臣(久保亘君) いや、これは国家公務員法や人事院規則に基づきます規制がございませう。

それに基づいているものにつきましては、これを法的に責任を追及する対象とはなり得ないと思っております。道義的にどのように考えるかは、これはその当事者並びに大蔵省としてそのような状態がふさわしかったかどうか、そのことについては今後の大蔵省の中でただしていかなければならない問題と考えております。

○林寛子君 それでは、そういうふうにおっしゃるのであれば、今まで大蔵省が立入調査をしていませう。大蔵省は何回立入調査なさいましたか。○政府委員(西村吉正君) 二度にわたつて調査をやっておりますが、第一回は平成三年から四年にかけてでございませう。第二回は昨年の八月から九月にかけてでございませう。

○林寛子君 調査報告というのが出ております。けれども、大蔵省がわざわざ調査に入り、そして報告書もまとめて、そして今日までこんなに尾を引いてきたのか、お答えください。

○政府委員(西村吉正君) 二回目の調査、すなわち昨年の調査に当たりましては、これは与党のプロジェクトチームに御報告するというような趣旨もございませうが、要は住専問題を最終的に決着させるべき時期にきているというふうな問題意識の中で行つたものでございませうけれども、第一次調査、平成三年から四年にかけてはもう少し問題意識は違つていたように思います。

かつ、住専に関しましては、調査の権限はございませうけれども、直接に銀行や信用金庫を指導するような形で指導権限というものは大蔵省にはございませうで、そういう制約の中でこの調査に基づきまして行政に当たつてまいつたと、こういうことでございませう。

○林寛子君 調査に入つた限り、どうこうしろとは言えないという、それだけの権限が大蔵省にはないというお話でございませう。

世の中は、普通、会社であれば決算報告書というのをいいたします。決算報告書をします場合には、どういふところでも公認会計士だとか監査とかそういう人たちがそれを精査して、間違いない

ということと提出するんですね。これは毎年行われるはずなんです。調査に入つたときに大蔵省はそれをこらんなりませうでしたか。

○政府委員(西村吉正君) 今御指摘の民間会社、株式会社としての企業会計上の処理というものは、他の会社と同様に住専においても行われていると存じておりますし、調査に当たりましたらそういう資料をも参照した場合があるかと存じます。

○林寛子君 それでは伺いますけれども、監査法人というのがありますね。監査法人の監督官庁はどこですか。

○政府委員(西村吉正君) 企業会計にしましては大蔵省が管轄をいたしております。

○林寛子君 大蔵省が管轄している監査法人の監査人がそれを監査し、署名し、判を押す、そして世に出す。証券局ですか、これは。私は、今おっしゃつたように、答弁の中にもありました、監査法人というものは大蔵省の管轄です。だったら、それを見逃したんですか、監査を無責任に承認して判を押して出したんですか。答えてください。

○政府委員(西村吉正君) 企業財務をどのように行つていくかということは、主として証券局におきまして管轄をいたしております。私も銀行局といたしまして銀行あるいはノンバンクの監督を行つていくという立場とは若干異なるものがございますが、企業財務に関する行政はきちんと行われておるものと信じておりますし、またそれに基づきましてそれぞれの公認会計士の方々がその役目を十分果たしておられるものと考えております。

○林寛子君 今の答弁は大変重要なことなんです。大蔵大臣、ぜひよくお聞きください。

監査法人というものは大蔵省の証券局が監督しているんです。そして、今おっしゃつたように、私がこれをなぜ指摘したかといひますと、この住専七社、監査法人、去年までは決算は適正ということで届け出がなされていふんです。

監督の大蔵省の証券局は何をしていたんですか。きょう、だれか来ていますか。大蔵大臣、証券局にこういうことをさせておいて、これ仕事しているんですか、仕事していると思えませんか。いかがですか。

○政府委員(西村吉正君) 私はそのこと自体についてお答えする立場にはないわけでございますけれども……

○林寛子君 じゃ、答えられる人が来るまで待つているから。

○政府委員(西村吉正君) しかしながら、公認会計士の監査そのもの内容につきまして行政が指導するというような立場にはないのではないかと考えております。

○林寛子君 私は、大蔵省が立入調査をしていないけれども、二度も立入調査をし、しかも調査報告というものもあり、そして住専七社からのきちんと報告書というものを私は持っているんです。そしてしかも、それによって去年まで全く適正でありますという保証をしているんです。

だれが保証したのか。こんなことをしているんですか、民間で許されていますか、ずっと。法的にだれかがどうかするんですか、どう処理するんですか、教えてください。担当者がいらっしやらないなら、後で担当者が来てから結構ですか、どうするのかわせてください。一般の場合は、こういう不法な報告書を出して、しかも署名捺印しているということになればどうなるんですか。

○政府委員(西村吉正君) 後ほど担当者に御説明をさせるようにいたしますけれども、そのような監査報告書は、商法等の法令に基づきまして適正に処理をされたものであると私も考えております。

○林寛子君 無責任なことを言わないでください。だから答弁もらうの嫌なんです。適正に処置されたものと思いつて、そんなこと言っているんですか。適正に処置されている

と思いつて、適正に処置されていなかったらこれは見逃したということですか、そういうことなんです。

私、担当者が来るまでこの問題は——いらっしやるんですね、いらっしやるんですか、後で。

委員長、どっか聞いてください。

○政府委員(西村吉正君) 答弁して。

○政府委員(坂野重信君) 答弁して。

○林寛子君 こういう住専七社に対しても、やはり一般の国民の常識から言って摩訶不思議なことが通っているんですね。そして、一般のものであったら厳しく処分されたり、あるいはいらいらなことが起こるのに、これだけしているにもかかわらず、みんな見過ごしているんです。見過ごしているのか、なかなかなのか私はよくわかりません、いらしてからよく伺いますけれども。

そういうことで、私はまだまだ問題があるというところで、この問題は担当者がいらしたらもう一度質問させていただきます。

大蔵大臣、お聞きになってどう思われますか、大蔵の長として。

○国務大臣(久保亘君) 外部監査の責任を負って監査法人で監査をされたことに對して、私が今ここでその評価を申し上げる立場にないと思っております。

○林寛子君 立場にないというのはおかしいんです、大蔵大臣でいらっしやいますから、立場にはあるんだけれども担当者に聞きますというのが正確な答えではないですか。まあその辺のところはいいです、担当者が来ますから。

それでは、普通一般では、お金を借りるのに担保をとられます。例えば、私が銀行にお金を貸していただくという不動態担保を入れますと言ったら大体七掛けです。今はもっと低いでしょう。半分でしょう。けれども、少なくともお金を貸すときには銀行は担保をとるといのが常識なんです。

す、一般の世界ではです、一般社会では。ところが、この住専七社では大変な担保割れをしているんですけれども、これに関してどうお思いになりますか。

○政府委員(西村吉正君) 融資をするに際しまして担保をとるか否か、この点は一つの問題であらうかと存じます。むしろ、担保ということにこだわらず、その人を評価してお金を貸せというようなことを主張される金融人もおられますし、担保をきちんととるべきだという主張をされる方もおられるわけでございます。

いずれにいたしましても、住専に關しましては、恐らく、不動産の担保という意味では、不動産融資が多かったわけでございますので比較的担保をとっておったんであらうかと存じますけれども、しかしながら、例えば東京圏の地価で申し上げますならば、六割近くも地価が下落するという中で、担保の価値が非常に予想以上に大きく目減りして、今やその担保としての機能を果たしていないものがあるということも御指摘のとおりかと存じております。

○林寛子君 やっぱ普通の一般の人たちでは考えられない融資状況だったわけですね。まあ乱脈と言っているのかどうか、これは私も言葉を遣はなければいけませんけれども、普通の人たちは考えられない、融資にはノーチェックだったんですね。

しかも、私、伺いましたところでは、融資をするときに、残高が一億円までは支店長、内部決済。そして、三億円までは審査役、十億円までは営業本部長、それ以上は常務会だそうでございます。そして、担保はだれも言及しない。例えばその会だけできくと、オーケーと言えはすぐ出るんだそうです。こういうときに私も借りておけばよかったと思いましたが、本当にこれはつづけるべくしてつづけるというのが当たり前の話で、普通の常識では考えられないことが、これがいわゆる金融というものを冠に使っているのかどうか、それ

れさえ一般の神経からすれば疑いたくなるような内部状況なんです。そういうものに関しては住専の中のそれが、今言ったように支店長あるいは審査役が、きちんと住専七社の中で、こんなにじ色のうれしそうな色ではなくて、もう灰色か真っ黒なんですけれども、この住専七社の担保もたらさないでノーチェックで貸しまくるというのは、常識的に考えて、橋本総理、お仕事でしようけれども、いかがお思いになりますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大変申しわけありません。ちょっと緊急の電報が入ったもので、失礼しました。

先ほど来、委員がわざわざ色をくすませたパネルをお使いになりながら、非常に厳しい御批判をいただいたことを残念に思います。

ただ、久保副総理からも繰り返し申し上げておりますように、私も私としては、我が国の金融機関の抱える不良債権問題というものを処理していく突破口としてこの問題を選んだ、そしてこれを解決することによって将来の新たな道を開いていくこととされていることだけは御理解をいただきたいと思っております。

○林寛子君 そういうことを聞いたんではないですけれども、至急の電報だとおっしゃるので、やむを得ません。それではもう一つ、九〇年三月に総量規制をなさいました。これは橋本総理がよく覚えていらっしやると思いますが、総量規制をしたときの理由です、社会状況だとおっしゃればそれでいいですけれども、なぜ総量規制の中から住専を外したのか、その辺のところの事情を、当時のことをちょっと御開陳いただきたいと思います。短くて結構です。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちょうど海部内閣がスタートをいたしましたころ、地価の上昇というものが非常に激しい世間からの批判を呼び、その地価を抑制するということが政府にとりまして大変大きな政策目標でありました。そして、就任後間もなく、たしか十月ぐらいであったと思

が、通達を出し、資金が不動産融資に向かないように協力を要請した記憶がございます。同時に、当時土地基本法の御審議を政府は国会にお願いし、土地に対するルールの策定というものをお願いいたしてあります。そして、その土地基本法を土台にして地価税をおつくりいただきましたことも御記憶のとおりであります。

しかし、なお地価の上昇の続く中で、たしか総量規制に踏み切ります数日前であったと記憶をいたしますが、土地関係の閣僚会議が開かれまして、その席上、ノンバンク等それぞれのところに対する努力はやっているけれども、なお一歩踏み込んだ対策をとるようという海部総理の御指示を受けまして、それまでには実は総量規制についての御議論というものは本院においてもたしかあったと記憶をいたしております。そして、劇薬という形容詞を私自身が使用した記憶もございますが、その時点におきまして総量規制に踏み切る決心をいたしました。そして、その上で農林系のいわゆる系統経営の金融につきまして、これは農水省と二本立ての通達になった次第であります。

なお、補足して申し上げますと、その中に住専という言葉がないというお話がしばしばございました。当時、私どもはノンバンクの中に住専を位置づけておったこと、御承知のとおりであります。

○林寛子君 その当時の情勢、もう頂点に来て、何とか地価を下げなければいけない等々の社会情勢等々も御勘案あったんだらうと思えますけれども、今にして思えばこれは余りにも劇薬であったと、今日のこういう状況を見誤ったなというふうに私は、政策的にという意味ではありませぬけれども、ここまでというお気持ちがお心の中にはあるのではないかと思います。このことは済んだことですからどうも言いません。

今、総理のお話の中に系統のというお話がございましたので、時間がたつたのですからちょっとそっちの方に移らせていただきますかと思ひます。農業協同組合、これも大臣に、大臣は答弁が長

いので嫌なんですけれども、短くて結構ですから、設立趣旨というもののだけちょっと御開陳ください、申しわけないけれども。

○政府委員(堤英隆君) 農協は農民の自主的な協同組織ということございまして、営農の支援なり生活の向上ということのため、販売、購買、信用、共済、営農指導などの幅広い事業を行います。その行う事業によりまして組合員のために最大の奉仕をするというのがその設立の目的と、こういうふうな理解をいたしております。

○林寛子君 農業協同組合法第二章の第八条、「営利を目的としてその事業を行つてはならない。」というのはどう解釈したらいいでしょうか。

〔委員長退席、理事前田勲男君着席〕

○政府委員(堤英隆君) 農協法八条の「営利」という概念は、対外活動によりまして得た利益を構成員に直接分配する、こういうふうな理解をいたしております。

農協の場合は、これは販売事業でありますとかそれから信用事業でありますとか、そういった事業によりまして獲得いたしました利益を直接構成員に、いわゆる農家の方でございまして、これに分配することを直接の目的として事業を行つていくわけではございません。要するに、「施設」というふうな言葉を使っておりますけれども、販売事業、購買事業、信用事業という形で農協の施設を利用する、こういうことを目的としている、こういう意味でございまして。

○林寛子君 正直申しまして、私は神戸生まれ神戸育ちでございますが、余り田舎に縁がないものでありますから、今でも農業問題というものは弱うございまして。けれども、今回は本当に農業関係のことを改めて私は一年生のようなつもりで勉強させていただいたんですけれども、やっぱりこれだけのかな、これが将来の日本の農業のためになるのかなという点は多々ありました。

農林大臣は何か言いたそうな顔をしていたら

しゃいますけれども、順次御質問申し上げますので、そのときにおっしゃっていただきたいと思ひます。

農林系の住専七社への出資状況を教えてください。

○政府委員(堤英隆君) 出資というのは融資状況でございまして。

○林寛子君 はい。

○政府委員(堤英隆君) これは、農林系統の住専七社に対しまして融資の残高ということで御説明いたしますと、平成八年三月末段階におきまして系統全体で五兆四千四百億でございます。うち、農林中金が八千三百億、信連が三兆三千億、共済系統が一兆三千億でございます。

○林寛子君 今、七年だけちやうとおっしゃったんです。これは年次を追っていきますと、一九八五年、六十年の三月、九千七百五十億。しかも総量規制が九一年にいったわけですから、そうしますと、その前年の一九九〇年、平成二年、そのときには約二兆九千億だった。ところが、総量規制がここで線を引かれました。その途端に倍増するんですね。これが四兆八千億、すさまじい勢いでふえていくんです。

そういうことからしても、先ほど総理がちらっとおっしゃいましたけれども、なぜこんなにのめり込んでいくのか。変な話を例えて悪いですが、でも、やっぱり好きな人ができても何か理由があるんです。ですから、私は、系統の皆さん方がこれだけ倍増するようなお金を出す理由がどこかにあったと思うんです。

農林大臣、これはお答えいただけますか、どうぞ。

○国務大臣(大原一三君) 簡単にお答えいたします。

先ほど、今となってみればという御発言が委員の中にありましたけれども、実際問題として貯貸率が非常に低い、借り手が少ない、そういう状況の中で、四十年代から発足した住専というのはまさにいい貸し手であったわけでございます。そ

ういう状況の中で、総量規制は出されましたけれども、先ほど総理からお話がありましたように、ノンバンクの一つであつて総量規制の対象になっていないということもあり、金利も非常に高かったわけでございます。そういう意味で、貸し込んでいったという事実ははつきり認めなきゃならぬと思つております。今にしてみれば、反省の材料の多いことでもあります。

○林寛子君 農林大臣の率直なお気持ちを申し上げたので、私はそのとおりだろうと思つて

ただ、ここで農林大臣、私は反省の中にもやっぱり今後こういうことはいけないという、どこか見つけていただきたいんです。反省するだけでは済んで困るんですよ。余りにもこの系統の皆さん方は金融プロとして未熟です、正直言つて。ずっと拝見しました。余りにも未熟。プロとしての条件を満たしていないにもかかわらずプロのような顔をしたということが私は大きな第一点の間違ひであつたろうと思つてます。(それくらいにしてやれよ)と呼ぶ者あり)

そして、この中で人材の薄さ、金融関係の人材がいけないんです。にもかかわらずのめり込んでいった。どういう誘いがあつたか知りません。どんな声でくだかれたのか、それはわかりません。ここに一つあるのは、農協の職員や皆さん方が農協系の皆さん方に、職員や組合員にどう言つたか、住専への融資には万全の担保をとっているから大丈夫だ、そういう日本農業新聞に載っているんです。そのように、余りにも金融のプロとしての条件も備えていない、人材もそれほどいなかった。

それともう一つは、今言つたように万全の担保をとつてあるから大丈夫だというのは、後ろに大蔵があるから、あるいは母体行があるからという甘えがあつたのではないのでしょうか。いかがですか。

○國務大臣(大原一三君) おっしゃるとおりに、いわゆる母体行というものは超一流銀行がきら星のごとく名前を並べていらっしゃるわけでございます。しかも、最初は銀行保証がございました。

(理事前田勲男君退席、委員長着席)

平成五年でございますか、いわゆる大蔵省の通達によって銀行保証はできるだけなくしたい、こういうことがございまして銀行保証はなくなりませんが、不動産担保ローンをとっておるということは事実でございます。

正直言って、そのころの住専のありようというのは大蔵省にもおわかりにならなかったところがありますし、まして申し上げたようないろいろの金融上のハンディキャップがあるわけでございますが、系統が十分知り得なかったということも事実でございます。

なお、専門家が少ないということは、御承知のとおり、いわゆる農協の幹部というのは選挙で選ばれるという実態がございまして。したがって、今後、特に金融問題についてはプロの養成あるいは検査機構の充実、外部監査を入れる等々の改革案に今鋭意取り組んでおられるところでございます。

○林寛子君 後ろからもうそれくらいにしてやれやという声がありますけれども、私は、そうではなくて、これは将来の日本の農業の基本的なことである、今までの農業政策がこれでよかったのかという大きな転換点だと思っております。

ですから、時間がもうだんだんなくなるのでこれは仕方がありませんけれども、一方的に言わせていただきますと、少なくとも金融のイロハを知らない農協がそれにのめり込んだ、あるいは系統がのめり込んだということに関しては私は大きな反省材料として考えていただきたいと思っております。またもう一つ、住専以外のノンバンクにとれば総額があるのかと教えてくださいます、供給総額。

○委員長(坂野重信君) 経済局長の答弁が終わったら、証券局長が来ましたが、その後で。

○政府委員(堤英隆君) 本年三月末の貸付状況について見ますというと、当省におきましては今般報告を受けたわけでございますが、系統全体におきますノンバンクの貸し付けは、概数で昨年に比べまして約一・一兆円減少いたしまして六・六兆円でございます。このうち不良債権額は三千億円程度となっております。

なお、平成七年三月末の五百八十億円に比べて拡大しておりますけれども、これは全銀協の統一開示基準が本年三学期から改正をされまして、金利減免債権額に新たにいわゆる利ざやを確保していないスプレッド貸付金が含まれたという定義の変更ということでございまして、従来の定義で申し上げますと五百七十億円でございます。

○林寛子君 わざわざおいでいただいたということとで、前にちょっと戻りたいと思っておりますけれども、証券局、内容を聞いてくださいましたか。それでは、それに関してお答えください。大蔵省がそれを知っていたのかどうか。あるいはそれを知っていたがらという言葉は悪いですが、それと、お答えを聞いてからにしましょう。どうぞ。

○政府委員(長野康士君) 上場会社等につきましては、有価証券報告書等の開示書類を大蔵省に提出していただくことになっておりますが、その財務諸表は公認会計士による監査が行われるわけでございます。

御質問で、公認会計士の法人たる監査法人の監督権という御指摘がございましたけれども、公認会計士そのものは独立かつ公正不偏な立場で監査を行うという職業専門家の立場でございますから、通常言われます意味での監督というものを日々の業務として私どもが公認会計士の監査に対して行っておることはございません。

ただ、会社が重大な虚偽のある財務諸表を作成した場合に、公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のないものとして証明した場合に民事上、刑事上、あるいは行政上の責任ということがありますので、私どもは開示書類について重要な虚偽記載があったかどうかということのチェック

はいたします。それが判明した場合には、訂正を求める等法令に基づいた措置を行うところでございます。

○林寛子君 それでは、わざわざ来てくださったので申し上げておきますけれども、衆議院でも今回の処理に関してのアメリカにおけるSアンドLの状況というものがかなり話題になっております。

証券局でぜひ考えていただきたいということ、今おっしゃったように公認会計士というのは完全に大蔵省の保護監督の規制の中にあるんですね。けれども、先ほど申しましたようにアメリカのSアンドL、貯蓄貸付組合というのがSアンドLですけれども、今回のSアンドLの処置について、この破綻をめぐりまして会計事務所が次々と訴えられたんです。そして、賠償命令の額が三億ドルから四億ドル、言ってみれば三百億から四百億にも及んで、保険でカバーし切れない事務所は担当会計士が分割払いしている、倒産した会計事務所も多々ある。

私は、このアメリカの厳しさ、それを考えてみますと、このとおりにはいりませんけれども、やっぱり資格を持って署名をし、判を押して、適正だったと報告した責任というものが、少なくともとがめられるべきだし、国民の目から見ればそれは不思議だな、一体だれなんだというところを追及していかなければならない。

そういう追及しなければいけないことがいっぱいあるにもかかわらず、住専処理機構が株式会社では、それはほど遠いと言わざるを得ないというところなんですね、ぜひその辺も、監督官庁として証券局は公認会計士及びその監査法人に対して今後どういふふうにしていくか。それで資格がどうのこうのと言ふのであれば、監督官庁としてきちんとした処置をとっていただきたいということを要望して、お帰りのために結構です。ありがとうございました。

○政府委員(長野康士君) 民事上あるいは刑事上の問題というものは個別問題として起こり得るというところを先ほど申し上げましたが、このことに加えて、一般的に今回の監査の問題につきましても、各公認会計士協会におきましても私どもも重要な問題と思っております。やはり貸付金が不良資産化したときの引当金の計上時期をどうすればよいかという問題は従来余り経験のなかった領域でございます。こういった問題をこれから、御審議いただいております法案の中の早期是正措置といった形を行ってまいります。不良資産の自己査定といった問題が出てまいります。被監査法人が自己査定をどうするか、監査を行う公認会計士がそれをどう見ていくかというもののあり方につきましても今後重要な課題だろうと思っております。

私、農林大臣にあえて申し上げておきたいと思っております。私、農林大臣の目から見ても、農協は全国で二千四百ある。しかも、その人員というのは全国の農協の役員を含めて三十万人とか三十五万人とか言われている。数が多いいと思いませんか、余りにも。あるいはこの農協法の設立趣旨、先ほど言っていたとおりです。けれども、それから見れば余りにも本来の農業以外のことに力が入り過ぎているのではないかと。その反省は、私は少なくともこういうときにぜひ今後改めていただきたい。本来の健全な日本の農業のあり方という

○林寛子君 系統の話をしているところへ割り込んできたので話がわからなくなってきたので、さうなんですけれども、私も時間がなくなりそうなんですから、ちょっと焦っているんですけれども、まだまだいっぱい疑問点が残っております。

私、農林大臣にあえて申し上げておきたいと思っております。私、農林大臣の目から見ても、農協は全国で二千四百ある。しかも、その人員というのは全国の農協の役員を含めて三十万人とか三十五万人とか言われている。数が多いいと思いませんか、余りにも。あるいはこの農協法の設立趣旨、先ほど言っていたとおりです。けれども、それから見れば余りにも本来の農業以外のことに力が入り過ぎているのではないかと。その反省は、私は少なくともこういうときにぜひ今後改めていただきたい。本来の健全な日本の農業のあり方という

う政策できちんと対処していただきたい。パブルに乗っかって金もうけをするようなのは、私はそういう体質ではないと思います。先ほど申しましたように、金融に何の経験もない人が、そしてあるいは担保もとらないで、とにかくそういうふうのめり込んだことだけは事実ですから、私はそういうことはきちんと今後対処していただきたい。

今後の対応としては、リストラをし、少なくとも私は、それらの人たちの、信連の経営者、会長、副会長四十七人、理事が約七百人いるんですね、信連だけでも。そして、これらの役員たちの責任は一体どうしたのかと。やっぱりだれかが決断したわけでしよう。私は、その責任というものは絶対に、住専七社、これも悪いけれども、知らないで出したからいいと許されるものじゃありません。私は、そういうことはきちんと責任は責任として、今後農家の若い人たちが農業に専念できるように政策でもって明るい展望を政策の一つに挙げていただきたいということを要望申し上げておきたいと思ひます。

あるいは透明なルールを出すとか、あるいは責任の明確化、そして何よりも国民の理解をいただくというような努力をしていただかなければ、二十一世紀の農業はなくなると、私はそれが一番心配なんです。だから申し上げているので、農林大臣に一言お考えを伺いたい。

○国務大臣(大原二三君) 今まで余り農業に縁のなかったという委員から大変な御激励をいただい

て、もとより農業に責任を持つ我々としては、むしろ今回の事件を契機にして体質改善をしていかなければなりません。

そういう意味で、系統の皆さん方もあと三、四年のうちに三割のいわゆる生産性の向上ということ

を打ち出しておられます。この問題が系統のリストラに非常に大きな制約をはめるということ

は間違いないと思います。何回も申し上げますが、九月までには総理の諮問機関である農政審議会に

おいてしっかりと結論を出していただき、来年

の通常国会にはやはりそれを受けて、おっしゃるようなあの農協改革をぜひとも成功させたい、かように考えております。

○林寛子君 住専処理機構の構想とか人事とかを伺いたいんですけども、時間がありませんので。

あと一つどうしてもこれは聞いておきたい。

住専七社で、先ほど見せましたように、本来の設立趣旨に基づいて住宅ローンを組んでいる個人はどれくらいありますか。

○政府委員(西村吉正君) 約十八万人と記憶いたしております。

○林寛子君 今お聞きいただきましたように、これだけ情けない会社からでも、冒頭に申しましたように、夢をかけて個人ローンを組んだ人たちが今でも十七万人いるんです。その人たちはローンを返していませんか、返していますか。

○政府委員(西村吉正君) 住専には非常に不良債権が多いわけでございますが、個人住宅ローンを

お借りの方々は返済等についても非常によく返していただいているように伺っております。

○林寛子君 総理、十七万人の人たちは、正直者がばかを見るというような日本の世の中に夢も希望もなくなんです。同じところからお金を借りて、しかも自分たちの買ったものを抵当に入れて、わずかなお金を、こんなに大きなお金を借り

ないでわずかな個人住宅ローンを組んで、こつこつと働いて返している人がいるんです。(それが普通です)と呼ぶ者あり)にもかかわらず普通

じゃない人が多過ぎる。しかも、西で一人、東で一人、それだけしか私たちの目にはまだ見えてい

ない。

そして、地の果てまで追及するとおっしゃった人、手を挙げていただければいいですけれども、

地の果てまで追及するとおっしゃったことが、次の株式会社住専処理機構で本当にこの十七万人の

こつこつとローンを返している人たちに報いるような追及ができるかと思ひになりますかというの

が第一点。

○林寛子君 総理、淡路大震災ですが、兵庫

庫県へ今までの震災でどれだけ国がお金を出したか。少なくとも、御存じのとおり、もうお聞き

及びでしようけれども、ローンを払っている途中に家屋が喪失して、再建するために、復興のためには二重ローンを組まなきゃいけないという人が

いるんです。現実として、阪神・淡路大震災の復興をするためのお金というのは五千億です。今回の六千八百五十億と五千億と、こんなに差があつて国民の税金を投入するというのに理解が得られるとお考えでしようか。いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、住専処理策自体につきまして、これは住専処理機構だけではな

く、預金保険機構が一体となつて強力に債権回収を進めることになつていふことをまず申し上げたいと思ひます。

そして、特に借り手の資産隠しに対応するため

に、預金保険機構には罰則つきの財産調査権を付与してまいります。また、回収に際して違法な妨害行為があれば、両機構には、捜査当局と緊密な連携をとりながら積極的に告発をするなど厳正に対処していく、そうした姿をとっております。

ですから、我々としては関係者の責任の明確化に全力を挙げていくということを繰り返して申し上げておきたいと思ひます。

また、阪神・淡路大震災の被災につきましては、私も今後はともに兵庫、また神戸市を初めとする関係市と御相談をしながら、私はイシヨクジウという言い方をたしか本院でさせていただきました。ただ、そのイシヨクジウの医であり、シヨクは食物ではなく職業、働き場所のことであり、そして住宅と。十分御相談をしながら努力をしていきたいと思つておることは申し添えさせていただきます。

○林寛子君 少時間を超えておりますけれども、直嶋議員の関連を少し譲っていただいて、もうあと一、二問だけでも伺いたいことがござ

います。

橋本総理あるいは大蔵大臣、私たちは、先ほど

も申しましたように、六千八百五十億を投入する

ということ、これで取っかかりをつけてこれから公的資金投入ということがあり得べしとい

ふような疑問を持っているんですけれども、ないん

でしようか、あるでしようかだけお聞かせくださ

い。

○国務大臣(久保亘君) 昨年十二月十九日、閣議決定に先立ちまして政府・与党の間で合意をいた

しております。今後ノンバンクに対する公的資金の投入は行わないということを確認いたしてい

るところでございます。

なお、今度の金融関連法案の中で、信用組合の破綻につきましては、預金保険機構においてこの五年の間の破綻につきましての負担に問題を生じ

ました場合、公的資金の投入もあり得べしということにいたしておりますが、これも実際にこの機構の保険料その他を考慮して大きな負担を行うことはあり得ないと、このように考えております。

○林寛子君 済みません。時間がありませんから総理にまとめてお答えいただきたいと思ひます。今、大蔵大臣のお話でございました。あり得べきではないかと、ちよつとよく語尾がわからないようなことなんですけれども。

私は、きょう時間がなくなりましたので一言だけ申し上げておきたいんですけれども、全く違つた観点で、旧国鉄の債務です。だれが負担するのかという問題がこれは大きな問題になつてくるんです。私は、きょう時間がありませんでしたから、ただ今後、そういう時間が一般の皆さん方が不審に思つていらつしやるということで、それをしないのかするのかわつたことだけ。

少なくとも旧国鉄の債務というものが二十七兆六千億に及んでいふ。国鉄清算事業団の長期債務なんですけれども、それが閣議決定でこれはなされていふこと、土地などの売却をしてそれに充てるということなんですけれども、今度のパブルの影響を受けて、事業団が持っているものといふものは少なくとも七兆円を割っているんで

す。そして、二十兆円というものがだれも負担し切れないようなことになってるんです。
そしてもう一つは、八六年の閣議決定では、もしも清算事業団が保有する土地などを売って残る債務は国において処理するというのが決められてるんですけれども、これに對しても私は、少なくとも今後二度と今度の様な住専を処理するというようなことを、閣議決定している以上はやむを得ないと思うので、これもきょう時間がありませんからやめますけれども、一つの警告として、この処理の問題に對しても少なくとも政府としてきちんとした考え方を国民の前に示さなければならぬだろうと思います。私はそのこともひとつ警告しておきたいと思ひます。

それからもう一点。秋に、九月いっぱい、本當は聞きたいんですけども、ちょっと時間が余りあれです。失礼します。

三%消費税、御存じのとおり、私は久保先生と当選期が同じなものですから、あの消費税のときに久保先生がこの参議院の予算委員会でも消費税反對の堂々の論陣を張られたことを今でも鮮明に覚えてます。大變尊敬も申し上げましたし、国民の声をあれだけ代弁できるんだ。たまたま私も思つて、同じ五十二年当選組としては私もそうしようと思つて、きょうも私は住専問題であんなように国民の声を代弁して質問させていただいたんですけれども、この三%問題について、例えば今までどういう努力をしてきたか。

きょうは時間がなくなつてしまいましたが、私は長々と聞いたかたんですけれども、ニュージールランドのように十年間で大幅な行政改革、税制改革、規制緩和をなし得たお手本があるんですね。この間、ニュージールランドの大使においでいただいたので、私たち勉強会をいたしました。本当に十年間で素晴らしい成果を上げて、そして今は五つの省と五十の特殊法人を廃止して、残りも統合、再編して公務員を半分にしました。金融も自由化したし、農業の保護も打ち切り、よく聞

いてください、打ち切つて公共料金の許認可制を廃止した、郵便、通信、運輸等のインフラ整備を強力に実行した、一時は失業者がふえたけれども、今は落ちついてる。

それだけのことをして私は初めて消費税の税率アップということも言えると思ふんです。私は三%で足りると思つていません。将来的には、けれども、することをしないでただ税率だけを上げていく、しかも国民消費税七%反對と言つた武村さんが今度はいきなり二%だと。私は、余りにもすることをしないでこういうことをするということに對しては、後でまとめて皆さん方に、大蔵大臣と総理のお話を伺つてやめたいと思ひますけれども、橋本総理は、強靱な日本の経済をつくつていくということを公約なさいました。

私はそれに大変期待しているんですけども、支持率が高いだけで現実が伴わないというのであれば困るんです。ですから、少なくとも私は皆さん方に、今後私企業の営業失敗のしりぬぐいに安易に税金を使えない、そんなことをしていただくのはモラルハザードの問題はより拡大していくという懸念を持っておりますので、少なくともこのことと對して、消費税として公約であります強靱な日本の経済をつくつていくということに對して、大蔵大臣と総理のお答えを聞いて終わりたいと思ひます。

○國務大臣(久保亘君) 消費税の問題につきましては、平成六年十一月に税制改正が国会において成立いたしますときに、この法律の中に、二十五条に検討事項が加えられております。この検討事項、四つの項目でございますが、これらについて検討を加えた上でも、もし五%と法定したとしております消費税率を動かす場合には本年の九月三十日まで法律の改正を行うことを決めているわけでございます。

今日、これらの四つの検討事項について検討が行われているところであります。これらの手続を経た上で最終的に決められるものと考へております。五%は、平成六年十一月の税制改正の際

に、五兆五千億の特別減税、これは平成七年度から三兆五千億の制度減税と二兆円の特別減税に変わるわけでございまして、この制度減税に見合う財源として、減税を先行させ、平成九年から消費税を五%にしてこの制度減税改正の財源を償ふものとして決められたものでございまして、償ふがいつまで、この整合性を保てるような検討事項の結果が出来るれば変更が可能となりますが、そうでない場合には、五%法定どおり実行しなければならぬものとして決定されているものと考へております。

○國務大臣(橋本龍太郎君) この住専処理に關連しまして、国鉄清算事業団累積債務について御指摘をいただきました。その内容は議員が御指摘のとおりであります。そして、私も今後国鉄清算事業団の有りております資産を処分することに於てその赤字幅を少しでも縮小するように努めていかなければなりません。しかし、国鉄改革の時点におきまして、最終的に処理し切れないものが残るであろうということは想定されておりました。それが議員が先ほど指摘をされましたような文章として残っております。しかし、当時予想したよりもその幅が広がつておることも御指摘のとおりでありまして、今後、その資産処分等につきまして、院のお知恵も拝借しながらでき得る限りその債務を縮小するように努めてまいりたいと思ひます。

○林寛子君 消費税。消費税は先ほど大蔵大臣が答えました。
○國務大臣(橋本龍太郎君) 消費税は先ほど大蔵大臣が答えました。
○林寛子君 時間オーバーしましたけれども、直嶋委員に補足質問を譲ります。
○林寛子君 ありがとうございます。(拍手)

○委員長(坂野重信君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として山本保君が選任されました。

○直嶋正行君 平成会の直嶋正行でございます。まず私は、最初にやはり住専問題について総理及び大蔵大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。住専の問題については、衆参両院でこの国会が始まつて以来議論をしてきたわけでありまして、やはりいまだに、なぜ国民が住専の損失を負担しなさいいけないのか、また幾ら負担するのか、これらについて政府はまだ全く明らかにされてない、このように思ひます。

確かに、六千八百億円の税金の投入を一次損失の処理では決定をされました。しかし、さつき世論調査のお話ありましたが、税金投入に対する国民の反発が非常に大きい、このことがわかると追加負担をおしやる。政府の失敗をそのままにして国民の目をそらすとされてる。

追加負担なるものについてきょうも朝からいろいろ議論がありました。与党関係者あるいは政府、政府の方おっしゃつておられるかあれですけれども、再三再四発言をされておいて、その内容もたびたび報道されておいて、きょうもいろいろお話がありました。しかし、具体的なものはまだ全く見えていないんですね。私は、国民の目から見ると、この話が始めたのは二月の終わりにからですから、もう全く幻を見ているようなものじゃないかと思ふんです。

それから、前回予算委員会のとくも私、大蔵大臣に申し上げましたが、本當に六千八百億円の税金投入を減少させる、あるいはなくするということにお考えになるなら、それは政府が作成して今、国会に出されているこのスキームがもう既に崩れているんですね。ですから、六千八百億円の予算を削減して、引込めて、そして住専処理法案を撤回して新たにやり直すべきだと思ふんです。それがやっぱり私は政治のけじめだと思ふんです。それに、それをやらずに事を進めようとする、これは政府みずからおつくりになつた法案をみずから無視されることになるわけですから、法治国家あるいは民主国家と呼ばれる国の

政府がとるべき態度ではないんじゃないか。さっきも、秋に臨時国会をやった法案改正のお話もありましたが、私は今のやり方はまことにおかしい、このことをまず指摘しておきたいと思ひます。

きょうは、実は今六千八百億円の税金投入という一時損失の話を申し上げましたが、もっと問題なのは私は二次損失だと思ひます。

これは、ことしの一月三十日の閣議了解の中で、いわゆる二次損失、回収過程で損失が生じた場合はその二分の一を政府が負担すると、これは決定されているんです。閣議了解の中で、ところが、ずっと国会での審議の中で政府がおっしゃってきいておられる答弁は、一言で申し上げれば、そういう損失が出ないように、生じるのがないようにならねばならぬ、結局このこととおっしゃっているんです。私も、前回の大蔵大臣初め皆さんとの議論をさせていただいた予算委員会の議事録をもう一回読み返してみたいけれども、結局そこそこおっしゃっているじゃない。

これは、もう政府の負担は二分の一だ、政府の負担というものは国民の負担ですから、損失が出たら二分の一負担する、こういうことを決めているんです。決めておきながら、あたかも二次ロスが生じないような、そういう御説明をされてきているんです。私は、そこは本当に大変な国民をこまかすものになるんじゃないか、こう思ひます。

それで、まず最初に総理にお伺ひしたいんですけれども、今申し上げた二次損失というのは本当に発生しないんですか。九九%発生しない、このように御判断されているんですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 直嶋委員の御質問でありますけれども、今後の地価の動向あるいは経済動向などによりまして、いわゆる二次ロスが全く発生しないと申し上げる自信は私もありません。その発生する可能性を否定し得ないということは、これは事実です。

私どもとしては、新たに設立をされます住専処

理機構が買い取りました債権などについて、この機構におきまして強力な回収努力を続ける、そしてそこから回収、増収分というものを国庫に還元させていくことによって、結果として全体の財政支出を抑えるように努力をしていきたい。従来、同じ答弁したじゃないかと言われればそのとおりです。しかし、私どもはそう考えておりません。

○直嶋正行君 ですから、総理が今おっしゃったように、財政支出を抑えるように努力していくと、このことは私はそうだと思うんです。そういうまた御努力をいただきたいと思ひます。

今、総理はその二次ロスが発生する可能性は否定し得ない、こうおっしゃったんですね。ここでやっぱ発生するということが否定し得ないということは、想定されているわけですか、それとも想定していないんだけれどもということなんです。

要するに、総理は二次ロスが出てくるということと念頭に置かれているのか、それともそうじゃない、しかし先行きわからぬから否定はできないよ、このようにおっしゃっておられるのか、このところどうなんですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 我々としては出ないよ、発生しないように全力を尽くしますし、また出ないことを願ひます。しかし、今後の地価あるいは経済動向によってその発生を全く否定することはできない、言葉どおりの、申し上げていくことであります。

○直嶋正行君 なかなかこれ以上総理としておっしゃりにくいかもしれませんが、しかし私が申し上げたいのは、既に閣議でこの住専処理の方針をお決めになって、そして一月三十日ですから、これは橋本総理、久保副総理のときに閣議了解の中で要するに政府と民間とで二分の一ずつ負担するよ、こういうことはお決めになっているわけですね、了解されているわけですか。

同時に、民間の負担の部分については、それぞれ皆さんがお金を出して基金をつくって、その運

用したもので回収過程に生じたロスの民間の部分については充てますよと、このことも同じ閣議了解の中で決められているわけですね。だから、もう民間の場合はお金を出しなさい、それに基金を充てましょうというところは既に決めているんですよ。そういう準備をされているわけですね。それにまだ否定し得ないというふうなことしかおっしゃらない。だから、ここが私はちょっと、やはり本当にあり得る、十分損失が出るんだというところであればはっきりおっしゃった方が国民としても理解しやすいと、こう思ひますよ。

題になってくるんじゃないかと、こういう危機感を持っているものですから、こくお聞きをしていられるわけでありませう。

それで、ちょっと具体的にお聞きしたいと思ひますが、いわゆる第三分類というやつですね、大蔵省の検査結果で分類された一兆二千四百億円だったと思ひますが、これについてお伺ひしたいんですけれども、この第三分類については大蔵省の検査結果をもとに、九五年一月の路線価をもとにして、その路線価から七掛けのところまでの部分が第三分類だというふうにお伺ひしております。

ですが、もう一度お答えいただければせんか。

○国務大臣(久保亘君) 住専の債権債務処理の促進に関する法律案を御提案申し上げます際には、いわゆる二次損失と言われている六兆四千億の負担の問題、そして今後回収の努力を全力を挙げ進めることによって損失の拡大を防ぐために努力をしなればならぬけれども、しかし今後の地価や経済動向によってそのような状況が発生しないということを断言できないわけでありまして、そういう中で、関係金融機関等との協議の上で、いわゆる二次損失と言われている部分も含めて、全体の住専問題の債権債務処理に関するスキームとして提案を申し上げているわけでございますから、そういう立場で御理解を賜りたいと思ひます。

予算委員会でも西村局長は、公的バックアップをするということによってにかく損失が生じないようにするんだと、このようにおっしゃっているんですけれども、さっき申し上げたような最近の地価動向から見ても、例えばこの第三分類を見た場合には、私は私に公的バックアップをしても全額回収は難しいと思ひます。それから、もし本当に損を出さないと、こういうふうにおっしゃっているよ、今の状況から見てもこういう判断をしているよというそれなりの材料を出していただかないと理解できないと思ひます。そういうものは何かあるんじゃないか。どうでしょうか。

○直嶋正行君 大蔵大臣のおっしゃる立場はわかるんですよ。しかし、これからの地価とか経済状況というお話はされましたが、既にこの住専のスキームが決まっています、あるいはもつと言え、その決定は、昨年、大蔵省が実施された検査に基づいて債権の処理が決まっているわけですから、それ以降の地価の動向とかそういうものから判断すると、私は二次ロスは相当な金額になるんじゃないかと、こう実は内心思っているわけですね。

○国務大臣(久保亘君) 今、直嶋さんからお話がございましたように、九五年の路線価を基準にしたが、現在のところは、八年の公示価格と対比いたします場合にはこれは不可能な計算にはなっております。思っておりますが、非常に厳しい状況にあるということは私も認識をいたしております。

今、国鉄清算事業団のお話が出ましたが、これは十五年かけて回収、処理をするということですから、状況によっては本当に後年大変な財政の問題

○直嶋正行君 今、大蔵大臣から公示地価の話が出ましたので、ちょっと私の方も申し上げてみたいと思ひます。

今非常に厳しい状況になっているというお話がございました。ことしの一月の公示地価を見ます

と、大都市のいわゆる商業地といいますが、こういうところは確かに二〇%ぐらいのマイナスになっていきます。例えば、国土庁がこの間発表されたことになってからの一・四月の地価動向でも、やっぱり大都市の商業地の地価というのは下落しているんですね。

そういう面であつて、確かに路線価でその七掛けなんだから、要するに公示価格から見ると八掛けの七掛けなんだと、こういうことだから安全率はおかなりあつたと私は思うんです。ところが、この間の地価下落で、今、大蔵大臣おっしゃったように、もう安全率はほぼ切っているんじゃないかなと。

それで、問題は個別のところなんです。具体的にちょっと例を挙げて申し上げますと、東京で例を挙げますと住総という住専がございまして、住総、これは実は新しい本社ビルの建設用地が新宿区の四谷にございまして、この土地と新宿通りを挟んだ向かい側の最寄りの、要するにこの公示価格は一平米当たり五百七十七万円、これは昨年の実績から比べますとマイナス二五%です。

それからもう一つ、今度大阪で言いますと、例の末野興産のあのビルがあるミナミの繁華街、このあたりで申し上げますと、平成八年の公示価格は平米当たり二百七十五万円で、これはマイナス二九・三%です。

つまり、今、大臣は厳しい状況にあると、こういうふうにおっしゃいましたが、例えば実勢価格と公示価格の関係をみると、やはり一割ぐらい実勢価格の方が低いんですね。しかも、公示価格は後追いのデータですから、そういう点から判断すると、もう既に実はこのスキームはやっぱり破綻しているんだと、回収を全部するという意味でお考えになっているならこれはもう崩れていると、こういうふうには思わざるを得ないんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) いろいろな数字の挙げ方はあろうかと存じますけれども、地価全体としてはましては、国土庁の公示価格で申し上げます

と、全用途全国平均では八年一月は四%の減でございまして。もちろん、東京圏の商業地で見ますと一七・二%というように二割近い下落を示しているものもございまして、私どもも、先ほど大臣が申しましたように、大変厳しい状況を背景に債権回収に取り組まなければならないと心を新たに取組む所存でございまして、他方におきまして、別の意味でこの住専対策によって今までできなかったこともできていくという例もあろうかと存じます。

例えば、住専の大口債務者である不動産業者から隠し財産が多額に見られるというふうなものも新聞報道でもございまして、ああいうものはもともとこの処理策を検討いたしました段階ではなかなか回収が難しくかろうというふうに想定をしていたものでございまして、関係者の努力によってそのような事例も出てまいっております。住専処理機構を充足させていただきまして、預金保険機構と一体となりまして、今までになかったような回収努力をいたしますならば、その努力の成果は必ず報力をものと信じているところでございまして、○直嶋正行君 努力するというのと現実とはやっぱり違うと思うんですね。

今、隠し財産のお話がありました。願わくは、債務者の方がたくさん隠し財産を持っておられることを私は祈りたいと思ふんです。確かにそういう話もありますが、じゃ、もう一つちょっと例を挙げましょうか。

私の手元に今、住専七社の担保不動産の競売実績の資料があります。私、前回、予算委員会でも、東京地裁が行った過去一年の競売実績から見ると、この回収というのは大変なんだということを申し上げました。あのときは住専ということではなかったんですが、ただ今回、たまたま私の手元に住専八社、協同住宅ローンを含めた八社が競売を開いたその実績がございまして、

ちょっと紹介させていただきます。昨年、平成七年度下期の実績でございまして、開札物件、これが二百一件。この合計で抵当権額

が五百六十四億円。開札の最低売却価格、この価格が百五十三億円。この中からいわゆる優先抵当権のついたものを除いた、実質の住専に返つくと見込まれるものは実は九十三億円なんです。ということは、率ではじくと実に二六%なんです。

それからもう一つ申し上げます。この中で落札したものがございまして。落札したものは六十六億円です。落札は二十四億円。中にはかなり最低売却価格を上回って落札しているものもあるんです。しかし、この中で優先担保のついたものを除いた実際の回収額は十一億円。六十六億円に対して十一億円ですから回収率は一七%ということなんです。

ですから、これは確かに現時点で、たまたま昨年の下半期の競売実績です。ですけれども、私、予算委員会でも申し上げたときも、やっぱり回収率は一七・八%というのが去年一年間の実績でございました。ですから、それは今のデータだから将来変わるかもしれないと、こういうこともあり得るかもしれません。しかし、今、西村局長が挙げられたように、強力な捜査をして、それは隠し財産を摘発するとかいろいろプラス面あると思ひます。政府も一生懸命おやりになると思ふんです。しかし、そういうものでカバール切れる範囲を超えているんじゃないかと私は思ふんです、今申し上げたような回収率を見る限りはですね。

ですから、これは確かに気持ちとしては損を出さないようにしたいと、このことはよくわかるんですけれども、現実にはもう既にこういうことになってきちゃっている。さっき速やかにというお話がありました。速やかに売ろうとすればするほど、やればやるほどやはり損が出るというののが回収の構図だと思ふんです。ですから、私は、政府はやっぱりその部分は率直にお認めになって、国民にも率直に話されるべきだと、こう思ふんですけれども、大蔵大臣どうでしょうか。

○國務大臣(久保亘君) 競売によります実質回収が非常に難しい問題であることはよく承知をいたしておりますが、今お話がございましたのは担保額と回収額、つまり競売によります売却額の比較でございましたが、住専処理機構が買い取ります債権は担保額と同じではない、このように思っております。その差がどれだけ出てくるかですね。

しかし、いずれにせよ、買い取りました債権を迅速的確に処理してできるだけ回収を行うということは、非常に困難な仕事であります。これをやり遂げなければ住専問題の処理はできないんだと思っております。そして、その間にやはりどうしてもやむを得ざるロスを生じます場合には二分の一の負担ということを取り決めていくわけでございます。初めからもう二次ロスが絶対に出ないということならば、法案の中にそのようなことを入れないわけでございます。そこは私どもといたしましてはそういうことを生じないよう全力を挙げなければならぬ責任を伴うが、しかし関係者との間の協議において、もしそのようなことを生じた場合にはこういう取り決めて処理するということとは決まらせていただきたいと思います。

○直嶋正行君 さっき私が申し上げた数字は、確かに担保額と実績との数字ですから乖離が大きいのは当たり前かもしれません。ただ、さっき、その他に私は最低売却価格という数字を一つ申し上げたつもりなんです。ですから、私が申し上げた一六とか一七というのは確かに路線価でどうということ、仮に推計してもやっぱりとてもとてという数字だと思ふんですね。

もう一つ、ちなみに最近の事例を申し上げますと、これは政府がお出した資料で、「担保不動産売却価格と路線価の対比について」という共同債権買取機構の実績があります。これは確かに昨年一年間の実績です。東京二十三区と大阪市内のそれぞれ具体的な比較が載っております。これを見ると、確かに大体五割ちょっとぐらいで

すか、路線価以上で売れているものもあるんです。かなり大幅に上回っているものもあります。そのかわり極端に下回っているものもあります。

ただ、この数字は確かにそうなんです。でもう一つ見ておかねばいけないのは、この債権買取機構は、実は回収の実績というのを見ますと、大体債権額に対して四割ぐらいいし回収できていないんです。買い取り価格から見ても一割切っていないんです。九・六割ぐらいいし回収できていないんです。つまり、契約が成り立つものしか今売っていないと、こういう状況なんです。だからこれが、再三おっしゃるように、非常に大きな規模の住専の不良債権を処理するということになりましたら、当然さっき申し上げた競売とか不動産市場にいろんな影響が出てくるわけです。それで、これは供給圧力としてかかってくるわけですから、私はそういう点でいうとやっぱり二次損失というのは非常に重要な問題だと。

きょう初めて大臣が答弁で、やむを得ない場合のロス、絶対にロスが出ないならああいこうことを入れませんということをおっしゃったんですね。今までは一生懸命回収します、一生懸命回収しますとしかおっしゃっていないんです。だから、私は本当にそういう意味でこの部分は大変重要な問題で、場合によっては一次損失を上回る財政資金の投入につながる危険性がある、このように思っております。このことはこの場でも明確に申し上げておきたいと思えます。

それで、大蔵大臣にお聞きしたいんですけれども、二次回収の期間が十五年になっている。何でこれは十五年というふうに決められているんでしょうか、ちょっと御説明いただけますか。

○政府委員(西村吉正君) 十五年という想定をいたしましたのは、住専が現在持っております資産、それを承継いたしましたものをどれぐらいいの期間をかけて処理していくことが適当であるか、こういうことを考えて最長十五年というふうに設定をしているわけでございます。しかしながら、

恐らく実際問題といたしまして、いわゆる不良債権の処理というものは五年くらいでピークを迎えることになるんじゃないかと想定をしているところでございます。

先ほど御指摘がございましたが、個人住宅ローンは相当に長期期間、これは十五年以上にもわたるものもあるわけでございますけれども、そういうものを直ちに処分してしまうというわけにも利用者の立場から申し上げるとまいりませんし、かといって、それがすべて処理できるまで待っているというわけにもまいりません。ということで十五年という最長期間を設定し、もしその時点でまだ個人住宅ローン等が残っているものがあれば、それはどこかへ承継するようなことを考えなければならぬのではないかと、このように考えているところでございます。

○直嶋正行君 今お答えがあったんですが、ちょっと大蔵省にお聞きしたいんですけれども、単純計算で結構ですから、きのうちょっと計算しただけのようにお願いしたのですけれども、九千億円の原資を年利四・五％で運用した場合の利息の総額、十五年間運用した場合の利息の総額は幾らになりますか。計算してただけましたでしょうか、ありますか。

○政府委員(西村吉正君) 四・五％という想定をされたわけでございますが、私どもといたしましては、十五年間の存続期間中にどの程度の金利になるかというところにつきましては、必ずしも現在で見通すことは難しいと考えております。例えば預金保険機構の資金運用平均利回りでございますが、六年度においては三・七％とか五年度においては三・九％とか、そういう状況でございます。今後、金利情勢というのを今の段階で御指摘のようなことで見通すということは、私どもとしては必ずしも自信を持ってないということでござい

ます。

○直嶋正行君 私は、ですから二次処理スキームというのは非常に心配なんです。要するに、今私が聞いたことにお答えにならなかったんで

す。四・五は難しいというお話。

それで、私の方で計算した数字がございします。これは四・五で十五年間運用すると、金利は単純計算でいきますと六千七百七十五億円なんです。つまり、さっき二分の一、第三分類の総額が一兆二千四百億円なんです。ですから、これは政府と民間が折半するということになってくるんです。よ、この十五年というの。そうじゃないんですか、そういう前提で組んだんじゃないんですか。だから、さっき回収の問題とかいろいろおっしゃったけれども、例えばこの国会の審議でも迅速に債権を回収するために住専処理機構をつくるんだというお話を再三されているわけですね。しかし、五年ぐらいいがピークでしようというお話はありますけれども、十五年もかけてやる。これはそういうロスをカバーするための基金上の必要性から十五年間という期間が必要になったんじゃないんですか。正直に言っていた方がいいですね。

○政府委員(西村吉正君) 先ほどは引き継いだ資産の面から申し上げたわけでございますが、別の面から申し上げると、今、直嶋委員御指摘のとおり、その期間にどのような運用が可能になるかという側面もあるわけでございます。

ただいま安定化拠出基金の運用益だけでいわずに二次ロスを埋めるに足るのかという問題の提起がございましたが、まず第一点といたしまして、六千億を超えるいわゆる二次ロスが生ずること

と同時に、もう一つは、引き継ぎました資産の損失が出た場合には、この安定化拠出基金の運用益というのも一つの財源になるかと存じますけれども、また約六兆八千億に上ります低利融資の運用益というのもカウントができますという要素もあるわけでございます。これは引き継ぎました資産をどの程度正常なものとして維持していけるか、管理していけるかという問題と関連することではございしますけれども、必ずしも安定化拠出基金の運用益だけでそのような計算をする必要

はないと考えております。

○直嶋正行君 ということは、十五年間という期間はこの資金運用の面からいうとやっぱり必要だったと、こういうことはその中でやれますよというのが今の答えだと思ふんです。ですから、そういう意味では、当初から一兆二千、これは今の西村局長の言葉をそのまま言いますと、それ以上の損は想定していないということですから、一兆二千億ぐらいいの損を想定して、それが上限になるのかもしれないが、こういうスキームができていると、今このようにおっしゃったと思うんです。

私が申し上げたのは、さっきの御答弁であつたように、それでも今の金利情勢なんかから考えると、あるいは地価の動向から考えると難しいんじゃないですかと、このやりとりを今していると思うんですけれども、こういう理解でよろしいですかね、大蔵大臣。

○政府委員(西村吉正君) 私はいわゆる二次ロスが六千億を上回るという想定をむしろしていないわけでございます。先ほど直嶋委員が、そのように計算をすると六千七百七十五億になってまだ足りないというふうな御質問でございましたので、そのようにお答えした次第でございます。

○直嶋正行君 だから、結局損失は一兆二千億出るといふことなんですよ。そういうことなんですよ。それはもう明らかなんですよ。だけれども、今までそのことをおっしゃってこなかったんです。どうですか、大蔵大臣、そうじゃないんですか。

○国務大臣(久保亘君) 二次ロスの額を想定したというのではなくて、この基金による運用益によつて、仮に二次ロスが発生した場合も、これを二分の一負担で処理し得るということで設定されたものだと考えております。

○直嶋正行君 それで、率直に言つて、大蔵大臣、額を想定したんじゃないと、こういうふうにおっしゃいますけれども、もともとこの第三分類というのは回収困難だと。くしくもこの政府の

は、結局は何をやっているのかよくわからなくなってしまう、こういうことになるんじゃないかと思ひます。時間の関係がありますので、もうそれ以上申し上げませんが、今の部分だけ指摘をさせていただきます。と思います。

それで、残る時間で金融三法の方について少し質問させていただきます。と思います。

金融関連法案で最初に総理にお伺いしたいんですけれども、けさも議論ございましたが、今回の金融関連法案は全体的に言いますと、いわゆる競争原理とか自己責任原則、これを徹底する、同時に行政とか金融機関の経営の透明性を確保する、こういうことが大きな目的だというふうに思ひます。

総理にお伺いしたいのは、この自己責任原則という部分で申し上げますと、日本の金融機関というのは行政から保護されて、よく護送船団という言い方をされますけれども、そうじゃなくて、自力できつと責任を持って経営ができるようにというふうな面もあると思ひますが、同時にやっぱり私はここには預金者の立場から見ても自己責任ということが問われているんじゃないか、あるいはここで言っている自己責任という言葉は預金者の自己責任も含めて言っているというふうに思ひます。この預金者の自己責任というのは総理はどのようなものだとお考えでしょうか。

あるいは、もうちょっと申し上げれば、預金者が自己責任を追及されるということは今までは余り大きな問題にならなかったんですけれども、なぜ預金者まで自己責任を問われることになってくるのか、この点についてちょっと総理の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちょうど大蔵大臣在任中に、ある場所で信用組合の破綻が生じたときがございました。初め私はこれをつぶすつもりで実は議論を始めました。

ところが、まさに一千万円超の預金者の方がその場合約八〇%を占めておりました。現在もな

かなか問題があるところでありましてけれども、その時点においていわれる預金保険機構がワークする形ではありませんでしただけに、私はその構成比を見て本当に考え込んでしまひまして、結果的に在来型の対応をこの場面では選択せざるを得ませんでした。

私は、今、議員が御指摘になりたいこと、あるいは今の時期に指摘しておくべきだと思われることはまさにそのとおりだと思ひます。我々は、金融システムというものを支えていきます中で、当然のことながらディスクロージャーを進め、より透明性の高い金融行政、より透明性の高い金融機関のあり方というものを追求してまいります。

そういうものがはつきりしてくれば、当然のことながら、私は逆に預金者に対しても自己責任原則というものを適用し得る素地は生ずると存じます。

しかし、現在までの状況では、ほとんどその情報開示というのがなかった状態の中で、私は、預金者に対して自己責任原則を求めることには無理がある、自分自身の体験でそう思ひました。

現在、五年以内のできるだけ早い時期に預金者にもその自己責任原則を問ひ得るだけの環境をつくりたい、そのためにはやはりディスクロージャーを進めていく、そして透明性の高い金融行政というものを再構築していく、こうしたものと並行して考えるべきことだ、そのように私は思ひております。

○直嶋正行君 実は、私がもうちょっとお聞きしたかったのはそこから先の話なんです。それをやってみようと思ひます。

つまり、今、総理がおっしゃったように、自己責任原則だとかあるいは透明性を高めていく、これは一体なぜこんなことをしなきゃいけないのか、このところをやつぱりちょっとお話をいただきましたと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、現在大蔵信用不安を醸成しやすい金融情勢、あるいはディスクロージャーの進んでいない情勢の中で、金融機関

の破綻処理に対して預金者の方々に直接負担を願うということには無理があると思ひます。それだけに、当面は預金者全体を、また全額を保護しながら破綻処理を行うということを考えているわけでありまして、先ほども触れましたように、五年以内のできるだけ早い時期に預金者にも自己責任原則を問ひ得ることを申し上げましたのは、その環境の整備が整いました後におきましては、金融機関の破綻処理においてペイオフも選択肢の中に入れるということをやはりお互いが考えていくべきではないだろうか、そのように思ひます。

○直嶋正行君 私は、日本の経済環境とか、日本のというのには国際的な日本の経済環境とか、それからその中における金融機関の、例えば日本の今の金融機関の状況を考えると、今、総理がおっしゃったような自己責任原則というものをきちんとしていく、それから預金者も国際的に物が通用するような視点でやつぱり対処をしなければいけない。すなわち、二十一世紀にはこういう時代になるんだらうなと、そのように思ひております。

それで、大蔵大臣にお聞きしたいんですけれども、今、総理がいみじくもおっしゃったんですけれども、要するにそういう意味では預金者にも責任を持ってもらえようということにするためには、やつぱり金融機関の経営実態をきちんと把握できるようなディスクロージャーが不可欠だ、こう思ひます。今回のこの法律の内容で大蔵大臣は、預金者に自己責任を問ひ、そういうレベルになつていくと、このようにお考えでしょうか。どうでしょうか。

○国務大臣(久保昌彦君) 今お話しございましたように、自由化、国際化の時代に対応できる預金者の自己責任原則というものが確立されていかなければならないと思ひますが、この金融機関の経営の健全化ということについて早期は正措置などの法的確なルールに従って行われることによつて、これらのものができるだけ公表されるという

ようなことが重要になつてくるのだと考えております。

○直嶋正行君 もう時間がございませんで、最後に一点、そういう意味でちょっと申し上げておきたいんです。

例えば不良債権のディスクロージというのを考えた場合に、大蔵省の案では、これは金融制度調査会で議論されたものだと思ひますが、九八年三月末まで順次ディスクロージする範囲を拡大していつて、そこで一応の区切りと、こういうことになつていくんですね。ところが、大臣、現実にはそれで本当に的確に判断できるかといひますと、それは今までの不良債権の金額がオープンになるだけで、実はその金額が本当に正しい実態をあらわしたものでどうかという問題はいろいろあるんですね。

例えば、幾つか申し上げますと、東京の二信組とかコスモ信組の問題のときにいろいろ発覚しましたが、いわゆる飛ばしとか追い貸しというやつがあります。これはその段階で不良債権から消えてしまふわけですね、財務諸表上からは。じゃ、こういうことをどうやって預金者が知ることができるんだらうかなと。それから、例えばさっき議論しました共同債権買取機構、あそこ今、金融機関が土地を売っていますが、これは全部売れなければまた引き取るようになっていくんです。売れないやつは引き取るんですよ、金融機関がまた。つまり、これは一時的にそこへ預けていくだけなんです。さっき共同債権買取機構はまだ四割ぐらしか回収できていないというお話を申し上げましたが、ああいふ実態から見ると、もう明らかにあそこに残っているものは不良債権になつてつづつある、そういうものじゃないかと思ひます。しかし、これは財務諸表上には出てこない。

もう一つ、もっと根本的なことで申し上げますと、今の日本の会計制度というのは時価を反映する仕組みになつていないんです。ですから、例えば含み損があつてもそういうものを表面化させ

ですから、私はこういうところまで含めて手をつけていかないと、本当に預金者がきちっと判断できる状況にならない。したがって、それは責任も問うことにならないんじゃないかと思うんですけれども、こういう努力はどうですか、大蔵大臣、していただきたいと思うんですけれども、いかがでございますか。

○國務大臣(久保良君) やつぱり預金者に自己責任原則をきちんとしていただく以上は、当然に情報の開示ということについては、預金者が十分にみずからの金融機関との関係を判断できるよう、今お話がございましたようなことに努力すべきだと、こう考えております。

○直嶋正行君 私は、そういう意味では今回の法案ではまだまだ不十分だというふうに思いますが、この点だけつけ加えて質問を終わらせていただきます。

○一井淳治君 社会民主党の一井淳治でございます。

住專問題につきましては、基本的なスキームにつきまして、金融制度の安定とかあるいは預金者等の保護が必要であるということを国民に詳しく理解を求めてもらうように訴えていくと同時に、国民の汗の結晶であります税金を少しでも使わないように、もうこれをゼロにしていこうに最大限の努力をしていく。そのためにも、母体行に追加負担を求めるとかあるいは債権回収を強力に進めると同時に、情報公開あるいは透明性を拡大していくということを進めていかなきゃならないと思うわけでございます。これは共通の合意を得たこととさせていただきますので特に質問としては申し上げませんけれども、住專の法案ができますと、そういうことで新しい機構ができ上がっていく、あるいは国会の休会中にそういうことが進んでいくものですから、特に総理や大蔵大臣、その他関係大臣の方々に、これまでの国会で論議された方向が守られながらいい方向に前進するように御要望を申し

そして、委員長に対しても、この委員会が閉会中にも金融問題について論議ができるように理事会の議題に上げていただくよう、この場をかりて要望を申し上げておきたいと思ひます。

まず、刑事問題についてお尋ねをさせてもらいたいと思いますけれども、もうこれは日本の経済を大混乱させまして、また税金を投入するという大変なことになったわけでありますから、厳しい刑事処罰ということが当然であると思います。

ところが、最近まで我々が接している情報によりますと、末野興産あるいは桃源社関係の二件の件のみで、まだまだ刑事責任の追及が本格化していない、非常に進んでいないという不満な気持ちでいっぱいでございます。

逮捕者が何人ぐらいであるのか等の現状を捜査当局の方から、捜査の責任者の方から御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(原田明夫君) いわゆる住専関係の事件につきましては、御指摘のとおり、未野興産関係で現在延べ十二名、桃源社関係で四名、合計十六名を検察といたしまして受理いたしております。

なお、この人数には同一人物を再逮捕するなどしているために、実人員といたしましては、未野興産関係で四名、桃源社関係で四名となっております。なお、鋭意捜査は継続中ということがあります。

○一井淳治君 この事案の性質からして、とても今今の状況では捜査が進行しているという状況ではないと思いますし、また、末野興産、桃園社というのは住専の機構全体からしますとどこにかかっているのか、枝葉の方でありまして、本体に達していかないと、

いないわけでありませう。ぜひとも強力な捜査を開いていただくように、人が足らないんでしたと意図的にどんどん全国から集めるとか、全力をあげてやってもらいたいと思います。

そして、この住専なんですけれども、住専に対する刑事対策というふうになってきますと、恐らく

く背任罪あるいは特別背任罪という罪名が問題になってくると思うんです。主として考えられる罪名はそうじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(原田明夫君) 住專問題につきましては、国会におきますいろいろな御論議の中におきましても政府から御答弁がなされていると存じますが、借り手、貸し手を問わず、関係者らの刑事上の責任につきましても可能な限り明らかにされる必要があるということで、繰り返し御答弁させていたただいたところでございます。

檢察当局におきましては、御指摘のような問題点があることも踏まえつつ、幅広い観点から資料や情報収集、分析、検討に努めるなど、所要の捜査を進めてきたところでございます。

既に御指摘のようなケース、または一部の事件につきましては、警察当局や国税当局等の関係機関と緊密な連絡を図りながら強制捜査も実施し、あるいは関係者らについて一部起訴するなどして、いるところでございます。

今後、さらに関係者らの刑事上の責任を追及すべきであると認められるような容疑事実が判明いたした場合には、檢察当局におきましても関係機関と緊密な連携のもとに引き続き鋭意所要の捜査を進めまして、法と証拠に基づき、厳正かつ迅速に対処するものと存じます。

○一井淳治君 私が聞いているのは、本体であります住専を対象にした場合にどういう罪名が考えられるかということを聞いているわけです。

○政府委員(原田明夫君) これは委員御承知のことで大変恐縮でございますけれども、やはり刑事事件の責任ということになりますと、実態的に背景となる事実、実際の社会的な事実を確定してまいりませんと、最終的にどのような罰条を適用されるかということについては今明らかにできない面があらうかと思います。

ただ、先ほど委員が御指摘なされましたような状況も十分踏まえつつ、現在、鋭意実態の解明に努力しているということですので御了承

○一井澤治君 子供を柙手に時間つぶしをやっておるんじゃないんです。一分間でも国民の期待にこたえて刑事責任を追及するという立場に立たないで、今のような話を聞いているとがっかりすると思うんです、本当に。納税者の人たちは、これでは悪が眠るな、巨悪がこのまま眠っていくなという心配を持っています、私は率直に言いますで。

住専の業務内容はわかっていましょう。どういう罪名が予測されるかということが、それが言えないんですか。法務の最高責任者がそれが言えないんですか。どうなんですか、本当に。

○政府委員(原田明夫君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、背任ということも十分念頭にあると思います。しかし、まず罪名があつて、それに基づいて捜査するものではございませんので、その点は法務当局の答弁としては御了承いただきましたと存じます。

○一井清治君 背任あるいは特別背任が最もよく考えられる罪名であると思うんですけども、公訴時効が五年なんです。すると、もうどんどん時効にかかっているという状況であるというふうなふうに思っています。ですから、早急に人を手配する等して全力を挙げて取り組んでいかないと本当に巨額が眠ってしまうという結果になると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○国務大臣(長尾立字君) 住專問題につきましては、貸し手、借り手を問わず、関係者らの刑事上の責任が可能な限り明らかにされる必要があると考えていることはこれまで繰り返し申し上げてきたところでございます。

檢察當局におきましては、御指摘のような問題点があることをも踏まえつつ、幅広い観点から資料や情報の収集、分析、検討に努めるなど所要の捜査を進めてきたところであり、既に一部の事件につきましては警察当局や国税当局等の関係機関と緊密な連携を図りながら強制捜査を実施し、あるいは関係者を起訴するなどしているところであ

あります。

今後、さらに関係者らの刑事上の責任を追及すべきであると認められるような容疑事実が判明した場合には、検察当局におきまして関係機関と緊密な連携のもと、鋭意所要の捜査を進め、法と証拠に基づき、厳正かつ迅速に対処するものと思ひます。

○一井津治君 これ以上お聞きしても時間のむだになってしましますが、一生懸命むだをするようなことに私もこれ以上耐えられませんから。

要するに、時効にかかっているんです、大きな事件が、これに対してどのように対処していくかということを実際に考えてください、大臣、それだけお願いします。本日に真剣に考えてください。これは国民の期待にこたえなくちゃいけないわけですから、お願いしたいと思ひます。

それから次に、民事関係の責任の追及の関係で質問をさせていただきますけれども、住専の損害の発生原因、これはもう当然のことでありましてけれども、回収不能の不良債権が大変発生しているということでありまして。

四月十八日の予算委員会におきまして私も一度質問をさせていただきました。法務省当局の答弁ですけれども、住専が貸し付けをするに際して、貸し出しの審査あるいは担保評価について十分な注意をしていなかった場合には損害賠償責任が発生する、住専の経営者について損害賠償責任が発生すると、そういう答弁を得ているわけでございます。

その後、法務省の方でもいろんな資料が入っていると思ひます。これは、本気でこの住専問題に取り組んでおられた例えは大蔵省の第一次、第二次立入調査のいろんな資料も入っていると思ひます。そういったものをいろいろいただいで、どうでしょうか。

今ここに第一次立入調査の報告書がございます。大蔵省の官僚の作成されたものですから、内容には相当正確度があると思ひますけれども、例えば審査について見ますと、審査体制は形骸化し

ている、ほとんど無審査の状態になっている。あるいは担保掛け目はほとんど守られていない。そして、利息の追い貸しもとりわけ注意が払われていないというようなことが書かれておるわけでありまして。

これはどこの住専とは名前を言いませんけれども、こういう状況が仮にあるとすれば、私はこれは経営者の責任が当然発生すると思うわけでありましてけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) 御指摘のとおり、民事法の問題の一般的な解釈の問題として、四月十八日の御質問に対してそのような御答弁を申し上げました。

ただ、法務省といたしましては、住専各社の業務実態がどういふものであるか、さらに、民法上の損害賠償請求権の存否について判断し得るような事実関係の詳細は承知しておらないところでございまして、また損害賠償請求等の民事上の責任は、一般論といたしまして、当事者間の権利行使の問題として最終的には訴訟の場で、裁判所で具体的個別事案に応じて判断されるものでございまして。したがって、法務省といたしましてその損害賠償責任を追及するという立場にはないというところを御理解いただきたいと思います。

住専問題におきます住専をめぐる関係者の民事上の責任追及、これは住専から損害賠償請求権を譲り受ける住専処理機構において、預金保険機構のバックアップのもとに適切かつ強力にされるべきものというふうに承知しているところでございまして。

○一井津治君 住専処理機構には検察庁のあるいは法務省のOBの方が入っているわけ、そして預金保険機構には法務省の方がお入りになるという予定になっております。そして、損害賠償責任があるかどうかということについては、住専処理機構が原案をつくる。原案をつくらない限りは補助しないというふうになっているわけ、必ずつくるわけですけれども、その場合、法務省のあるいはOBの方が助言をするというふうになっている

わけでありまして。

今申し上げました資料は、国会にも出ておりますし、その他の官公庁にもあるわけですから、これは当然見ておられるはずだというふうに思ひます。ですから、そういったものは当然法務省の目に入っておって、そしてそれを検討している、私はそういうふうな状況が今なければならぬと思ひます。例え、住宅金融専門会社七社に関する大蔵省の第一次立入調査結果というものをまだ法務省の方では見たこともないんでしょか。

○政府委員(濱崎泰生君) 御指摘の報告書は国会に提出されたものというふうには承知しております。私どもも直接正式にそれをいただいているという立場にございまして。ただ、間接的に委員からもお見せいただきましたし、その記載内容の概要は私も承知しております。

その記載内容を拝見いたしました限りでは、事案によつては、これはあくまでも個別の事案に応じて最終的には裁判所の判断になるわけにございましてけれども、御指摘のような損害賠償責任の追及ということが問題になる場面もあるのではないかと認識は持っております。

○一井津治君 将来、住専処理機構がこういった損害賠償請求権というものの請求のリストをつくったり原案をつくったりされるわけですけれども、このものが入っていないくないわけです。ですから、今のお話を聞かせていただければ、判断するのは裁判所です、これはもうはっきりしておるんです。最終的な法的な判断にあれば司法の判断になるわけですけれども、しかし原案をつくって、損害賠償請求権があるという一つの前提のもとに請求書をつくってこれを債権譲渡せよといふか、債権譲渡しないと住専処理機構に移行しないわけですから、そして、そういったものも含めて債権譲渡するということは、これはもうこの法案の最初から確認されておるわけですから、今言ったようなものも将来十分検討して、債権譲渡の対象にしていたかどうかというこ

とを確認いただきたいと思ひますけれども、大蔵省の関係の方、いかがでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) 損害賠償請求権につきましては、住専から包括的に引き継いで適切に処理をいたす所存でございまして。

○一井津治君 法務省の方にもう一遍お聞きしますが、これ損害賠償請求権が発生する可能性が十分に考えられるんじゃないでしょうか。それは、今あるとは思ひたいと思ひます。ほかに、この国会の審議の中で見ておられますと、稟議書が出ております。稟議書には掛け目として例えば八〇%とか七五%出ている。ところが、実際には時価の一〇〇%を超えて融資なんかされている。そしてまた、稟議書なんか見ますと、全く理解のできない稟議内容になっているわけですね。

そういったことも総合すれば、この住専の経営者に対する損害賠償責任ということを当然予想していただいて検討してもらいたいかなという状態であることは間違いないと思ひますけれども、その点はいかがでしようか。今あるとは思ひたいと思ひます、当然考えていかないと、そういう状態ではあるんじゃないでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) 繰り返すになりますが、私どもの立場として、今そういう責任があるともないとも申し上げかねるというところは御承知いただきましたと存じます。一般論として、先般御答弁申し上げたところですが、その要件に該当するといふ場合も具体的事案に応じてはあり得るのではないかと、そういうふうに認識しておるところでございまして。

○一井津治君 それでは、今後ともそういう点に関心を集めて、損害賠償責任というものを追及しないようにはお願いしたいと要望申し上げておきたと存じます。

次に、公正、健全な運営を市場原理にゆだねながら実行していこうという今後の金融自由化の対策でありますけれども、そして金融四法がまさにそれをねらっているというふうに思ひます。

そういう中で一番私どもが心配しておりますの

は、経営基盤の弱い信用組合でございます。一番この経営基盤の弱い信用組合につきまして、最近問題になっている大型のものが東京協和、安全信組、そしてコスモ信用組合、これがあつたと思ひますけれども、この信組の損失額、処理費用は幾らだったのか、そしてこれをどのように処理されたのか、説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(西村吉正君) お尋ねの、まず東京協和、安全の二つの信用組合でございますが、損失額を含めまして処理に係る総処理費用は約千五百六十億円となっております。また、コスモ信用組合につきましては、同じく総処理費用は二千七百億円となっております。

東京協和、安全の二つの信用組合の処理を行うために、受け皿金融機関でございます東京共同銀行を設立いたしまして、預金保険機構、民間金融機関等の支援を得まして、二つの信用組合の事業の全部を譲り受けましてこれを処理してきたところでございますが、その後、コスモ信用組合の破綻処理におきまして受け皿金融機関が見当たらないことから、コスモ信用組合の事業の全部を東京共同銀行に譲り受けまして、預金保険機構、民間金融機関等の支援を得て処理を行ってきたところでございます。

なお、これらの信組の回収可能債権等につきましては、社団法人東京都信用組合協会の中に回収機関を設け、不良債権の譲渡を行っているところでございます。

○一井淳治君 以上の信組は、もうこれは預金保険機構で処理済みというふうに言つてよろしいでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) 預金保険制度を活用いたしまして処理を進めているところという意味では、まだ処理が済んだわけではございませんが、処理に着手を既に行っているということでございます。

○一井淳治君 次に、木津信用組合の損失額及びこれをどのように処理していくのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(西村吉正君) 木津信用組合の損失額につきましては、昨年の十一月に大阪府から発表されました検査結果によりますと約九千六百億円となっております。これに加えて、回収可能な不良債権が二千三百億円程度ございまして、正常資産は総資産一兆三千三百億円の割にも満たないという極めて異常な経営状況となっております。

このように多額の不良債権を抱え、経営破綻に陥りました木津信用組合の処理に当たりましては、その破綻処理コストが巨額に上り、前経営陣の私財の提供、関係金融機関の可能な限りの支援、大阪府の財政支援及び現行の預金保険機構の資金援助を行ったといつたとしても、このままでは預金者自体に損失を負担させないで処理することは不可能、すなわち預金者の預金をそのまま払い戻すことが不可能ということになります。このことから、現行制度では資金援助の上限となつておりますペイオフコストを超える資金援助を可能とすること、破綻信用組合の事業を譲り受けまして、その債権の回収に当たる受け皿機関の整備を図ることが必要になってまいります。そのため、預金保険制度を拡充することにより対応せざるを得ないわけでございます。

このようなことから、今国会に所要の法律案を提出いたしましたほか、現在の東京共同銀行を抜本的に改組いたしまして整理回収銀行の整備を図つた上で、整理回収銀行に木津信用組合の事業の全部譲渡を行うということによりまして預金者保護に万全を期すると、このような考え方でいるところでございます。

○一井淳治君 大蔵省では、平成八年三月期の預金取扱金融機関の不良債権等の状況というものの調査をされて一覽表をつくつておられますが、それで信用組合について言つと、不良債権額、それから貸倒引当金の合計、それから業務純益、それから上場有価証券の含み益というものは信用組合に限つて言いますとどうなつておりますか。

○政府委員(西村吉正君) 信用組合全体の経営状況についてのお尋ねでございますが、信用組合全体の不良債権額は、平成八年三月末の速報によりますと、既に破綻が表面化した木津信用組合、福井県第一信用組合、大阪信用組合の各信用組合を除きまして二兆一千億円、金融機関全体では三十五兆円でございますが、その中の二兆一千億円に達しております。これに、今申し上げました破綻が表面化した信用組合を含めて考えますと、全体で約三兆五千億円ということになるわけでございます。

これに對しまして、信用組合が不良債権を処理するための主たる償却財源でございますが、貸倒引当金、含み益等の内部留保が全体で約二千億円でございます。また、出資金等の自己資本勘定が約一兆二千億円ございまして、合わせますと合計一兆四千億円になるわけでございます。

先ほど申し上げました不良債権三兆五千億がすべて直ちに損失となるものではございませんけれども、しかし信用組合業界だけ見ましても全体として大体二兆円程度の不良債権が残る、こういうような計算になるわけでございます。担保保全分の回収が見込まれるといたしましても、なおかなりの処理費用の不足が見込まれるわけでございます。

一方、信用組合の業務純益、年々の収益は年間一千六百億円程度にとどまっておりますので、信用組合を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況になっているというふうにご理解をいたしております。

○一井淳治君 信用組合全体の毎年の利益額が千六百億から千七百億ぐらいですから、不良債権を償却していくことが実際にはかなり困難ではなからうかと思ひます。

そういった中で、今回の新しい法案によりますと預金保険機構が出現するわけでありますけれども、これまでの預金保険機構の残金といひますか、資産の合計として三千億円ぐらいが残っていると聞いておりますけれども、それ以外に、金融機関が毎年度の程度の掛金を払ってくるのか、そ

して現在、将来の見通しを考えた場合に、預金保険機構の力で将来五年間の欠損といひますか、支出を賄つていけるのかどうか、現時点で赤字にならないようになっているのかどうか、これが一番大事だと思ひますから、そこところの御説明をお願いいたします。

○政府委員(西村吉正君) 平成八年三月末の預金保険の責任準備金の残高、蓄えの残高は随分と減つてしまつたわけでございますけれども、三千八百六十五億円となっております。今般、保険料率を従来の七倍程度に引き上げることによりまして、今後五年間に約二兆三千億円の保険料収入が見込まれることとなりますので、今後五年間の預金保険料の利用額は、これを合わせますと約二兆七千億円ということになるわけでござい

ます。ところで、今後生じ得る金融機関の破綻規模等を予測することは極めて難しいわけでございまして、信用組合につきましては、一昨年来破綻が相次いでいることや、不良債権額に比へまして貸倒引当金や自己資本等の償却財源が脆弱であるというところは先ほど申し上げたとおりでございます。今後処理を要する木津信用組合等を含めましてその破綻処理費用を賄うためには、信用組合自体の納付する保険料のみでは必ずしも十分でないといふか、不足することは明らかでございます。

しかしながら、一般金融機関分を含めまして全金融機関としての預金保険料の利用可能額は、先ほど申し上げましたように五年間全体で約二兆七千億に上りますこと等から、現時点におきましては、仮に現在把握されております信用組合の不良債権が全額損失となりまして破綻処理が行われたとしても、そういうことはいないと私は思つておりますけれども、仮にそのような極端なケースを考へる場合におきましても、他の業態において大規模な破綻が発生しない限りはという条件は付さなければなりませんけれども、全体としては、基本的には今般の預金保険料率の引き上げによりまして対処し得るのではないかと考えているところ

ろでございます。

○一井津治君 税金からの支出、これが起こらないようにということが最大の眼目でありまして、けれども、将来、経済の変動等によりましていろいろな予想外のことが起こる可能性もなきにしもありません。そういったことで、どういうことを対応としてお考えになっておられるのか。あるいは仮にこの税金からの支出が必要となった場合に、国会の監視のもとにそういったことが行われなくちゃならないと思ひますけれども、そのあたりのことについての説明をお願いいたします。

○政府委員(西村吉正君) 現在御提案申し上げております法案におきましては、五年後に、信用組合に關しまして一般の金融機関の特別保険料の残高をもちまして賄うこと、補うことができなくなり得るような場合に備えまして、政府の保証を借入金に付することをお願いしているところでございまして、そういう事態が生じた場合におきまして、当然のことながら、それは国会の議決を経て実行するものであり、また政府保証を付するに際してもそのようなことを国会の御許しを得た上で、こういうことで考えております。

○一井津治君 そして中途の、例えば三年あたりのところで預金保険機構の収支状況を検討していただくとか、十分な対応を中間段階でもしてもらわなくちゃいけないと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) 三年後に預金保険料、特別保険料率の見直しを行うことになっておりますので、その際に金融機関、とりわけ信用組合の経営の状況等はさらに検討する機会があるかと考えております。

○一井津治君 この信用組合の關係ですけれども、こういう信用組合に対する監督はどなたがなさっておられるでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) 信用組合に対する指導監督権限は、中小企業等協同組合法などの規定によりまして、信用組合の地区が都道府県の区域を

超えないものは都道府県知事に機関委任されております。現行制度上、都道府県知事は、法令上の権限を適切に行使する等により、適切な監督に当たるとともに、大蔵大臣は知事の法令上の権限行使に對しまして指揮監督を行うほか、金融システム全体の安定性を図る責務を有しているところでございます。

ただ、信用組合の破綻処理に当たりまして、都道府県に財政支出を行う責務が信用組合監督法令上あるわけではないと考えられておまして、現在、都道府県におきましては信用組合の破綻等に当たり資金拠出等を行ってきっているわけでございしますが、これは機関委任事務としての信用組合の指導監督の一環というよりも、それぞれの都道府県の実情に基づきまして、地域経済に与える影響や民生の安定等を勘案の上、公益上の必要性からそれぞれの都道府県の責任に基づく判断により行われていると、こういう性格のもので理解をいたしております。

○一井津治君 第一義的には都道府県の監督だと思ひますが、これらの今申し上げました問題になっている信用組合はいずれも中小企業等協同組合法による組合でありますけれども、法定枠を超えて預金を集めたりあるいは貸し付けをしているような感じがいたします。そして一番問題なのは、高金利の定期預金で大口預金を集めている。木津信組に至っては、都銀のレートを一・五%上回っているという、あるいは旅行券つきの、くじつきの定期を発行したりして大口預金を集めておりますけれども、これでは採算が合わないということがもうおのずと明らかじゃないかと思ひます。

だから、地価上昇、バブルに乗って拡大路線を突っ走って失敗したわけでありまして、ワシントン経営でほとんど貸出審査が十分に行われていない、経営悪化するのと経理操作で不良債権をこまかしてしまふということをやっておったものから、相当早くから都道府県では内容が非常に悪いということがわかっておったと思うわけであ

ります。にもかかわらず、東京都あるいは大阪府は適切な指導をしなかったという、これが何といても一番問題にされなきゃならないんじゃないかと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(西村吉正君) 信用組合は、もともと仲間うちの金融機関といたしまして、組合員のために地道な活動をするということで設置されたものでございまして。しかしながら、御指摘のように一部の、特に大都市部の信用組合におきましては、バブルの時期に必ずしもそのような枠組みの中ではなく一般の金融機関と同じような行動に走りまして、結果的にリスク管理に手落ちがあったというところがございます。

このような点に關しましては、それぞれの担当されます都道府県におきまして反省の上に立つて新たな取り組みを既に着手していただいていると思ひますし、私どもも金融全般を見ます立場から、都道府県知事と協力をいたしまして必要な場合には共同して検査に当たるなどの対応を考えてまいりたいと考えております。

○一井津治君 東京都や大阪府の監督が非常にずさんであったと思うわけです。もっと早く手を打てばこういう多額な、特に木津信組に至っては九千億円という不良債権を発生させておるわけですから、これに対する早期の行政上の監督が必要であったと思ひます。

私は、こういったような金額がふえてくると結局税金を負担しなくちゃならないという危険性もふえるわけですから、やはり東京都、大阪府はもっと多額の金額を負担すべきじゃないかと思ひます。そして、本件の場合には監督不十分による損害賠償責任があるんじゃないかというふうに思ひますので、あした私は午前十時から引き続いて質問させていただきますので、その節に研究結果をお聞きたいと思ひます。

でございます。それは法人税法三十三条と商法二百八十五条との關係でございます。

商法の二百八十五条によりまして、貸し金について担保不動産の目減りが発生したような場合には回収不能分として債権金額を減額しなくちゃならないという規定になっておまして、貸借対照表はそういうふうにするべきであるんですけども、しかし法人税法三十三条におきましては、金銭債権については原則として目減りを認めないというふうになっているわけですね。

この二つの法律の解釈をどのようにしたらいいかということについて、これもあす御見解を伺いたいと思ひます。

どうもありがとうございました。(拍手)
○委員長(坂野重信君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時四十六分散会

六月十日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に關する請願(第一八〇号(第一九号)(第二〇号)(第二二号)(第二三三号)(第二四四号)(第二五五号)(第二七五号)(第二九号)(第三〇号)(第三三三号)(第三四四号)(第三五五号)(第三七五号)(第三八八号)(第三九〇号)(第三九一號)(第三九二號)(第三九三號)(第三九四號)(第三九五號)(第三九六號)(第三九七號)(第三九八號)(第三九九號)(第四〇〇號)(第四〇一號)(第四〇二號)(第四〇三號)(第四〇四號)(第四〇五號)(第四〇六號)(第四〇七號)(第四〇八號)(第四〇九號)(第四一〇號)(第四一一號)(第四一二號)(第四一三號)(第四一四號)(第四一五號)(第四一六號)(第四一七號)(第四一八號)(第四一九號)(第四二〇號)(第四二一號)(第四二二號)(第四二三號)(第四二四號)(第四二五號)(第四二六號)(第四二七號)(第四二八號)(第四二九號)(第四三〇號)(第四三一號)(第四三二號)(第四三三號)(第四三四號)(第四三五號)(第四三六號)(第四三七號)(第四三八號)(第四三九號)(第四四〇號)(第四四一號)(第四四二號)(第四四三號)(第四四四號)(第四四五號)(第四四六號)(第四四七號)(第四四八號)(第四四九號)(第四五〇號)(第四五一號)(第四五二號)(第四五三號)(第四五四號)(第四五五號)(第四五六號)(第四五七號)(第四五八號)(第四五九號)(第四六〇號)(第四六一號)(第四六二號)(第四六三號)(第四六四號)(第四六五號)(第四六六號)(第四六七號)(第四六八號)(第四六九號)(第四七〇號)(第四七一號)(第四七二號)(第四七三號)(第四七四號)(第四七五號)(第四七六號)(第四七七號)(第四七八號)(第四七九號)(第四八〇號)(第四八一號)(第四八二號)(第四八三號)(第四八四號)(第四八五號)(第四八六號)(第四八七號)(第四八八號)(第四八九號)(第四九〇號)(第四九一號)(第四九二號)(第四九三號)(第四九四號)(第四九五號)(第四九六號)(第四九七號)(第四九八號)(第四九九號)(第五〇〇號)(第五〇一號)(第五〇二號)(第五〇三號)(第五〇四號)(第五〇五號)(第五〇六號)(第五〇七號)(第五〇八號)(第五〇九號)(第五一〇號)(第五一一號)(第五一二號)(第五一三號)(第五一四號)(第五一五號)(第五一六號)(第五一七號)(第五一八號)(第五一九號)(第五二〇號)(第五二一號)(第五二二號)(第五二三號)(第五二四號)(第五二五號)(第五二六號)(第五二七號)(第五二八號)(第五二九號)(第五三〇號)(第五三一號)(第五三二號)(第五三三號)(第五三四號)(第五三五號)(第五三六號)(第五三七號)(第五三八號)(第五三九號)(第五四〇號)(第五四一號)(第五四二號)(第五四三號)(第五四四號)(第五四五號)(第五四六號)(第五四七號)(第五四八號)(第五四九號)(第五五〇號)(第五五一號)(第五五二號)(第五五三號)(第五五四號)(第五五五號)(第五五六號)(第五五七號)(第五五八號)(第五五九號)(第五六〇號)(第五六一號)(第五六二號)(第五六三號)(第五六四號)(第五六五號)(第五六六號)(第五六七號)(第五六八號)(第五六九號)(第五七〇號)(第五七一號)(第五七二號)(第五七三號)(第五七四號)(第五七五號)(第五七六號)(第五七七號)(第五七八號)(第五七九號)(第五八〇號)(第五八一號)(第五八二號)(第五八三號)(第五八四號)(第五八五號)(第五八六號)(第五八七號)(第五八八號)(第五八九號)(第五九〇號)(第五九一號)(第五九二號)(第五九三號)(第五九四號)(第五九五號)(第五九六號)(第五九七號)(第五九八號)(第五九九號)(第六〇〇號)(第六〇一號)(第六〇二號)(第六〇三號)(第六〇四號)(第六〇五號)(第六〇六號)(第六〇七號)(第六〇八號)(第六〇九號)(第六一〇號)(第六一一號)(第六一二號)(第六一三號)(第六一四號)(第六一五號)(第六一六號)(第六一七號)(第六一八號)(第六一九號)(第六二〇號)(第六二一號)(第六二二號)(第六二三號)(第六二四號)(第六二五號)(第六二六號)(第六二七號)(第六二八號)(第六二九號)(第六三〇號)(第六三一號)(第六三二號)(第六三三號)(第六三四號)(第六三五號)(第六三六號)(第六三七號)(第六三八號)(第六三九號)(第六四〇號)(第六四一號)(第六四二號)(第六四三號)(第六四四號)(第六四五號)(第六四六號)(第六四七號)(第六四八號)(第六四九號)(第六五〇號)(第六五一號)(第六五二號)(第六五三號)(第六五四號)(第六五五號)(第六五六號)(第六五七號)(第六五八號)(第六五九號)(第六六〇號)(第六六一號)(第六六二號)(第六六三號)(第六六四號)(第六六五號)(第六六六號)(第六六七號)(第六六八號)(第六六九號)(第六七〇號)(第六七一號)(第六七二號)(第六七三號)(第六七四號)(第六七五號)(第六七六號)(第六七七號)(第六七八號)(第六七九號)(第六八〇號)(第六八一號)(第六八二號)(第六八三號)(第六八四號)(第六八五號)(第六八六號)(第六八七號)(第六八八號)(第六八九號)(第六九〇號)(第六九一號)(第六九二號)(第六九三號)(第六九四號)(第六九五號)(第六九六號)(第六九七號)(第六九八號)(第六九九號)(第七〇〇號)(第七〇一號)(第七〇二號)(第七〇三號)(第七〇四號)(第七〇五號)(第七〇六號)(第七〇七號)(第七〇八號)(第七〇九號)(第七一〇號)(第七一一號)(第七一二號)(第七一三號)(第七一四號)(第七一五號)(第七一六號)(第七一七號)(第七一八號)(第七一九號)(第七二〇號)(第七二一號)(第七二二號)(第七二三號)(第七二四號)(第七二五號)(第七二六號)(第七二七號)(第七二八號)(第七二九號)(第七三〇號)(第七三一號)(第七三二號)(第七三三號)(第七三四號)(第七三五號)(第七三六號)(第七三七號)(第七三八號)(第七三九號)(第七四〇號)(第七四一號)(第七四二號)(第七四三號)(第七四四號)(第七四五號)(第七四六號)(第七四七號)(第七四八號)(第七四九號)(第七五〇號)(第七五一號)(第七五二號)(第七五三號)(第七五四號)(第七五五號)(第七五六號)(第七五七號)(第七五八號)(第七五九號)(第七六〇號)(第七六一號)(第七六二號)(第七六三號)(第七六四號)(第七六五號)(第七六六號)(第七六七號)(第七六八號)(第七六九號)(第七七〇號)(第七七一號)(第七七二號)(第七七三號)(第七七四號)(第七七五號)(第七七六號)(第七七七號)(第七七八號)(第七七九號)(第七八〇號)(第七八一號)(第七八二號)(第七八三號)(第七八四號)(第七八五號)(第七八六號)(第七八七號)(第七八八號)(第七八九號)(第七九〇號)(第七九一號)(第七九二號)(第七九三號)(第七九四號)(第七九五號)(第七九六號)(第七九七號)(第七九八號)(第七九九號)(第八〇〇号)

号(第三二二号)(第三二六号)(第三一九号)
 (第三二一号)(第三二五号)(第三二七号)(第
 三三〇号)(第三三五号)(第三四六号)(第三五
 六号)(第三六三三三)(第三六五号)(第三六六
 号)(第三六八号)(第三七四号)(第三七五号)
 (第三七六号)(第三七八号)(第三八四号)(第
 三八五号)(第三八六号)(第三八七号)(第三八
 九号)(第三九〇号)(第三九二号)(第三九三
 号)(第四〇二二)(第四〇四号)(第四一六号)
 (第四二六号)(第四一九号)(第五〇四号)(第
 五〇五号)(第五〇七号)(第五二四号)(第五八
 〇号)(第五八二二)(第五九五号)(第六〇三
 号)(第六一九号)(第六四四号)(第六五三三)
 (第六九七号)(第七一八号)(第七三九号)
 二、住専不良債権への税金投入反対に関する請
 願(第五八号)(第一九〇号)(第四一四号)(第
 六八八号)(第七七六号)(第七七六号)(第七七
 七号)(第八二九号)(第八七六号)
 二、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
 関する請願(第七五号)(第七九号)(第八一
 号)(第八九号)(第一〇七号)(第一二三号)(第
 一六号)(第一二三号)(第一三二二)(第一三三
 号)(第一四四号)(第一四八号)(第一五五号)
 (第一五七号)(第一六〇号)(第一七八号)(第
 一八一)(第一九三三)(第一九五号)(第二〇
 六号)(第二一一一)(第二一二二)(第二六三
 号)(第二六四号)(第二六八号)(第二七三三)
 (第二七六号)(第二七七号)(第二八一)(第
 二八四号)(第二九一号)(第二九四号)(第三
 二二)(第三一七号)(第三四九号)(第三六四
 号)(第三七七号)(第三七九号)(第三八一)
 (第三三八号)(第三九二二)(第四〇三三)(第
 四一五号)(第四一九号)(第四二三号)(第四三
 五号)(第四八〇号)(第四九一)(第五〇六
 号)(第五二二)(第五二七号)(第五三二二)
 (第五五〇号)(第五五八号)(第五七五号)(第
 五八三三)(第五八四号)(第五八七号)(第五九
 二二)(第五九三三)(第六〇〇号)(第六〇七
 号)(第六二二)(第六四六号)(第六五〇号)

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県三郷市彦成一ノ二二九小

紹介議員 川文字外三百八十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二十七号 平成八年一月三十一日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市加美二ノ六ノ一二

石川昭吾外二千九百三十五名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二十九号 平成八年二月一日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 東京都足立区島根二ノ三ノ一九

鈴木信雄外三百五十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三〇号 平成八年二月一日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県三郷市東町五ノ一 奥山正

菅外二百九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四三三号 平成八年二月二日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県三郷市新和三ノ三七〇 武

藤光夫外五百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県草加市苗塚町三六三ノ一

河野洋一外三百四十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四八号 平成八年二月二日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県越谷市蒲生旭町四ノ二六

船田クニ子外五百名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五一号 平成八年二月二日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県所沢市上山口一、八六五ノ

三九 山ノ内英雄外三千百十五名

紹介議員 横尾 和伸君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五二号 平成八年二月五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎三ノ五四三

菊子勉外六百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五三三号 平成八年二月五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県草加市高砂一ノ一ノ二七

菅野茂外三百六十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五七号 平成八年二月五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県八潮市松之本一七〇ノ八

福澤あつ子外千名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六〇号 平成八年二月五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県越谷市蒲生三ノ三ノ八 渡

辺茂幸外三千四百二十九名

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六一号 平成八年二月六日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎二ノ三五四ノ

八 長峯孝外百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六二号 平成八年二月六日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町田中二ノ二

三ノ七小河原グリーンハイツ一〇

八 加藤明外三百二十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六三三号 平成八年二月六日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県八潮市上馬場四五六 安西

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県三郷市栄五ノ三二四ノ一

市川昭雄外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六四号 平成八年二月七日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏二二三

ノ四 栗原誠外三百十四名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六五号 平成八年二月七日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏二二三

ノ四 栗原誠外三百十四名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六六号 平成八年二月七日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県越谷市大間野町二ノ三四

師藤圭子外五百一名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第七一号 平成八年二月八日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県三郷市栄三ノ四〇 滝田孝

治外百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第七二号 平成八年二月八日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県三郷市栄三ノ四〇 滝田孝

治外百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四三三号 平成八年二月十六日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大谷口一、七八九
勝保秀央外二千四百六十九名
紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四六号 平成八年二月十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 香川県大川郡津田町津田九六五ノ
七 左達章子外千五百五十九名
紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四七号 平成八年二月十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県浦和市桜田一ノ一四ノ六
北村正一外三千九百五十四名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一五二号 平成八年二月十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 香川県丸亀市郡家町三、一五九ノ
一 川西智恵外百三十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一五四号 平成八年二月十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県草加市金明町一、〇五〇ノ

一 ハイットワール二〇二 相羽
邦彦外三千名
紹介議員 大久保直彦君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一五六号 平成八年二月二十日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 徳島市南矢三町二ノ六〇一九 長
尾哲見外一千四百四十一名
紹介議員 福本 潤一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一七一号 平成八年二月二十日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県富士見市下南畑二一五 中
一夫外四千七十二名
紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一八〇号 平成八年二月二十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 香川県大川郡大内町松崎三八六ノ
一六 田中雄二外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一九一号 平成八年二月二十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県富士見市鶴馬二ノ六〇六
中郷知行外四千七十名
紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一九四号 平成八年二月二十二日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

する請願(二通)
請願者 香川県大川郡志度町志度四、六三
八ノ一〇 谷本宗保外五百九十九
名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一九九号 平成八年二月二十二日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 香川県高松市亀水町一七八ノ一
浮田智子外四百四十六名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二一〇号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 香川県丸亀市田村町一、〇八七ノ
一 安井幸子外千六百八十五名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二二二号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県坂戸市西坂戸四ノ二五ノ二
二 城司外五千五百八十九名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二七二号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 香川県大川郡志度町志度四、五五
九ノ二六 細川善秋外二百九十九
名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二七九号 平成八年二月二十六日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県川越市新富町一ノ二ノ一
大沢正司外千三百七名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二八三号 平成八年二月二十六日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県坂戸市片柳一ノ三 木村昇
外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二九三号 平成八年二月二十七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 香川県大川郡大内町馬篠三七三
三浦義太郎外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三〇三号 平成八年二月二十七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県上尾市平方三、四二七ノ二
関根恒治外千四百十五名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三〇六号 平成八年二月二十七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願
請願者 埼玉県浦和市根岸五ノ一八ノ一〇
ノ五〇四 小澤日出子外九百九十
九名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三一三号 平成八年二月二十七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 茨城県ひたちなか市足崎一、三五〇ノ四 井上明子外一万四千六百七十名

紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三一六号 平成八年二月二十八日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 香川県高松市多賀町三ノ一六ノ五 米岡共栄外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三一九号 平成八年二月二十八日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県上尾市上尾村八八七ノ五 相沢キヤ外千四百十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三二二号 平成八年二月二十八日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県浦和市西堀一ノ一二九 小曾根三郎外九百九十九名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三二五号 平成八年二月二十八日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県入間市東町五ノ三ノ一一ノ四〇二 近藤憲史外千四百九十九名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三二七号 平成八年二月二十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県北本市北本二ノ二ノ四 長谷川勝外千四百九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三三〇号 平成八年二月二十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 香川県高松市観光町五二〇ノ一四 中村実外八十九名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三三五号 平成八年二月二十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県浦和市辻四ノ二〇ノ一四 木野内昭外千八名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三四六号 平成八年三月一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県上尾市春日一ノ二ノ三〇春 日マンシヨン二〇六 阿部弘也外千三百二十八名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三五六号 平成八年三月一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県浦和市辻八ノ二六ノ一ノ一三〇六 高橋由明外千六名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三六三号 平成八年三月一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市富士見五ノ一八ノ二九 安部久夫外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三六五号 平成八年三月四日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市伊豆の山町一八ノ二 田辺繁雄外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三六六号 平成八年三月四日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願(二通)

請願者 埼玉県大里郡寄居町大字鉢形四一ノ二 根岸正美外一万二百三十九名

紹介議員 大久保直彦君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三六八号 平成八年三月四日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県浦和市西堀六ノ一〇ノ一六 高嶋信治外九千五百三十五名

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三七四号 平成八年三月四日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県大宮市指扇三、九〇ノ一四 柴崎泰房外九百九十九名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三七五号 平成八年三月四日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町大字柏木町字柳田一〇六 藤田寿男外二千七十名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三七六号 平成八年三月四日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 青森県十和田市東十五番町二二ノ一四ノ四 佐々木和広外四千三十八名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三七八号 平成八年三月五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 青森県西津軽郡野屋四〇ノ四九 西田紀子外八千四百八十二名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三八四号 平成八年三月五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 川崎市中原区上小田中一ノ三七ノ七 出口隆宏外二万四千四百五十四名

紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三八五号 平成八年三月五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 岡山市妹尾三、八四四ノ二 青葉 嵩外二万五千四百四十二名
紹介議員 平田 健二君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三八六号 平成八年三月五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 千葉県野田市山崎一、九三九ノ一 四海老原優外七千五百八十一名
紹介議員 足立 良平君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三八七号 平成八年三月五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 千葉県松戸市古ヶ崎一ノ三、〇五五 湯浅ミキ子外一万名
紹介議員 長谷川 清君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三八九号 平成八年三月五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 愛媛県北条市佐古一八四 重松芳 章外一万名
紹介議員 直嶋 正行君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三九〇号 平成八年三月五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 富山県水見市飯久保四一〇ノ四 窪田清幸外一万名
紹介議員 今泉 昭君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三九二号 平成八年三月五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 愛媛県北条市北条五〇〇 尾崎雄 一外一万四千四百八十三名
紹介議員 寺崎 昭久君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三九三号 平成八年三月五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 富山県砺波市千保二七四ノ二 永 山雅之外一万二千二百十五名
紹介議員 吉田 之久君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四〇二号 平成八年三月五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 青森県大野市片岡四三ノ五八ジュ ネスコスギ二〇一 千葉園子外四千八百七十七名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四〇四号 平成八年三月五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市藤金八三五ノ一五 〇三二一 完山盛義外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四一六号 平成八年三月六日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市今町八〇三 原逸雄 外一万二千九百七十七名
紹介議員 都築 謙君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四二六号 平成八年三月六日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市神近町一、〇五四 松本廣三外一万名
紹介議員 石田 美栄君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四二九号 平成八年三月六日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県狭山市人間川一、四四七ノ 五七 後藤富久外千六百五十二名
紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五〇四号 平成八年三月七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 青森県弘前市大字青山一ノ九ノ一 宮園第二Cノ一〇四 外崎昭二外二千九百九十四名
紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五〇五号 平成八年三月七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 青森県南津軽郡浪岡町大字銀字杉

田一三〇 一戸武雄外三千八百八十名

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五〇七号 平成八年三月七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市富士見四ノ二四ノ 一九 石田光雄外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五二四号 平成八年三月八日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘三ノ三二ノ 七 西沢慎次外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五八〇号 平成八年三月十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市上広谷六二ノ六六 小泉佐武郎外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五八二号 平成八年三月十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

請願者 青森県浦町字奥野四五ノ一〇 長 野むつ子外三千八百四十五名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五九五号 平成八年三月十二日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に関する請願

する請願

請願者 青森県中津軽郡岩木町大字五代字

山本六〇一ノ九 竹谷菜穂子外二
千四百十九名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六〇三号 平成八年三月十二日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に關する請願

請願者 埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘二ノ一

一ノ四 倉賀野浩之介外二百九十九
名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六一九号 平成八年三月十三日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に關する請願

請願者 埼玉県坂戸市溝端町九ノ一七ノ五

〇三 梅本英一外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六四四号 平成八年三月十三日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に關する請願

請願者 青森県弘前市大字慈戸字中野五九

ノ五 田村良紀外二千三十名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六五三号 平成八年三月十四日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に關する請願

請願者 埼玉県比企郡鳩山町今宿三三五

小峰俊彦外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六九七号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に關する請願

請願者 埼玉県坂戸市伊豆の山町二ノ二

一ノ三〇三 西澤義澄外二百九十
九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第七一八号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に關する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市脚折三ノ二三ノ一

二 山崎正治外六百六十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第七三九号 平成八年三月十九日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理方策の撤回に關する請願

請願者 埼玉県坂戸市西坂戸四ノ六ノ四

益川一郎外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五八号 平成八年二月五日受理

住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 東京都練馬区光が丘七ノ七ノ五ノ

七〇四 戸井和夫外十九名

紹介議員 山本 保君

政府・与党は、民間企業である住宅金融専門会社
いわゆる「住専」の不良債権の処理のため、平成
八年度予算案において総額六千八百五十億円の国
民の税金を投入することを決定した。「住専」の
経営破たんは、土地投機の失敗から借金を踏み倒
す借り手、「住専」自身のずさんな経営、これを
放置してきた関係金融機関及び大蔵省など行政当

局が招いたものであり、関係者の責任は重大であ
る。関係者の責任を明らかにすることなく、「住
専」の経営の失敗を国民の税金でしりぬぐいする
ことは断じて認められず、まして民間会社であ
り、国民の預金も受け入れていない「住専」の不
良債権の処理に国民の税金を投入することは許さ
れない。「住専」の不良債権の処理に当たって
は、法治国家のルールに従い、他の民間会社と同
様、破産法等の法的手続により処理を図るべきで
ある。私たちは、政府の今回の決定に強く抗議す
るとともに、政府に対し平成八年度予算案から
「住専」の不良債権処理にかかわる六千八百五十
億円を削除することを強く求める。また、かかる
決定を行った政府は衆議院を解散して国民に信を
問うべきである。ついては、次の事項について実
現を図られたい。

一、税金投入による「住専」の不良債権処理策を
政府予算案から削除すること。

二、不良債権の実態、金融機関、大蔵省などの責
任を国民に明らかにすること。

第九〇号 平成八年二月二十一日受理

住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 茨城県水戸市八幡町七ノ一三 大

和治治夫外七十一名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第四一四号 平成八年三月六日受理

住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 茨城県行方郡潮来町辻一、二六六

前野しめ外百三十三名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六八八号 平成八年三月十五日受理

住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 熊本市本庄町七三七ノ八 嶋田洋

外千七百七十八名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

紹介議員 阿曾田 清君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七三六号 平成八年三月十九日受理

住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢二ノ六

ノ三 阿部正成外三百七十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七七六号 平成八年三月二十五日受理

住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 静岡県志太郡大井町吉永六六五

ノ四 鈴木晴彦外八百四十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七七七号 平成八年三月二十五日受理

住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 茨城県土浦市桜町四ノ一六ノ二八

藤川八重子外四名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第八二九号 平成八年三月二十八日受理

住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 熊本県宇土郡三角町大字前越一、

七七二ノ六 鈴木健二外二百九十
名

紹介議員 阿曾田 清君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七五号 平成八年二月八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市左京区岩倉花園町二九五ノ四 横田淳太郎外九百八十六名

紹介議員 猪熊 重二君

総額六千八百五十億円に上る公的資金導入を盛り込んだ住宅金融専門会社（住専）救済に関する政府の処理案に対し、国民からの怒りの声が噴出し、しかも、今後の二次処理以降の処理策を考慮すると、すべての国民一人当たり約一千万円を超える公的資金の導入となる。中小企業は倒産してもだれも助けてくれないのに、バブルを引き起こした張本人であり、でたらめな経営で破たんした民間会社の後始末に大切な国民の血税が使われることは、到底納得できない。本来、住専処理に当たっては、住専に關与した金融機関の経営責任の明確化が前提であり、米国の金融機関S&L（貯蓄貸付組合）の破たん処理では、不正な行為を行った経営者や行政関係者千八百人が刑事告訴され、その半数が有罪判決を受けたという教訓がある。いつ、どこで、どういう形で不良債権が発生したのか、政策の判断を誤ったのはだれなのか等、徹底した責任の追及が不可欠であり、取り分け、住専という銀行のタミー会社をつくり、天下り先に使い、その上、立入検査でその実態を把握していたにもかかわらず、不良債権の処理を先送りし、傷口を大きくしてきた大蔵省の責任は重大である。しかも、政府は住専処理に公的資金は導入しないと繰り返し公約していたにもかかわらず、それを撤回し、国民に説明もないままに、国民不在の政治決着を図った。私たちは、この度の住専処理策に反対する。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、政府は安易な公的資金導入を盛り込んだ住専処理策を撤回すること。
二、十三兆円を超える住専の貸付実態を、速やかに国民に開示すること。

三、住専経営者及び住専各社へ融資した金融機関等の経営責任並びに借り手経営者の責任を刑事、民事を含めて明確にすること。
四、指導、監督に当たった大蔵省の行政責任を明確にすること。

第七九号 平成八年二月九日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市伏見区深草紺屋町四ノ二一 武村弘子外二千三百十九名

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第八一号 平成八年二月九日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区日ノ岡朝田町二六ノ一〇 樹山勇外千八百七十三名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第八九号 平成八年二月十三日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区御陵血洗町八二ノ六 黒川明外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一〇七号 平成八年二月十四日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区北花山中道町一〇三ノ四三 大西正義外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都府宇治市五ヶ庄寺界道七〇 古川洋子外二千八百六十九名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一一六号 平成八年二月十四日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市伏見区深草越後屋敷町七三ノ六 矢嶋隆彦外二百七十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二二二号 平成八年二月十五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市伏見区下鳥羽北ノ口町一四市宮住宅七三二 湯口舞一外三百三十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一三二号 平成八年二月十五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都府宇治市横島町吹前三七ノ六ノ三〇五 西岡秀起外二千二百三十九名

紹介議員 横尾 和伸君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一三三号 平成八年二月十五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市伏見区深草大龜谷古御香町一六〇 岡田芳博外百五十五名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一四八号 平成八年二月十九日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区西野山射庭ノ上町二四七ノ三 安達文宏外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一五五号 平成八年二月十九日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市南区唐橋平垣町二四 井内弘外三千名

紹介議員 大久保直彦君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一五七号 平成八年二月二十日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市伏見区深草フチ町一四ノ二四 住岡久信外二百一名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一六〇号 平成八年二月二十日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区西野山百々町四九ノ一〇 加藤剛男外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二七八号 平成八年二月二十一日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都府宇治市宇治一番五七ノ一三
入江弘子外二百四十七名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二八一号 平成八年二月二十一日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区御陵荒巻町一〇ノ一
吉田耕司外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二九三号 平成八年二月二十二日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願(二通)

請願者 京都市伏見区深草飯食町八二九ノ六
林成芳外六百四十九名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二九五号 平成八年二月二十二日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区勸修寺西金ヶ崎三三
四 中野芳男外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二〇六号 平成八年二月二十一日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県焼津市本中根一八七ノ九
八木ひでみ外四百八十六名
紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二二二号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願(一通)

請願者 京都府宇治市折居台四ノ一ノ九四
安田耕之助外五百八十八名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二二二号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県田方郡大仁町浮橋九二三
土屋治司外三千六百九十五名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二二三号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県沼津市足高三三二ノ六七
加藤富美子外三千七百五十九名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二四四号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市南区久世築山町一ノ七 池
田タキ子外四千四十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二六八号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市八幡市山石城一ノBノ三
五ノ二〇五 小川護外千九十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二七三号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県富士市厚原一、三四四ノ一
飯野功行外二千八百五十名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二七六号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区勸修寺堂田一三ノ一
伊藤彦三郎外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二七六号 平成八年二月二十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県清水市八坂北一ノ一五ノ二
六 加藤章一外二千三百七十七名
紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二七七号 平成八年二月二十六日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市宇治市横島町蘭場三八ノ二
五 木原義文外一千五百三十九名
紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二八四号 平成八年二月二十六日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区西野榎本町二〇ノ八
〇 木下正幸外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第二九四号 平成八年二月二十七日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区四ノ宮山田町二七ノ九
九 関忠外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第三二二号 平成八年二月二十七日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県清水市折戸一ノ二〇 百瀬
順子外二千六百三十名
紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第三二七号 平成八年二月二十八日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 京都市山科区西野榎子見町一ノ二
市宮住宅二ノ一、〇六一 荒木稔
外九十九名
紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第三四九号 平成八年三月一日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡市千代田五ノ一ノ一 田尻昌

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第三六四号 平成八年三月四日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市和地山二ノ一八ノ一

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第三七七号 平成八年三月四日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 山形市城西町二ノ一四ノ二九 佐藤三治郎外二千九百九十九名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第三七九号 平成八年三月五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 福岡市早良区原四ノ二三ノ一五ノ三〇五 川崎奈央子外九千九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第三八一号 平成八年三月五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡那珂川町大字松木六

〇七ノ一四〇三 中村憲政外四千名

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第三八八号 平成八年三月五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県清水市石川新町三ノ二五 濱松恒雄外四千四十名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第三九一号 平成八年三月五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 福岡県築上郡大平村東下一四七ノ一 内尾高子外千八百九十七名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第四〇三号 平成八年三月五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 北九州市小倉南区横代南町五ノ一五ノ二 藤田忠光外三千九百三十一名

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第四一五号 平成八年三月六日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 福岡市南区松原五ノ一三〇 森英紀外千九百九十名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第四一九号 平成八年三月六日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県榛原郡榛原町坂部五、一〇一ノ一五 松永光夫外七百三十四名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第四二三号 平成八年三月六日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県清水市幸町一六ノ二六 小松妙子外千四百八十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第四三五号 平成八年三月七日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 北九州市小倉北区今町一ノ四ノ一 二〇五 竹垣昌幸外千三百三十二名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第四八〇号 平成八年三月七日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 北九州市八幡西区上上津役二ノ一二ノ七 鶴村道子外九百七十七名

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第四九一号 平成八年三月七日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県島田市月坂一ノ四ノ五 近江正雄外二千八十八名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五〇六号 平成八年三月七日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 福岡市西区下山門団地四七ノ三〇 山下博文外五千四百七十名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五二二号 平成八年三月八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 北九州市門司区花月園一七ノ五 新堀シゲ子外千五百七十七名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五二七号 平成八年三月八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 北九州市若松区赤崎町一三ノ二二 桑原浩外千三百四十六名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五三二号 平成八年三月八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県焼津市一色一九九ノ一 田中豊外九百九十九名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五五〇号 平成八年三月十一日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 福岡県糟屋郡新宮町湊坂二ノ八ノ四 鳥谷哲弘外千八百八十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五五八号 平成八年三月十一日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡市東区若宮四ノ八ノ一ノ二
〇一 伊藤裕二外五千九百八十三
名

紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五七五号 平成八年三月十一日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡市博多区板付七ノ二ノ三七ノ
一〇一 山田俊宏外千八百二十名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五八三号 平成八年三月十一日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡市城南区堤地二九ノ二〇四
吉井和也外四千九百八十七名

紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五八四号 平成八年三月十一日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山三、
二二一ノ一二五 保坂裕二外千九
百九十九名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五八七号 平成八年三月十一日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願

請願者 福岡県大川市大字小保四七〇ノ一
二 米村直司外二千九百五十四名

紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五九二号 平成八年三月十二日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願(二通)

請願者 福岡市博多区西春町一ノ一ノ七
木村高美外千九百八十五名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第五九三号 平成八年三月十二日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡市東区原田一ノ二ノ三〇ノ
一〇四 池田康代外千九百九十九
名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六〇〇号 平成八年三月十二日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡市南区老司三ノ一六ノ五南住
宅一ノ二〇三 近藤和徳外千九百
四十名

紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六〇七号 平成八年三月十二日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡県久留米市荒木町荒木一、九
六三ノ二〇 田尻進外千八百四十
八名

紹介議員 横尾 和伸君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六一二号 平成八年三月十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡市博多区西春町一ノ一ノ七
中田アキ子外千九百九十九名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六四六号 平成八年三月十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 北九州市小倉北区泉台三ノ一三ノ
七 岩本光史外千二百六名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六五〇号 平成八年三月十三日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡市南区花畑三ノ二六ノ一五
前川守外千二百二十九名

紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六六一号 平成八年三月十四日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿六五
五ノ一 百済敏和外千九百九十九
名

紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六六三号 平成八年三月十四日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡県糟屋郡宇美町宇美一、九二

八ノ二九 吉村久生外九百八十七
名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六七七号 平成八年三月十四日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡市早良区飯倉三ノ二六ノ三三
石川公久外千九百四十九名

紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六八四号 平成八年三月十五日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 北九州市小倉北区赤坂五ノ四ノ三
富田信行外千二百四名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六八五号 平成八年三月十五日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡県糟屋郡宇美町宇美一、九二
寺坂幸子外九百九十九名

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六九〇号 平成八年三月十五日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 福岡市博多区東比恵三ノ一六ノ二
三 山本サツキ外九百五十一名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七一二号 平成八年三月十八日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する
請願

請願者 静岡県藤枝市藤岡三ノ一ノ二五

紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七一三三号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 北九州市八幡西区千代ヶ崎三ノ四

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七一九号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県沼津市大塚一、一七〇ノ二
ノ四ノ四〇五 堀尾征澄外四千七百九十九名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七二三三号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 福岡市西区姪浜二ノ八ノ八 島田 浩外千六百七十八名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七四〇号 平成八年三月十九日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 福岡市早良区城西三ノ二ノ一五
ジョイフル西新五〇二 時枝良一
外六千九百三十五名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七五六号 平成八年三月二十一日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県榛原郡相良町地頭方一、一七三 杉山清外九百九十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七九七号 平成八年三月二十六日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市白羽町一、八五〇ノ一 鈴木サキ外六百五十三名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第八〇九号 平成八年三月二十七日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市中田島町一、三九八 安間正広外九百八十八名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第九四号 平成八年二月十三日受理

住宅金融専門会社への不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県長浜市南田附町二七五ノ一 七 高木和夫外五百二十九名

紹介議員 猪熊 重二君

経営危機に陥った民間企業である住宅金融専門会社の不良債権の処理策として、政府・与党は、関係する各金融機関の責任や大蔵省等の行政の監督責任など明らかにしないまま、総額六千八百五十億円、国民一人当たり約五千五百円の負担を押し付ける公的資金の導入を決定した。今後更に国民の負担増が懸念される今回の処理策に広範な国民

からの怒りの声が噴出している中で、当時の村山首相、武村大蔵大臣は、常会前にその責任を放棄して辞任するという無責任極まりない対応である。このような「無責任」、「問題先送り」、「国民不在」の処理策は直ちに撤回するとともに、真実を公開し、その責任を明確にするよう求める。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、政府・与党が決定した住専処理策を直ちに撤回すること。
二、住専の貸付実態を国民に開示し、あらゆる手段を駆使して不良債権の回収に全力を挙げることに。
三、住専経営者及び住専各社へ融資した金融機関等の経営責任を明確にすること。
四、指導、監督に当たった大蔵省の行政責任を明確にすること。

第九五号 平成八年二月十三日受理

住宅金融専門会社への不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県大津市馬場二ノ二ノ五九 大橋勉外七百五十名

紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第九六号 平成八年二月十三日受理

住宅金融専門会社への不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県大津市坂本六ノ二五ノ一三 垣内好子外四百七十八名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一一四号 平成八年二月十四日受理

住宅金融専門会社への不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県高島郡安曇川町南船木二二 九 渡きみ外五百五十九名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一二四号 平成八年二月十五日受理

住宅金融専門会社への不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県高島郡朽木村市場五八五ノ二 横山滋美外四百四十九名

紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一二五号 平成八年二月十五日受理

住宅金融専門会社への不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県彦根市大蔵町一六三ノ一〇 二 馬場治郎外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一三四号 平成八年二月十五日受理

住宅金融専門会社への不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町神郷九三九ノ四七 山下カタル外五百五十九名

紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一三六号 平成八年二月十六日受理

住宅金融専門会社への不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県大上郡甲良町金屋一、三六 一 小松政弘外四百八十八名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一三九号 平成八年二月十六日受理

住宅金融専門会社への不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県彦根市芹町九ノ九 奥田良

外三百九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第二六四号 平成八年二月二十日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡五箇荘町小幡五四一
嶋村光雄外百九十九名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一八七号 平成八年二月二十一日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県大津市大江四ノ二七ノ一四
ノAノ一〇二 高梨順子外百七十九名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第三〇七号 平成八年二月二十七日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県彦根市平田町二二七ノ一
鶴田ミエ子外三百八十九名

紹介議員 風間 純君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第三六七号 平成八年三月四日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町伊庭二、二
四五 田中信弘外五百十一名

紹介議員 大久保直彦君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第四二五号 平成八年三月六日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

請願者 滋賀県大津市浜大津二ノ七ノ一九
分部晴美外五百三十九名

紹介議員 横尾 和伸君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六〇一号 平成八年三月十二日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大分市金池南一ノ六ノ一六ノRノ
七ノ二一 三代誠三外二千九百九十九名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六二二号 平成八年三月十二日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪府堺市深阪二、二七八ノ一一
竹内美津代外二万四千九百九十九名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六二〇号 平成八年三月十三日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪府西成区旭三ノ二ノ二三 藤
田登司明外千九百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六二二号 平成八年三月十三日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大分市王子南町六ノ一九 後藤和
人外二千九百五名

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六五四号 平成八年三月十四日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市田園一、〇五四ノ七
都築香外七千九百九十三名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六六二号 平成八年三月十四日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大分県別府市上田の湯町三ノ二二
橋本信一外千九百九十九名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六八七号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 宮崎県延岡市山町四ノ四、八〇
九ノ三 宮脇房江外六千二百九十九名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六八九号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大分市大字田尻一、二九九ノ二
和氣智司外三千十一名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六九八号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪府東住吉区中野四ノ四ノ四七
吉田雅己外五千七百七十四名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七〇〇号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大分県津久見市彦ノ内二六六ノ三
左少清子外三千二百五十九名

紹介議員 横尾 和伸君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七〇二号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 鹿児島市錦江台一ノ五一ノ三ノ二
四 岩崎浩一外四千九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七二二号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 鹿児島県国分市敷根二〇二ノ三
老岐三男外九千九百九十九名

紹介議員 横尾 和伸君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七二四号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪府西成区花園南二ノ五ノ一六
福井國夫外二千百十五名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七三五号 平成八年三月十九日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 鹿児島市郡元町三ノ二ノ七 長山

千鶴子外四千九百九十九名
紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七四一号 平成八年三月十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪市西成区南津守三ノ四ノ二一
当眞スミ子外二千三百三十四名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七五五号 平成八年三月二十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 宮崎県日南市大字板敷四、四四〇
宮崎光順外九百九十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七五八号 平成八年三月二十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪府三島郡島本町広瀬一ノ八二
〇ノ四 加治淑江外四千九百九十
九名
紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七七四号 平成八年三月二十二日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 宮崎県日南市大字板敷四、四四〇
宮崎光順外九百九十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七七八号 平成八年三月二十五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 宮崎県日南市大字吉野方四、二〇
九 河野茂外九百九十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七八五号 平成八年三月二十五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪市平野区長吉長原四ノ一六ノ
二四 高田雄七郎外二千二百五十九
名
紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八〇二号 平成八年三月二十六日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区共立通一ノ九ノ六
北村平治外九百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八〇五号 平成八年三月二十六日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 宮崎県日南市大字板敷四、四四〇
宮崎光順外九百九十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七七八号 平成八年三月二十五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 宮崎県日南市大字板敷四、四四〇
宮崎光順外九百九十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八一〇号 平成八年三月二十七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪市西成区旭一ノ四ノ五 井上
定泰外九百九十七名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八二五号 平成八年三月二十七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 宮崎県日南市大字吉野方四、二〇
九 河野茂外九百九十九名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八三二号 平成八年三月二十八日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪府高石市取石六ノ一二ノ一二
中山順一外十名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八七四号 平成八年三月二十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪市西成区天下茶屋東一ノ七ノ
一七 上柿久外四千九百九十五名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第九一七号 平成八年四月一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪府東大阪市西岩田四ノ四ノ一
〇 三宅康幸外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第九五七号 平成八年四月二日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪府東大阪市玉串元町一ノ六ノ
三八 宮田善弘外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第九八四号 平成八年四月三日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 奈良県生駒市北大和一ノ九ノ二三
萩原清一外二百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一三五九号 平成八年五月八日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪府城東区諏訪一ノ五ノ二三
鈴木真知子外七百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一三八六号 平成八年五月九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願
請願者 大阪市旭区大宮四ノ六ノ三一 西
川公一外九百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一〇九号 平成八年一月十四日受理
住専不良債権に対する税金投入反対に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡大洗町大貫町二一
四 関根ひろ子外四十二名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

政府・与党は、民間企業である住宅金融専門会社
いわゆる「住専」の不良債権の処理のため、平成
八年度予算案において第一次損失分総額六千八百
五十億円の国民の税金を投入し、さらに将来発生
する損失の半分を税金で穴埋めすることを決定し
た。「住専」の経営破たんは土地投機の失敗から
借金を踏み倒す借り手、「住専」自身のずさんな
経営、これを放置してきた関係金融機関及び大蔵
省など行政当局が招いたものであり、関係者の責
任は重大である。これら関係者の責任を明らかに
することなく、「住専」の経営の失敗を国民の税金
でしりぬぐうことは断じて認められない。
まして民間会社であり、国民の預金も受け入れて
いない「住専」の不良債権の処理に国民の税金を
投入することは許されない。このようなことがま
かり通れば、納税モラルの低下を招くことは必至
である。「住専」の不良債権の処理に当たっては
法治国家のルールに従い、他の民間会社と同様、
破産法等の法的手続により処理を図るべきであ
る。私たちは政府の今回の決定に強く抗議すると
ともに、政府に対し平成八年度予算案から「住
専」の不良債権処理にかかわる六千八百五十億円
を削除することを強く求める。ついては、次の事
項について実現を図られたい。

- 一、税金投入による「住専」の不良債権処理策を
政府予算案から削除すること。
- 二、不良債権の実態、金融機関、大蔵省などの責
任を国民に明らかにすること。
- 三、住専問題は破産法による処理をすること。

第一一〇号 平成八年二月十四日受理
住専不良債権に対する税金投入反対に関する請願
請願者 岐阜県大垣市島里二ノ二 中沢
清子外五十二名

紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第一一一号 平成八年二月十四日受理
住専不良債権に対する税金投入反対に関する請願
請願者 千葉県松戸市松台六六ノ一四
大久保正美外七百二十一名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

請願者 福岡市博多区南本町一ノ二ノ二
藤崎充子外四十二名
紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二九五号 平成八年二月二十七日受理
住専処理に対する税金投入反対に関する請願
請願者 東京都荒川区東日暮里五ノ二三ノ
九 高橋利雄外三百二名

紹介議員 吉川 春子君
「住専」(住宅金融専門会社)の不良債権問題の処
理に国民の血税をつぎ込むのは絶対に許せない。
阪神大震災の被災者には「日本は資本主義の国だ
から個人の資産の補償はしない」と言った政府
が、民間の金融機関の「住専」処理に税金を出す
のは疑問である。「住専」問題の真相を明らかに
し、母体行(銀行)や「住専」、政府・大蔵省、
政治家などの責任を明らかにすべきである。つい
ては、次の事項について緊急に実現を図られたい。

- 一、国の予算案から「住専」問題処理の六千八百
五十億円を削ること。
- 二、「住専」問題処理に国民の税金は今後とも一
切使わないこと。
- 三、「住専」処理の負担は、母体行(銀行)の責
任で行うこと。

第八三三号 平成八年三月二十七日受理
住専処理に対する税金投入反対に関する請願
請願者 鳥取県米子市和田町二八八五
田中房義外十六名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第二九六号 平成八年二月二十七日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹
底究明に関する請願
請願者 千葉県松戸市松台六六ノ一四
大久保正美外七百二十一名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二九七号 平成八年二月二十七日受理
住専処理に対する税金支出反対に関する請願
請願者 埼玉県大里郡花園町永田一、八六

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

政府は、住宅金融専門会社(住専)の不良債権の
処理のために六千八百五十億円の財政資金を投
入しようとしている。しかしこの問題の大本は、
母体行である大手銀行が子会社である「住専」各
社を使って不動産投機を行った結果であり、「住
専」をつくったのも、危ない不動産投機により破
たんさせたのも、大手銀行だったことは明白であ
る。その銀行は今、政府による超低金利の下で莫
大(ばくだい)な業務純益を上げており、母体行
の責任でこの問題は処理できる。不良債権の中
には、暴力団や政治家が関与しているものが少な
くないと言われており、また、大蔵省や大手銀行の
OBが「住専」の役員となり、少なくとも不良債
権が大手銀行による「紹介融資」によるものであ
るなど、監督官庁と母体行の責任を徹底究明する
必要がある。こうした責任も明らかでないまま、
国民一人当たり五千五百円もの公金を支出するな
どもってのほかである。ついては、次の事項につ
いて実現を図られたい。

- 一、「住専」問題の処理のために、税金などの公
的資金を使わないこと。
- 二、「住専」問題は、母体行である銀行に責任を
持って処理させること。
- 三、「住専」の大口貸出先、銀行による「紹介融
資」の実態、大蔵省の行政責任など、国民が納
得できるまで真相を徹底究明すること。

第一五四七号 平成八年五月二十四日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹
底究明に関する請願
請願者 長野県松本市平田東一ノ八ノ九
藤原武子外百八十四名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二九七号 平成八年二月二十七日受理
住専処理に対する税金支出反対に関する請願
請願者 埼玉県大里郡花園町永田一、八六

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第五七三三号 平成八年三月十一日受理
住専処理に対する税金支出反対に関する請願
請願者 神奈川県相模原市田名五、六九四
ノ二エルディム江成一〇一 今田
靖則外一千七百七十七名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

五 神辺修作外五十名
紹介議員 阿部 幸代君
政府は、阪神・淡路大震災被災者の個人補償要求
には「個人財産は補償できない」と冷たく拒否し
ながら、乱脈経営の果てに破たんした民間企業、
住専に六千八百五十億円(国民一人当たり五千五
百円)の血税を支出しようとしている。住専の設
立母体は大銀行であり、住専破たんによる不良債
権は母体行の責任において処理すべきである。大
銀行はパルプ崩壊後も公定歩合の相次ぐ引下げで
業務純益を大幅に増やしており、母体行は不良債
権の全額を負担できる内部留保の蓄えがある。政
府は、更に二次損失分の半額を税金で支出しよう
としており、国民負担は際限なく増大されかねな
い。また、不動産融資の「総量規制」の対象から
住専を外し、母体行の不良債権を住専に押し付け
てきた政府・大蔵省の責任も重大である。ついて
は、次の事項について緊急に実現を図られたい。

- 一、住専処理に税金支出はやめ、平成八年度予算
案から六千八百五十億円を削除すること。
- 二、住専処理は母体行の責任で行うこと。
- 三、住専破たんと不良債権の全額について、真
相を究明し、資料を公開すること。

第三七〇号 平成八年三月四日受理
住専処理に対する税金支出反対に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市上内間木二二 大路
国夫外三千三十三名

紹介議員 阿部幸代君
この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第五七三三号 平成八年三月十一日受理
住専処理に対する税金支出反対に関する請願
請願者 神奈川県相模原市田名五、六九四
ノ二エルディム江成一〇一 今田
靖則外一千七百七十七名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第二九七号 平成八年二月二十七日受理
住専処理に対する税金支出反対に関する請願
請願者 埼玉県大里郡花園町永田一、八六

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第五七四号 平成八年三月十一日受理
住専処理に対する税金支出反対に関する請願
請願者 静岡県駿東郡小山町竹之下 杉崎 栄外九百四十二名
紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第六六六号 平成八年三月十四日受理
住専処理に対する税金支出反対に関する請願（二通）
請願者 静岡県富士市大淵二、四一一ノ一
七 依田美代子外一千二百二十名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第二九八号 平成八年二月二十七日受理
住専処理に対する税金投入反対、消費税の増税中止・廃止に関する請願
請願者 東京都豊島区南池袋三ノ八ノ一ノ三〇二 山脇寛外五百六十六名
紹介議員 緒方 靖夫君

商店街は人通りが途絶え、下請業者には単価切下げ・短納期がまかり通るなど、中小業者の苦境はもはや黙視できない。この困難の原因である円高を助長してきた日米両国政府の責任は重大であり、円高を生む根本原因を正し、セーフガードの発動など中小業者・国民の営業と暮らしを守る諸施策を推進することこそ急がれている。政府は、「景気回復のためにも規制緩和を」と言うが、規制緩和の多くは、外国資本や大企業のもうけの自由を拡大し、中小業者の経営を圧迫し、消費者の健康や安全を脅かすものである。しかも、電話料金、国民年金保険料、大手私鉄、JR北海道・四国・九州の運賃など公共料金の値上げを次々認め、国民の暮らしを更に困難に陥れている。また、平成八年度予算案では中小企業対策費を後退させ、福祉・教育予算など国民生活に直結する予算も削るなどの一方で、軍事費は一・五八％増の約四兆八千億円と大きく増やそうとしている。そのうえ、乱脈経営で破たんした住宅金融専門会社（住専）に六千八百五十億円の国民の血税をつぎ込むようとしている。こうした大企業本位、軍事費拡大の財源として、消費税の税率を平成九年四月から五％に引き上げることを決め、さらに、今年九月の「税率見直し」では一層の税率引上げをたくらんでいる。取り分け中小業者にとって、限界控除の廃止、簡易課税制度の課税上限度の引下げ、帳簿と共に伝票の保存義務の強化などの実務や税額の負担の増大は死活問題である。消費税増税中止・廃止こそ、景気を回復し、国民生活を豊かにする道である。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、乱脈経営で破たんした、住専に国民の血税をつぎ込むことをやめ、大蔵省・母体行の責任を徹底的に明らかにすること。平成八年度予算案から、住専処理に充てる六千八百五十億円を直ちに削除すること。
二、消費税の増税を中止し、消費税は廃止すること。

第八七一号 平成八年三月二十九日受理
住専処理に対する税金投入反対、消費税の増税中止・廃止に関する請願
請願者 京都市左京区一乗寺河原田町二〇ノ六 大塚宏子外一千四百九十九名
紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一三七六号 平成八年五月八日受理
住専処理に対する税金投入反対、消費税の増税中止・廃止に関する請願
請願者 京都市北区上賀茂岡本口町七ノ一四 小杉功外二千八十名
紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第三五七号 平成八年三月一日受理
公的資金導入による住専処理反対に関する請願

請願者 大阪府交野市妙見坂六ノ八ノ一〇 平野博文外一万名
紹介議員 笹野 貞子君

不良債権を抱えて行き詰まった住専処理で、政府は、その実態の情報開示や金融機関・行政機関の責任追及などを放置したまま、一次、二次損失で、国民の血税を一兆三千億円以上も投入しようとしている。この公的資金の導入は、金融システム維持の口実になっているが、実際は密室での政治談合に基づく特定金融機関の救済策でしかない。大多数の国民が納得できる前提条件が何ひとつクリアされないまま、「初めに公的資金導入ありき」の姿勢で救済が図られようとしている。また、一般市民は既に、実質的な金融機関救済策である超低金利政策によって、預貯金の利息が目減りするという形で負担を強いられ、今回の住専処理は、更に大きな負担を一方的に国民に背負わせようとするものである。私たちは、このような国民を無視した無責任で安易な公的資金導入に強く反対する。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、情報開示（ディスクロージャー）を徹底すること。
二、金融機関等の経営責任を明確化すること。
三、監督官庁等の行政責任を明確化すること。
四、借り手責任を徹底して追及すること。
五、預金保険機構を充実させること。

第三五八号 平成八年三月一日受理
公的資金導入による住専処理反対に関する請願
請願者 大阪府枚方市田口一ノ二五ノ一八 坂本和弘外一万名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第三九九号 平成八年三月五日受理
住専処理に対する税金投入の撤回に関する請願
請願者 埼玉県上尾市大字小敷谷七ノ一 小野政博外五千五百九名

紹介議員 矢田部 理君
住専（住宅金融専門会社）問題は、乱脈経営が原因であり、大蔵行政と大手都市銀行を中心とする母体銀行、そして農林系金融機関が絡んだ構造的破たんと言える。「住専」は、勤労者向けの住宅ローン専門会社のはずであったが、金融機関の不動産向け大口融資を規制した「総量規制」を決めた際に「住専」を規制対象から外したことに伴い、銀行は個人向け住宅ローンにその活路を求めた。その結果、規制の対象となる大口融資先である不動産業や建設業者に対する融資は実質的な子会社である「住専」にあつせんするという構図が出来上がり、不良債権の拡大を招くこととなった。しかも時の蔵相は橋本現首相であり、政府・大蔵省の責任は明白かつ重大である。加えて、衆議院予算委員会の参考人招致に至っては、真相究明や国民の理解を得どころか、関係者の「言い訳」「開き直り」「責任逃れとなすり合い」でしかなかった。借り手の不動産業・建設業者には、暴力団・右翼団体絡みが多いため、取立てが可能であるにもかかわらず不良債権となつていくものも多く、自らの責任も明らかにしようとはしていない。そうした中で、一私企業の負債を六千八百五十億円の血税（国民一人当たり五千五百円の税負担）で処理するという今回の財政支出（住専処理）は到底国民に受け入れられるものではない。しかも、二次損失以降を考えれば、一人当たり一万円以上になると言われている今回のパブリックの付けを一方的に国民に転嫁するやり方は断じて許せない。ついで、徹底した真相究明を行うとともに、六千八百五十億円の税金（公的資金）の投入を撤回されたい。

第一一一三号 平成八年四月十二日受理
住専処理に対する税金投入の撤回に関する請願
請願者 静岡県富士市鈴川西町一三ノ五 高橋忠外四千五百五十二名
紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第一一四九号 平成八年四月十六日受理

住専処理に対する税金投入の撤回に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷高坂町一ノ九

三ノ二 武藤浩平外四百五十六名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第一三四〇号 平成八年五月七日受理

住専処理に対する税金投入の撤回に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市美井元町二ノ二

吉田栄治外四百七十七名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第四三〇号 平成八年三月六日受理

住専の不良債権処理反対に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区相沢二ノ六三ノ七

池谷雅行外四十六名

紹介議員 山口 哲夫君

パブルの時期、地価は急騰し、地上げが横行し、庶民は住宅を持つ夢を断たれ、高いローンに苦しんできたが、銀行などは有り余った資金を不動産投機につき込み、特に住専（住宅金融専門会社）は銀行などの出資と巨額の融資を受けて不動産融資に狂奔した。銀行などは不良物件を住専に押し付け、大蔵省はその実態を知らず放置した。

このため住専七社で千兆七千億円の貸付が残り、うち八兆円以上が焦げ付いており、その責任は金融機関と大蔵省にある。ところが政府、大蔵省は「このうち二兆三千億円の付けを、このままでは金融不安が高まる」という抽象的な説明だけで国民に回そうとしており、これは国民一人当たり一千万円以上の負担になる。このような手前勝手な不良債権処理は認められない。ついでに、次の措置を採られたい。

一、住専の不良債権処理のための六千八百五十億

円の財政支出予算を削除し、赤字国債の発行を同額だけ減らすこと。

二、不正・乱脈融資の実態を国民の前に明らかにし、歴代内閣と関係関係などの政治的責任、大蔵省を含む関係者の民事上、刑事上、行政上のあらゆる責任を厳しく問い、そのために必要な措置を講ずること。

三、大蔵省の金融部門と財政部門の分離、歳入と歳出の別組織化、内閣による歳出予算編成などを柱とする抜本的な改革を行うこと。

第二二〇六号 平成八年四月二十三日受理

住専の不良債権処理反対に関する請願

請願者 宮城県古川市下中目字古河一〇二

ノ二 永沢道雄外二千五百六十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第二二五七号 平成八年四月二十五日受理

住専の不良債権処理反対に関する請願

請願者 東京都町田市常盤町三、二二ノ

七 砂原幸雄外五名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第五四五号 平成八年三月八日受理

住専処理に関する請願

請願者 名古屋市中区見坂町二ノ六

見坂マンション二〇四 大木康子外五十五名

紹介議員 末広真樹子君

住専問題の処理に当たって、国税六千八百五十億円を住専処理機構に支出することは国民感情からして容認し難い。まず大蔵省、母体行、一般銀行及び農協系金融機関、住専会社、借り手業者すべての責任を徹底的に明らかにし、国民に負担、迷惑を掛けることのない解決策を実現するよう求める。ついでに、次の事項について実現を図られた

い。

一、平成八年度予算案における住専処理機構への六千八百五十億円の支出を取りやめること。

二、国民に負担が掛かぬよう今国会に提出予定の住専処理法案を全面的に見直すこと。

第六七三三号 平成八年三月十四日受理

住専処理に関する請願

請願者 名古屋市中区福江一ノ三三ノ一

〇 角野石雄外百二十九名

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七五三三号 平成八年三月二十一日受理

住専処理に関する請願

請願者 名古屋市中区香流一ノ一、三〇

七 林孝

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七八九号 平成八年三月二十五日受理

住専処理に関する請願

請願者 愛知県常滑市南古代一ノ三

山 本幸治

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第八〇八号 平成八年三月二十六日受理

住専処理に関する請願

請願者 愛知県豊田市竹元町二ッ池六ノ六

八 園部峰生外十三名

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第一〇〇〇号 平成八年四月三日受理

住専処理に関する請願

請願者 名古屋市中区金山一ノ八ノ二

七 星野輝哉

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第一〇二二号 平成八年四月四日受理

住専処理に関する請願

請願者 名古屋市中村区稲葉地町五ノ一八

秋田森治外五十名

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第一〇五〇号 平成八年四月八日受理

住専処理に関する請願

請願者 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町

字西立一〇六 横江喜子外七名

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第一〇七六号 平成八年四月九日受理

住専処理に関する請願

請願者 岐阜県多治見市宝町一〇ノ四八

宮島明美

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第一一〇三三号 平成八年四月十一日受理

住専処理に関する請願

請願者 名古屋市中区西味鏡四ノ五六〇

山本幸代

紹介議員 末広真樹子君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第五五四号 平成八年三月十一日受理

住専処理に関する情報公開と徹底究明に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四二 嵐嘉明

紹介議員 吉川 芳男君

金融機関の不良債権問題が深刻な事態となる中で、公的資金の投入や政府の対応を巡って、住専問題は国民に大きな不信感をおよぼす結果となっている。政府は内外の金融・経済情勢を考慮して金

融システムの維持を図るため、多額の財政資金の支出を含む住専問題処理策をまとめ、関連予算と関連法案の早期成立を目指している。しかし住専問題に関係する政治、行政、金融機関、借り手等の責任の不明確さが厳しく指摘されており、その実態説明が不十分なままでの政府の対応が一層の混乱を招いている。については、平成八年度予算の年度内成立に支障を来さないよう、かかる事態に至った経緯、原因をすべて国民に公開し、刑事責任を含む関係機関の責任を徹底的に究明することにも再発防止策や債権の強力な回収による財政負担の圧縮を図るなど、住専処理について万全を期されたい。